

令和3年加美町議会第1回定例会会議録第2号

令和3年2月17日（水曜日）

---

出席議員（17名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	三浦英典君	10番	沼田雄哉君
11番	一條寛君	12番	伊藤淳君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
16番	米木正二君	17番	木村哲夫君
18番	工藤清悦君		

---

欠席議員（1名）

15番 下山孝雄君

欠員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
危機管理室長兼新型 コロナウイルス感染症対策室長	庄司一彦君
企画財政課長	武田守義君
ひと・しごと推進課長	相澤栄悦君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	浅野仁君
農林課長	浅野善彦君
森林整備対策室長	佐々木実君

商工観光課長	塩田雅史君
建設課長	長田裕之君
保健福祉課長	内海悟君
子育て支援室長	佐藤法子君
地域包括センター所長	千葉桂子君
上下水道課長	大場利之君
会計管理者兼会計課長	佐藤和枝君
小野田支所長	大和田恒雄君
宮崎支所長	猪股繁君
総務課参事兼課長補佐	遠藤伸一君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	二瓶栄悦君
生涯学習課長 兼スポーツ推進室長	上野一典君
農業委員会事務局長	太田浩二君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	内海茂君
次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	内出由紀子君
主事	鈴木智史君

議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 報告第 1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 第 4 議案第 4号 加美町課設置条例の一部改正について
- 第 5 議案第 5号 加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

- 第 6 議案第 6 号 加美町敬老祝金等支給条例の一部改正について
- 第 7 議案第 7 号 町の境界変更について
- 第 8 議案第 8 号 境界変更に伴う財産処分の協議について
- 第 9 議案第 9 号 加美郡保健医療福祉行政事務組合規約の変更について
- 第 10 議案第 10 号 工事請負契約の締結について（令和 2 年度中新田公民館新築工事）
- 第 11 議案第 11 号 令和 2 年度加美町一般会計補正予算（第 11 号）
- 第 12 議案第 12 号 令和 2 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 13 議案第 13 号 令和 2 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 14 議案第 14 号 令和 2 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 15 議案第 15 号 令和 2 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 16 議案第 16 号 令和 2 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 17 議案第 17 号 令和 2 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 18 議案第 18 号 令和 2 年度加美町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 19 議案第 19 号 令和 3 年度加美町一般会計予算
- 第 20 議案第 20 号 令和 3 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 21 議案第 21 号 令和 3 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 22 議案第 22 号 令和 3 年度加美町介護保険特別会計予算
- 第 23 議案第 23 号 令和 3 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第 24 議案第 24 号 令和 3 年度加美町介護認定審査会特別会計予算
- 第 25 議案第 25 号 令和 3 年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第 26 議案第 26 号 令和 3 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第 27 議案第 27 号 令和 3 年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第 28 議案第 28 号 令和 3 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第 29 議案第 29 号 令和 3 年度加美町水道事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 29 まで

午前10時02分 開議

○議長（工藤清悦君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。15番下山孝雄君より欠席届が出ております。13番伊藤信行君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤清悦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、10番沼田雄哉君、11番一條寛君を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（工藤清悦君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告4番、8番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇ください。

〔8番 伊藤由子君 登壇〕

○8番（伊藤由子君） それでは、通告に従いまして1点質問いたします。

##### 1. 企業による風力発電に対する町の対応

昨年12月定例会の一般質問において説明のあった状況から、加美町における風力発電事業計画は着々と進行していると思われまます。環境影響評価の手續の中で市町村や住民の意見が反映されることになっています。環境評価の第二段階に当たる方法書の公告、縦覧が行われ、これから町として意見書を提出することになる。1つは宮城西部風力発電事業、2つはウィンドファーム八森山、3つは宮城山形北部風力発電事業について、企業による住民説明会での意見や要望のほかに、環境破壊、健康被害の観点から何を課題として意見すべきと考えるかをお伺いいたします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、風力発電事業に対する町の対応というご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

きます。

お話のとおり、現在町内では4つの民間事業者により6つの風力発電事業が計画されております。そのうち宮城山形北部風力発電事業、ウィンドファーム八森山、宮城西部風力発電事業、全て仮称であります。3つの事業につきまして、12月から今月にかけて環境影響評価手続の第二段階に当たる環境影響評価方法書が縦覧に供されております。

環境影響評価とは、事業が環境にどのような影響を及ぼすかについてあらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、意見等を踏まえ、環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく制度でありまして、大規模な風力発電事業の手続ではおおむね3年から4年かかると言われております。

手続につきましては、第一段階が環境への配慮事項の検討結果をまとめた配慮書、第二段階がどのような項目、方法で環境に及ぼす影響調査、予測、評価していくかを示した方法書、その後、現地調査等により環境影響評価を行い、第三段階が調査、予測、評価の結果、環境保全対策の検討結果を示し、事業者見解をまとめた準備書となっております。ここまでの各段階において、町から宮城県知事へ意見を述べることになっております。

方法書の段階である3つの事業につきましては、今後、町から宮城県知事に対し意見を述べることとなり、知事は市町村の意見や各分野の専門家から構成される技術審査会の答申などを踏まえ、経済産業大臣に意見を述べることとなります。経済産業大臣は、都道府県知事の意見等を勘案して方法書を審査し、環境の保全について必要な勧告をすることとなります。

町の意見は、個別の事業ごとに各担当課の意見を集約して作成しておりますが、何かの課題に重点を置くということではなく、影響が懸念される全てを課題として意見を作成しております。これまでの意見の例としては、災害への環境についての調査項目がないため、事業者において関係機関や防災分野の専門家等からの意見を踏まえ、事業実施による災害への環境を適切に調査し、災害を誘発する可能性がある場合は事業実施区域から除外すること、また景観への影響については、加美町のシンボリック的存在である薬菜山は一つの眺望点にとどまらず、町の資料や様々な媒体の写真や動画素材として撮影される最も重要な景観資源でありますので、薬菜山を望む景観に風力発電機が介在することとなれば景観への妨げになることは必至でありますので、観光や地域経済への影響が懸念されることから、風力発電機が映り込まないように措置を講じ、回避できない場合は事業計画の見直しを行うことなどを意見として述べてきております。そのほかにも有害鳥獣の生息環境や電波障害など、方法書に記載されていない項目についても調査するよう意見を述べてまいりました。

また、事業者の対応としては、文書で宮城県知事に意見を述べるだけでなく、日頃から各担当課と打合せをし、区域の除外や調査地点の追加など直接意見を述べております。

町としましては、エネルギーミックスの中で脱炭素化に向け再生可能エネルギーは推進すべきものであると捉えておりますが、住民の生活環境や自然環境に影響を及ぼすような事業であれば、これは認めることができません。今後も引き続き意見を県知事に対し、あるいは直接事業者に対しても意見を述べまして、適切に対応してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。以上よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） それでは、資料を映したいと思いますので申し上げます。

ここに映し出されたのはウィンドファーム八森山の、仮称ということなのですが、地図です。風力発電機が設置される予定の地図です。これを参照しながらお話ししたいと思います。

ウィンドファーム八森山及び宮城山形北部風力発電事業、宮城西部風力発電事業の3事業については、既に12月から環境影響評価の方法書が本所及び各支所で縦覧に付されています。ウィンドファーム八森山の事業について、前回もお話ししましたが、ほかの場所と今のところですが、違って、発電機設置の場所が民家とかなり近い距離にあることが私は課題であると考えておまして、前回もそう話したと思いますが、その件について業者協議とか、日頃から話合いを持っているという今の答弁ありましたが、その件について話合いを持ったのかどうかお伺いします。

その前に、ちょっと地図をご覧ください。

これが色麻町と加美町の境に予定されている八森山なのですが、最も近いのが地図によりますと川底が1.1キロ、青野が1.9キロ、民家で最も近いところが1.4キロとなっております。これは小学校かな。この集落に最も近い距離として1.4キロと示されておりますが、先ほどの質問について申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） おはようございます。企画財政課長です。よろしくお願いたします。

ご質問の民家との距離についてでございますが、騒音などの影響がないかを調べるために今回の環境影響評価を行うわけでございますが、調査の結果、重大な影響が生じる可能性がある場合は、基数の削減、さらには事業計画の見直しという形で影響を回避する措置が講じられるわけでございますが、騒音による影響は距離だけで評価できるものではございません。距離が

近くても間に山とか障害物があれば影響は小さくなりますし、距離が離れても何もなければ影響を受けるということになるわけでございます。距離が離れても周りに何もないというのが、本当はこれが問題になるわけでございますが、町といたしましては、単純に何キロメートル離すのではなくて、距離や周りの地形、環境、そういったものを踏まえて適切に調査するよう事業者意見として述べてございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） どの業者も騒音というレベルでくくっているんですね。騒音として前日も木々の葉擦れの音とか電線の揺れる音とか風の音とか全部総称してというか、まとめて騒音というくくりなんですけど、それで40デシベル以下だと何の問題もないとどの業者も述べているようですが、低周波についてはそういったレベルのものではないのではないかという著書も何冊もありますし、先日、隣町で風力発電事業についての学習会があった折に、2008年に収録されたテレビの放映がありました。主に東伊豆市の例だったかと思いますが、その例について、実際に低周波に悩んでいる人たちの日常生活が放送されていました。数は非常に少ないし、個人差はあるようです。同じ家族でも旦那さんは何でもないけれども奥さんと子どもがひどいとか、あるいはその逆だったり、兄弟でも違うというふうに個人差があるという例も幾つも散見されています。

例えば「風力発電の不都合な真実」という武田さんという人が出している本の中に、実際にいろいろな地域が出てきます。三重県青山高原、静岡県伊豆熱川、愛媛県伊方町、それからもう一つが愛知県豊橋市田原の例が出ています。その例はいずれも発電機から民家まで1キロないし3キロという例でした。環境省もたしか「全くそれを否定はできない」という通達を出しています。そういったことを考えるに及んで、風車配置の条件として住宅からの距離を1キロ以上離して設置するというのが、先日2月10日、宮崎の公民館でありました西部風力発電事業所の説明文にありましたが、1キロでそれが防げるんだろうかという疑問を持ちましたが、民家との距離について3キロ未満にこういった現象が起きている、そういった実例があるということについてどうお考えでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

民家との距離、さらには騒音、低周波、そういった形で説明をさせていただきます。

県ではそういった被害を大丈夫かどうか判断するための環境影響評価でございます。騒音は単純に距離だけで計算されるわけではございません。地形や構造物、川のことなど周りの環境

を踏まえた上で評価されるわけでございます。調査の結果、重大な影響が生じる可能性がある場合は、基数の削減、事業計画の見直しとなるわけでございますが、影響を回避する措置を講じることとなるわけでございます。

また、低周波につきましては、20ヘルツ以下の音のことをいいますが、風力発電機の騒音の問題は低周波によるものではないという国の知見がございまして、昨年8月、環境影響評価の項目から低周波の項目が除外されてございます。しかしながら、町、庁内といたしましては、そういった事業につきましては事業者が、住民の不安、やはりそういった環境が一番不安でございまして、除外するよう、解除するよう、調査を行うよう指示をしております。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 20ヘルツ以下だと低周波ということですが、調査をして異常があるかどうかを調べてからということに、いずれも今後の調査待ちというお話がよくあるんですが、造ってしまってからでは遅いんじゃないかなと思います。個人差もありますし、事例も少ない、だけでも確実に実際に悩んでいる人が実在するということについてやはり考えるべきかと思います。八森山の住居との距離について再考を促すべきと考えますが、業者に対しての話合いを持つということについてお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） あくまでも政府が示している基準は1キロということですので、町として今課長が申し上げたようなことを述べておりますし、ただ根拠なくして町で3キロ以上離してほしいとかということにはなかなかこれは言えないということだと思っています。ですから、町の意見に対してしっかりと調査したということが大事だと思っています。

また、南伊豆ですか、町が設置した風力発電のようですけれども、今調べてみたところ、数百メートルの距離に動物園、保育園もあるということですね。これは問題になるだろうと思っていますから、それぞれのケースをしっかりと見極めていかなくならないだろうと思っています。

いずれにしても、町としては言うべきことはきちっとこれまでも申し上げてきておりますし、これからも知事に対する意見書に記載し、また必要であれば直接業者にもお伝えしたいと思っています。以上です。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 国が1キロ以内ということ、1キロは離すということを基準として設けている、それに疑いを挟むということにはなるかと思いますが、やはりいろいろな意味で調査



をしていただきたいと思います。福島県の例もたくさん低周波で悩んでいる人たちの記録とがありますので、そういったことも調べていただきたいと思います。加美町に起きないとは限らないと私は考えます。じゃこの資料は一旦止めていただいて。

次に、宮城西部風力発電事業について、2月10日の住民説明会に参加いたしました。先ほどの答弁の中に、工事によって土砂災害が誘発されるような場所には風力発電を設置しないようにする、そういった調査を関係機関や防災分野の専門家などからの意見を聴取した上で、影響について調査した上で意見を申し上げていくという答弁がありましたが、西部風力発電事業の設置場所、予定地に土砂災害が起こるおそれのある地域は含まれていないのかどうか、1点。また、風車を設置することによって土砂災害が誘発されるおそれはないのかどうか、この2点についてお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

ご質問のとおり、風力発電につきましては、太陽光発電等の面的な整備と比較しますと、点と線の整備であり、大変面積が小さいというものでございますが、近年、全国的に豪雨災害が発生しており、町としてもこの災害について影響を懸念しているところでございます。環境影響評価の項目にはそういった災害の項目がありません。事業者の責任において災害への影響を評価するよう意見をしているところでございます。

また、県知事は、意見書といたしまして、土石流が発生する可能性がある上流域につきまして調査するよう述べてもでございます。特に西部風力発電事業の区域には、土砂流出防備の保安林、さらには砂防の指定地、そして地すべりの地形が含まれてございます。事業者の責任において災害への影響を評価するよう強く意見をしているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） とてもそれについてはほっとしているところではありますが、たしか最終処分場問題が起きたときにも、あの辺の地域はとても地すべりが起きやすかったり、いつも山が動く場所であるという宮崎の方たちの言葉も耳にして、ずっと記憶に残っておりますので、そういった地域一帯が地すべりの危険性がある場所だということについて強く申し上げていくということについてはぜひお願いしたいと思います。

それに関連して、先日の隣町での学習会の折、ブナを守る会の代表から、鳴瀬川上流域の町は下流域への影響があることを本当に慎重に考えてほしい、上流域だけの問題じゃないのだと、ずっと下流域まで影響を及ぼすことがあるのだということ念頭に置いた上でいろいろな事業

をしてほしいという意味の発言がありましたことも付け加えさせていただきます。よろしくお願ひします。

それから、次の点、もう一回資料をお願いします。

これは見た方もいらっしゃるでしょうか。実は、これは陶芸館の元館長であった宮崎の猪股哲夫さん、ずっと長年ふるさとをこよなく愛して、自分の足でいろいろなものを調べたり調査してデータをまとめたりしていた方なんです、ここをちょっとご覧に、私もちょっと知らなかったんですが、ここが宝森、ここは分かりました。クグイ森、クグイとは実はハクチョウのことなんだそうですね。ここがクグイ森、この間はハクチョウの道である、渡り鳥が通るハクチョウの道であるということを経年調査研究してまとめた猪股哲夫さんの写真であつたり言葉だつたりするんですね。この場所が今回の西部風力発電事業の設置場所にぶつかるんじゃないか、そのことについてとても心配している宮崎の方たちがおりましたので、ぜひこのところは慎重に考えていただきたいと思ひます。

そして、これは見ている方もいらっしゃると思ひますが、これはスポーツ公園の南側、北帰行のハクチョウの群れ、ちょうど飛び立とうとしているところの写真が載っていました。これも猪股さんの撮影によります。

こういったハクチョウの道が宮崎地区にあるのだと、こういうのを大事にしていこうという思ひを受け取つた人たちから私はこの資料を頂きました。どうか、こういった環境、自然環境と一口で言つてしまひますが、ふるさとの何を残すか、何が貴重なものなのかというところにも思ひを致しながら考えていただければと思ひますが、この写真等々を見てご感想をいただければと思ひます。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

県の環境影響評価につきましては、例えばガンとかイヌワシとかそういった鳥類の生育地や渡りのルートなどについて評価することとなっております。ハクチョウについても、町として調査するよう県にこれも意見書として伝えていきたいと思つてございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） こういった宮崎の人たちだけの思ひではありませんが、こういった先人の思ひを酌み取つて慎重に設置については考えてほしいと思ひます。

たしか西部風力発電事業所の説明書の中には、目指している社会に3点、大きな項目が挙げられています。1つ目がもちろん地域の発展、2つ目が地球環境の保全、3つ目が日本の再生

可能エネルギーの供給と挙げておりますが、地球環境の保全、広いんですけれども、加美町にとっては自然環境の保全は本当に優先される課題かと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。たしか調べて、渡り鳥の調査もします、詳しく調査をしていくという予定書、計画書も載ってはおりますが、ぜひ丁寧に調べていただきたいものだと思います。

それから、次の質問なんですが、地域の発展をどの業者もうたっております。地元企業との協力とか税収増加とか地域貢献等々が挙げられていますが、雇用の発生はどのようなものなのか、そういったことについての話合いが行われているのかどうか、それから事故時の対応、例えば西部風力発電事業の設置される場所はそこまで行くのにかなり道も狭くて、風力発電の羽根を運ぶのも大変かと思うんですが、そういった道路の確保とか等々については今どのような状況になっているのか、お分かりでしたらお知らせください。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

今後の工事の面については今後の中でまた説明があるかと思っておりますけれども、基本的には事業者がそういった道路が狭くなっている部分には拡幅するとか、そういったものは全て向こうの事業の中でやると聞いてございます。事故等につきましても、向こうの責任の中でどのように、範囲があるかと思っておりますけれども、基本的には向こうの責任でやると聞いてございます。

そういった中で、事業の報告については、今後3つの意見書の中でその後の結果となると聞いてございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 雇用の関係は。町長。

○町長（猪股洋文君） 私から追加でお答えします。

私が聞いている範囲では、事故あるいは不具合等が生じたときには、特殊な技術を持った方が2時間以内に現場に到着できる体制を取りますということではございました。

また、雇用については、これは会社それぞれお考えがありますでしょうけれども、ある事業者からはそういった技術者の養成も含めて地元での雇用、ある程度の雇用を考えておりますというお話もいただきましたので、そういったことも出てくるだろうと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） この風力発電事業が具体的になるのにまだ二、三年あるかと思うんですが、冬ももう1回2回来るかと思っておりますが、こういった現場をまだ見ていらっしやらないで机上の計画等々で作られているのかなと、ちょっと素人的に心配しておりますが、ぜひ雪の状況

とか気象状況を見てほしいものだと思います。

それから、終わりになりますが、4社もの事業者による風力発電、計画どおりにこの基数がそのまま立つとは思われませんが、加美町にこれほど本当に必要なかどうか、これは業者、事業者の都合による数なんだと思います。加美町にとっての必要数とはとても思われませんが、この基数についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私からお答えします。

これは加美町にとって必要かどうかということではないんですね。加美町が使用する電力を発電するわけではございません。あくまでもこれは事業者個々の計画に基づいて事業が進められているということですので、町として何基が適正かということは、正直申しまして適正規模というのは分かりませんし、業者にそのことをお話しするというのもできないだろうと思っています。

ただ、大事なことは、いかに自然との調和を図っていくかということだと思っています。何であれ、風力発電に限らず、何であれ過度な開発、自然を破壊してしまう、あるいは住民の生活に被害を及ぼすといった開発は、これは何であれ抑制しなければならないことですから、風力発電に限らず、自然との調和を図っていくということが何よりも大事なだろうと認識をしております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） その言葉をぜひお聞きしたいと思いました。町にとってどうかを判断するようなレベルのものではないということは重々分かりますが、大げさに言えば風力発電機に取り囲まれた加美町となりかねないかなという心配をしています。やはり加美町の良さがなくなるようではどんなに経済が発展していてもそれは困るわけなので、自然との調和、過度な開発は避けていく、そういったベースにある考え方をずっと維持したまま、自然環境の保護、住民の生活環境への影響を最優先に考えていく必要があると私も考えておりますので、今後ともぜひそういったベースを崩さずに業者と交渉していただきたいものだと思います。改めてよろしく申し上げます。何か一言、ありましたら。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今全てを言い尽くしましたのでこれ以上ありませんが、やはりここは風況がいいということなんですよね。当然そういったところに業者が計画を作るということだと思っています。私、事業者に言っていますのは、累積の影響、これはきちっと測定をしてほし

いと。最初に造る企業が一番いい条件のところでもほかの影響がない中で造りますから、ある意味では影響評価というのは容易なんだろうと思いますけれども、2番目3番目に造るところは1番目2番目の影響というのが当然出てきますから、累積した影響の調査というものはしっかりしてほしいということは伝えてあります。

今後とも、皆さんに、住民の方々に悪影響を及ぼすことがないように、自然破壊につながることはないように、これはしっかりと町としても対応していきたいと思っておりますし、一方で調和の取れた中で再生可能エネルギーを進めていくということも重要だと思っておりますので、そこを調整、調和を取りながら進めていくことが肝要なんだろうと思っております。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、8番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。10時50分まで休憩といたします。

午前10時40分 休憩

---

午前10時50分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告5番、1番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔1番 味上庄一郎君 登壇〕

○1番（味上庄一郎君） まず冒頭に、2月13日、福島県沖を震源とする地震によりまして被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、消防団といたしましても、10年前の震災を忘れるなという自然からの警告であったと思っております。

また、昨日の一般質問におきまして、三浦 進議員の挨拶に非常に感銘を受けました。議員としての引き際の潔さ、感服いたしました。私も今回の一般質問が最後になるかもしれませんが、議員としての責任と覚悟をもって質問させていただきますので、町長、よろしく願いいたします。

大綱2問でございます。

汚染牧草の処理について、町では汚染牧草の処理についてすき込みを行う方針を打ち出しております。しかしながら、いまだに実施に至っておらず、前に進んでいる状況にはありません。これまでの経過や今後の処理について、以下の点を伺います。

1点目、これまでの一般質問や特別委員会のおり、議会は、すき込み処理だけでなく、焼

却処理も同時に進めるべきとの考え方に変化してきております。このことについて町長の考え方をお聞きします。

2点目、大崎広域事務組合での焼却処理がなぜ1市2町だけになったのか、焼却施設を持たない加美町と色麻町だけがなぜ除外されたのかお伺いします。

3点目、昨年11月に開催された勉強会により、どのような効果があったのかお伺いします。

4点目、今後すき込みに関する説明会はどのように進めていくのか。

以上4点でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 明日の命は誰にも分かりませんので、私も最後かもしれません。お互い健康に留意して一日一日ベストを尽くしてまいりたいと思っております。

それでは、味上議員のご質問、汚染牧草の処理について4点お答えをさせていただきます。

第1点目の議会の考え方についてのご質問でありましたが、様々なご意見があるのは当然だと思っております。ただ、これまでも出てきましたように、現実的には実現可能性が極めて低いと、焼却については極めて低いと。このことは私たちは認識をしなければならないだろうと思っております。よって、町としましてはこれまで述べてきたように、焼却ではなく、すき込みにより400ベクレル以下について処理をしていくということで考えているところでございます。

2点目のなぜ1市2町だけに焼却処理がなったのかというご質問、加美町と色麻町だけがなぜ除外されたのかというご質問でございました。

この問題を考える際に最も大切なことは、本町に指定廃棄物最終処分場を造らせないということだと考えています。国においては白紙撤回になっているわけではありません。また、知事の年頭のインタビュー、大崎タイムスで見ましたが、知事がこう言っております。「指定廃棄物については県内1か所に集約して管理するこれまでの国の方針に変更はない。しかるべき時期に市町村長会などの場で改めて議論し、できるだけ早期に処理方針をまとめたいと考えている」と発言をしております。この発言からしますといずれ市町村長会議が開催され、指定廃棄物最終処分についての議論が交わされることになるでしょう。そのことを前提として、利己的と思われる発言、行動はすべきではないと私は考えております。

2つ目に、加美町が保管している利用自粛牧草は約4,000トンです。うち400ベクレル以下は28.2%の約1,150トン、1,000ベクレル以下は約80%、3,200トン。ですから、ほとんどが実は

1,000ベクレル以下でございます。また、かなり減衰もしていることでしょう。よって、町有地あるいは民有地を活用してすき込むことによって、私はかなりの量がこのすき込み処理によって処理することが可能であると考えています。

3つ目、焼却処理に回す利用自粛牧草は、美里町で12トン、涌谷町で166トンと大変少ない量でございます。大日向クリーンパーク周辺の関係者から了解いただいたということは、この量が僅かな量であるということが大きかったんだろうと思っております。しかしながら、加美町、400ベクレル以上の利用自粛牧草は2,940トンでございます。大崎市の稲わら・牧草堆肥で2,900トンですから、実はそれ以上の量を加美町が抱えているということになります。到底これは大日向クリーンパーク周辺の方々から理解を得ることはできないと認識をしております。

こういった状況を踏まえまして、本町では焼却ではなく、すき込み処理をすることにしているということをご理解いただきたいと思っております。住民の皆さん方の理解をいただけるならば、すき込みによって先ほど申し上げたような処理がしっかりとなされていくに違いないと思っております。

3点目の勉強会の効果ということでございますが、11月に開催いたしました。当時は63名の方にご参加いただきまして、東北大学名誉教授であります3名の講師より放射性物質の基礎や環境及び身体への影響について講演をしていただきました。この勉強会では、福島第一原発の事故に起因する放射性物質以外にも自然界には放射性物質が存在すること、すき込みにて減容化したとしてもその影響はごく僅かであるということ、また放射線の人体への影響を考えるためには、放射線以外のたばこや肥満、ストレスなどの様々な要因、こういったことも考慮しなければならないということなど、町民の皆さんと一緒に学びました。放射性物質の基礎を知り、自分の町にある放射性汚染廃棄物を知ることで、減容化処理へのご理解をいただける効果があったのではないかと考えております。

今後、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら再度勉強会を開催し、住民の皆さん方の理解の醸成に努めてまいりたいと思っております。今後の説明会をどう進めていくかということでございますが、基本的にはすき込み処理をするということを前提に勉強会をさせていただきたいと思っておりますので、先ほど申し上げましたようにコロナの状況を見ながら勉強会を開催し、そして来年度、すき込みを実施してまいりたいと考えておりますので、ご協力、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、第1点目の汚染牧草の処理について答弁させていただきました。

もう一つありましたっけ、失礼いたしました、説明会は今お話ししました。よろしいでしょ

うか。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） それでは、まず確認をさせていただきたいと思います。

田代放牧場の一時保管については我々も現地を視察したりして理解しておりますけれども、先般の特別委員会でも指摘をさせていただきましたが、農家保管分の保管状況について「安全だ。安全だ」ばかりで、何か状況を映像として議会でも示してほしいという指摘をさせていただいたんですが、いまだにこれがないんですけれども、農家保管分の状況についてお伺いします。確認させてください。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（浅野善彦君） 農林課長です。

前回ご指摘いただいたことにつきましては、取り急ぎ、とりあえず農協とも連絡を取りながら調査を進めさせていただいております。それで、結果がまとまり次第、皆様にご報告を申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） どの農家が、どの家が保管しているということまでは多分できないと思うので、映像だけでもその保管状況を議会にも示していただきたいと思ひますので、この点についてはお願いいたします。

本町がすき込みで処理を進めていくということはこれまでの町長の答弁でも理解しております。しかしながら、これは堂々巡りになってしまひますが、もう一度お聞きしたいんですが、なぜすき込みだけなのかということなんです。根本的なところなんです、先ほども量が違うというようなお話もありましたけれども、本町、色麻町もそうですけれども、なぜ焼却と言えないのか、何か別の理由というのが、町長、ございますか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私、さっき3つの考え方を述べさせていただきました。何度も繰り返しますが、これまで言ってきましたけれども、やはり最終処分場、まだ終わっておりません、この問題は。解決しておりません。知事がこう言っているわけですから、必ずいずれ市町村長会議が開かれるでしょう。このことについて議論されることになるでしょう。先ほど申し上げたように、我々は自分のところに焼却施設も最終処分場もございません。ほかに持って行って、ほかで燃やして、ほかで埋めてくれということですね。これはよそから見たら非常に利己的な主張に取られます。おそらくこういった主張をするならば、市町村長会議で加美町の主張に共



感してくださる首長たちはいなくなるでしょう。前回の話合いのときには私ども加美町の主張に対して共感する首長が幾らもいました。何人もいました、そういった方々。それから当然、先ほどブナを守る会の方々が下流のことも考えてほしいという話をしているということでしたけれども、この問題は下流域の皆さん方の自治体の問題でもございます、最終処分場の問題。ですからそういった周辺、下流域の方々、住民のご理解も、加美町の主張に対して共感をしていただくような主張をしていかなければ、これはまだ候補地の一つですから、なかなかそういった議論になったときにそれを押し切ることはできないと私は考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 今回の汚染牧草に関する一般質問をするに当たりまして、大崎広域の組合会議や市町長会議の議事録を情報開示請求をして取り寄せさせていただきました。平成28年の第3回組合会議の中で、県の方針を受けて試験焼却について各町長の意見を聞いたところ、美里町では平成28年12月19日の月曜日の夕方6時に説明会を開いたけれども、参加者から「なぜ平日の6時なんだ。若い人たちの意見も聞くために日曜にやれ」と強く指摘されまして、翌週の12月25日、日曜日午前10時という時間帯でも開催をしました。しかし、結果は同じで、若い人はほとんど来なかったということでありました。その説明会で焼却に断固反対している住民の根底にあるのは、国の原子力政策そのものに不信や不安がある方たち、データを示して安全だと言っても、とにかく同じテーブルで議論するのではなく、反対のための反対でしかなかったという内容でございました。この説明会は3日間開催されて、広域の常勤の副管理者も参加しております。丁寧に何度でも説明したいという意思が感じられます。

先ほどからの勉強会等も必要だと思いますけれども、コロナの中でできなかったということもありますけれども、すき込みについてもっと理解をしてもらうためのもう少し努力、今まで2回しかやってないと思うんですけれども、重ねるべきじゃないかなと思うんですけれども、この美里町の対応も含めてこのことについてどうお考えになりますか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおりです。まだまだ努力が足りないと思っております。そのことは担当課にも伝えておりますので、今後これまで以上に皆さん方のご理解をいただくための勉強会なり集会というものを開いていくことになる、説明会をやっていくことになると思っておりますので、ご協力、ご理解をお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 同じ組合会議の中で、同じ日の会議の中で、1市2町、大崎市、涌谷

町、美里町の説明の後、加美町の状況を聞かれて町長が発言しておりますが、「震災直後にフレコンバッグに入れているので状態は非常に良い。じっくり取り組んでいきたい。県全体としては91%が私有地に保管しているが、加美町の場合、半分は町有地に責任を持って保管している。ほかに比べて逼迫していない状況だから、安全に保管しながら様々な方法を研究、検討していく」と述べております。結果的に長期になったんですが、この時点で長期戦になる、長期になるというようなお考えはございましたか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議事録で「じっくり取り組んでいく」という発言をしているということですから、当然そのときの記憶が鮮明にあるわけではありませんが、長期戦になるという考えを持っていただろうと思います。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） それで、もう一つ、議事録の中から、平成30年第2回組合会議で色麻町長の発言なんですが、「本焼却が進み、色麻町や加美町のものもとなつたときには、最終処分場を抱える大日向周辺で焼却灰は受け入れてもらえないだろう」という発言がありました。これに対して当時の常勤副管理者は「組合管理からすれば、色麻町であれ、加美町であれ焼却することは統合協定によって遵守されているので問題はないが、現にその説明会では反対の意見が出た」と、町長がおっしゃるとおりですね、「大日向周辺の反対の意見が出た」ということをおっしゃっております。それで、この副管理者の答弁に美里町長が「大崎全体で考えるべきものだからそれは違うと思う。大崎全体で処分しなければならない」と発言をしております。やはり自分のところはすき込みでやるから構わないでくれということではなく、世界農業遺産を有する同じ大崎の一員として早く処理できる方法を大崎全体で考えてほしいと私は思うのですが、この美里町長の発言について、町長、お考え、感想がありましたら。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 美里町長の言っていることはこれも原則なんだと思います。まさにそのとおりです。ただ、美里町長は、大崎市を上回る量を加美町が保有しているということはお存じない中での発言だったと私は理解しています。美里町は16トンですから、先ほど申し上げましたように、12トンですね、12トンですから。原則としては美里町長の言うとおりでありますが、現実には違うということだと私は思っております。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） ちょっと別な視点で質問させていただきますが、先ほど出ました大日

向の最終処分場、これはあとどのくらいでいっぱいになるのか、次の処分場というのはどういったところ、加美町にできないとも限らないと思うんですが、こういう広域での話合いというのはございますか。

○議長（工藤清悦君） 町民課長。

○町民課長（荒木澄子君） 町民課長でございます。

大日向クリーンパーク最終処分場については、令和12年9月に埋立て完了の予定でございます。令和3年度から二、三年、候補地選定、造成工事には六、七年かかる見込みで計画されているようでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） あと10年ぐらいですかね。そういったときに、処分場、一般ごみのほうですけども、こういうものの選定というのは組合会議でおそらく行うでしょうけれども、万が一こういうのが加美町に来ないと言い切れますか。どうですか、町長。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それはあり得るでしょうね、加美町なり色麻町であれ、ほかであれですね。まだ全く動いておりません、これから動くんだろうと思いますが。おそらくは大崎広域圏内で何か所か候補地を選定して、その中から絞り込んでいくということだと思っておりますし、当然地域の方々の賛成が得られなければ建設できませんから、かなりの時間を要するだろうと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 仙南でも今そういう選定に入っている自治体もございますし、こういうことが万が一加美町にということになったときに、「反対すれば来ない」だけじゃなくて、万が一造らなければならないというときに、ほかのごみは入れませんということは言えないと思うんです、加美町にもしできましたら、大崎広域全体のことでありますから、そういうこともやはり、これから大崎全体でと先ほど申し上げたのはそういうことも含まれていると私は思っております。

この組合会議の議事録あるいは市町長会議の内容を見ますと、それぞれの首長とそれから組合職員の苦悩というのはよく理解できます。特に色麻町、加美町、両町長が焼却処理と口にするれば、今進めている1市2町の焼却処理そのものが頓挫してしまうと。以前、町長が答弁したとおりであります。その懸念は理解するものでありますし、また本町でも勉強会を開催したりして放射能そのものを理解してもらおう努力についても、町長以下、職員皆さんに敬意を表する

ところであります。

これを踏まえて、すき込み処理についての説明会についてですが、先ほども申し上げました。これまで鹿原地区でも2回しか開催しておりません。しかも、2回目の説明会には町長は所用のため出席していなかったと思うんですが、鹿原地区だけでなく、コロナの影響もありますけれども、鹿原地区だけじゃなく、他の町有地も複数選択した上で、感染対策をしっかりと講じてもっと開催するべきと思うんですが、今のところの現状というか、計画はございますか。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（浅野善彦君） 農林課長です。

一応候補地にしている町有地の近隣の行政区につきましては、これからコロナの状況を見ながら適宜進めていきたいと考えております。今年になりまして鹿原地区で説明会を1月に予定したんですが、このコロナの関係で今開くべき時期ではないと判断させていただきまして、今のところ延期をしている状況ですので、状況が落ち着いてきましたら懇切丁寧に、時期を見まして説明会を開催したいとこちらで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） やはり説明会、今のこの冬の時期、余りまだ農家とかは動いてないですよ。こういう時期に感染対策をしっかりとやって、大きな会場でもいいですし、ソーシャルディスタンスを保ちながら、今やらないと駄目なんじゃないかなと思うんです。説明会には、町長はもちろんですけども、大崎広域組合の職員とか国・県の担当者なども参加してもらって、すき込みの安全性なども説明してもらって、説明するということはできないでしょうか。こういうことが、先ほど申し上げた美里町長の発言ではないですけども、大崎全体で考えるということになると思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（浅野善彦君） 農林課長です。

ご指摘のとおり、そのような方向でできるのであれば検討させていただきたいと考えております。また、すき込みする候補地も加美町が所有する町有地で検討しておりますので、鹿原地区だけでなく、ほかにもありますので、そちらも含めながら、全体を考えながらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） この問題について最後にします。

震災から10年経過しておりますが、既に汚染牧草の処理は長期化していると言わざるを得ません。地域住民の不安を払拭するためにもこの問題に関する町長の決意を改めてお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） いつまでも今の状況を続けていくわけにはいきません。早期に処理をしたいと思っております。私は、しっかりと回を重ねながら説明するならば、すき込みについてのご理解をいただけるものと思っております。先般、大崎広域の副管理者等々からの話では、もう既に大崎では農家の方々が「うちの草地でやってくれ」という手がどんどん挙がってきていると。市有地ですき込みを始めて、これは大丈夫だということが分かって、農家の方々がそのように手を挙げ始めているということですから、加美町においてもしっかりと説明をし、そして町有地でのすき込みを安全に皆さん方の立会いの下に実施をしていくなれば、おそらくは農家の方々、周辺の方々のご理解もいただいて、私は一気にすき込みで処理することが可能になってくるだろうと思っております。そういった決意で農林課共々取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 色麻町のほとんどが私有地での処理と言っております。すき込みでいくというこの方針が変わらないのであれば、やはり町長の今のような覚悟、決意、そういったものがしっかり住民に伝わるように、もっともっと理解をもらえるような説明会の開催を要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、2問目です。成人式の延期について。

昨年12月25日の町ホームページや新聞報道で突然成人式の延期が発表されました。成人式に参加するために早い時期から帰省していた学生やその他親御さんなど、関係する業者からも驚きと不満の声が私のところにも寄せられております。延期に至った経緯と今後の対応について、以下の点を伺います。

まず1点目、昨年12月時点での感染状況から延期自体はやむを得ないものと、そういう判断であったと理解をしますが、なぜ延期の時期が、開催時期がお盆期間の8月14日なのか。

2点目、延期はどのような経緯で誰が判断したのか。また、なぜ議会や所管する常任委員会に対して事前に打診がなかったのか。

最後に3点目です。延期は新型コロナウイルス感染拡大防止のためとしておりますけれども、会場となるバウホールではその後もサタデーコンサートや他の音楽行事は計画どおり開催されております。あるいは開催予定のようであります。成人式の延期との整合性が取れないので

はと。この3点についてお伺いいたします。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

成人式の延期について、大きく3点についてご質問いただきました。それでは1点ずつお答えしたいと思います。

まず第1点目に、なぜお盆期間の8月14日の開催なのかということについてでございますが、現時点での新型コロナウイルスワクチンの接種時期については、本町の場合、高齢者が4月から6月、一般が7月以降となっており、順調にいきますと8月下旬になる予定です。延期を決定した昨年12月25日の時点では、8月14日であれば新成人のワクチン接種も済み、お盆で帰省もしやすいだろうという想定から決定をいたしました。

年末年始に国や県が帰省を控えてほしいとした一番の理由は、全国から新成人が帰省し、無症状であった場合、地元の高齢者への感染が心配されたことだったと思います。その点につきましては、お盆の時期であれば高齢者への接種は既に済んでおり、感染リスクは低くなっていると思われまます。一方、他市町の延期の時期を見ますと5月と翌年1月のようですが、ワクチン接種による安心安全を考えると5月はまだ早く、1月同時または同日開催となった場合、振り袖がレンタルできるか、あるいは理容・美容室が予約できるかなどの心配があります。以上のことから、コロナの収束が見込まれ、かつ早い時期に開催したいという思いから延期の時期は8月14日といたしました。

続いて、2点目になりますが、どのような経緯で誰が決めたのか、また議会や常任委員会に打診がなかったのではないかということについてでございますが、式につきましては当初より延期を予定したわけではありません。担当課とは昨年夏から10回近く検討してまいりました。初めは昨年7月、コロナの感染拡大レベルの下に式辞や祝辞を短めにし、曲のみの国家奏楽といった時間短縮型、県外から参加できなくなった場合のオンラインZoomでの配信型、式辞と祝辞、新成人の「二十歳の抱負」のみを配信するオンライン型、これらでいこうということになりました。その後、4月に入りまして、北海道あるいは東北各地で中止または延期とする自治体が出始め、当町でも12月4日、7日に開催の是非や中止・延期による新成人への影響を検討しました。12月10日にはPCR検査や抗体検査を実施しての開催も検討しましたが、検査後の感染や出席予定者が欠席した場合の陽性者特定のリスク等から検査の実施は取りやめ、式の2週間前からの健康観察と行動記録を義務づけることにいたしました。12月18日には会場の

地区別入退場や写真撮影時間の短縮策を検討し、何とか開催できないものかと詰めているところでありました。

しかし、その後、全国の感染者が増加し、町内からも感染者が出てきたことから、新成人やご家族、町民全体の健康と安全を最優先に考え、12月25日に行われました第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において延期を決定いたしました。

議会等へ事前の打診がなかったとのご指摘をいただいておりますが、新成人へ一刻も早く知らせるため、決定から知らせまで時間的余裕がなく、町として判断させていただきました。ご理解をいただきたいと思っております。

なお、12月12日の第2回成人式実行委員会では、式典の最終確認をしたところですが、同時に、式典が延期になる場合の判断基準、それから周知方法、8月14日の日程等について了承をいただいております。

今月発行の加美町議会だよりの最終ページに実行委員会の「8月開催に向かって一致団結」という記事がありましたが、コロナ禍において未来へ向かって進む新成人の姿を見ることができ、1月臨時議会においてお認めいただきました新成人応援給付金が一助になれば幸いと改めて感じております。

最後に、3点目になりますけれども、延期は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためとしているが、会場となるバツハホールでコンサートをやったりということは成人式延期との整合性がないのではないかということについてですが、イベントの開催制限が緩和されている中において、バツハホールでは収容率を50%以下としまして座席数に制限を設け開催しております。サタデーモーニングコンサートあるいはクリスマスコンサートは、町内から感染者が出る前の12月19日の開催でしたが、入場者は出演者も含めて150名でした。

なお、バツハホールでのコンサートは、町内や近隣市町からのお客様が大半であります。首都圏からも多くが参加する成人式とは別の性格のものだと認識しております。今後の開催予定の行事につきましても、客席の座席制限のほか、マスク着用や手指の消毒などを徹底して開催する予定であります。何とぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） ありがとうございます。

ここに至って誰が決めたのかということは詮索いたしませんけれども、物すごいスピーディーな対応といたしますか、うちでも次女が成人式を迎える年でございますので、この発表があつてから翌日にははがきが届いているんですね、延期のね。随分早く、もう準備してたんだな

という印象が否めないんですけども、この点についてどうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） 生涯学習課長でございます。

最終的にはコロナ対策本部会議で正式設定しておりますけれども、課内、あとは上との相談もしております、取りあえず準備はしておこうということで、事前の準備をしておりました。できるだけ新成人に早く連絡したかったこと、できるだけ帰省を避けようという考えでございますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 先ほどの教育長の答弁の中にも着物の話がございましたけれども、やはり女の子が着物を着るといのが成人式の通常の華やかさといいますか、そういったところだと思んですけども、同じ女の子をお持ちの保護者の方からは、いまだにキャンセルしてないという方もいらっしゃいます。また、その業者でも、夏に着ることもあるかもしれないし、あるいは感染状況を見てもう少し早まるかもしれないからとかという期待を持ってキャンセルをしないで予約を継続しているという親御さんもいらっしゃいます。

それで、国の緊急事態宣言も再度発令されて、感染状況、この頃はだいぶ緩やかになってきております。このような状況を踏まえて、実行委員会を主体として再度、その延期時期、8月14日ではなく、再考するという検討はできないものか、この点についてお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） 生涯学習課長でございます。

できるだけ時期を早めてほしいというお話でしょうけれども、答弁の中でもお話をしておりますけれども、取りあえず新成人以外の、帰省すれば家族の濃厚接触は絶対避けられないところでございますので、できればワクチンは高齢者、あとは基礎疾患を抱えた方々にはワクチンを打っていただいて、万が一、新成人には間に合わない可能性もございます。8月という見込みはしておりますけれども、そんな中で、できるだけワクチンを接種した中で帰省していただくというところで何度も検討しておりますので、8月が最短という考えで今現在思っておりますので、この考えはちょっと変える現状ではございません。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） ワクチンについての状況から8月が最短だというお話もよく分かりますけれども、この延期に至った検討の中で、例えばという話であれなんですけれども、検討の中で、3地区、宮崎、小野田、中新田と分けて、例えば中新田地区はバツハホール、それであ



れば収容率50%以下を十分保てるはずだし、それから小野田であればやくらい文化センター、宮崎であれば、ほんわかんであるとか、そういった検討というのはなかったですか。

○議長（工藤清悦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） 生涯学習課長でございます。

課内での話はされております。式自体の感染防止に関してはやれることはやれます。ただし、先ほども申し上げておりますけれども、家庭での感染、そのほかの感染、それを考えた上での延期となっておりますので、あとはできるだけ新成人に関してはみんなそろって成人式を迎えさせたいという思いもありますので、その辺をご理解いただきたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 先ほど教育長の答弁の中にありました新成人に対する支援金について少しお伺いしますけれども、これについても賛成・反対両方の意見がございます。議会は通ったわけですから、今、申請になっていると思いますけれども、現在のところの申請状況、どのぐらい集まっているのか、あるいは辞退者がどのぐらいいるのか、この点についてお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） 生涯学習課長でございます。

対象者256名、これは全員でございます。その方々にご案内を差し上げまして、現在100ちょっと申請がございます。辞退した方は残念ながら1名おります。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） この延期については様々ところで影響が出ております。補正予算のときの意見もありましたけれども、これは町長に最後にお伺いしたいんですが、やはりコロナの影響で営業、業績が落ちる、居酒屋だけじゃなくて、こういった成人式などの延期において影響を受ける業者というのも少なからずあるかと思えます。コロナの交付金関連を使った支援策、新たな支援策などはお考えになっていないでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、私は教育委員会の判断は正しかったと思っております。この延期を決めるに当たって一番大事なことは、一人でも多くの新成人に参加をしていただくということ、次に家庭内感染を含めた感染者を出してはならないということ、そして3点目にやはり経済に与える影響ということを勘案するということ、こういったことが大事だと思っておりますから、そういったことを総合的に考えますと8月14日という判断は正しかったんだろうと思っ

ております。

その上で、今般、理美容の方々に対する、これは成人式の延期に伴う影響もありますし、それからやはりコロナの感染が長期化していますから、様々な消毒薬等々の衛生用品などにも通常時以上にお金がかかっているということも聞いておりますので、そういったことも勘案して支援策を講じることにしております。また、第2次のコロナ対応の地方創生臨時交付金、第3次ですか、交付される予定でございますから、それを踏まえて、成人式の延期に伴う影響のみならず、業種全体にわたって状況を把握した上で経済対策というものも講じていかなければならないだろうと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） まだまだたくさん聞きたいことがございますけれども、時間がございませんので、また次回に質問できるように頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。終わります。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、1番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、休憩いたします。12時45分まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

---

午後0時45分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告6番、9番三浦英典君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 三浦英典君 登壇〕

○9番（三浦英典君） では、通告2間について質問させていただきます。

私も賀美石から唯一の選出されている議員ですので、賀美石幼稚園の休園については大変がっかりもしておりますし、残念な思いであります。では質問させていただきます。

現在、令和3年度は、賀美石幼稚園を休園とする方向にあります。保護者や周辺地域からすると突然のような感があります。12月に行った入園希望者の結果等からの判断ということですが、もう少し早い時期からの調査に着手すべきだったのではないかと考えております。休園に至るこれまでの経緯、現状の把握、今後の方向についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

私も賀美石地区に住んでおりますので、非常につらい立場でありますけれども、賀美石幼稚園の休園に係るこれまでの経緯についてお話をしたいと思います。

賀美石幼稚園の園児数は年々減少傾向にあることから、本年度におきまして幼稚園の適正規模、適正配置を図るため、令和4年度以降での幼稚園等の再編について検討する準備を進めておりました。このような状況にあったことから、令和3年度につきましては賀美石小学校に入学することを考え、賀美石幼稚園で過ごしたほうがいと入園を希望される保護者も少なからずおります。また、賀美石小学校区に住所のある令和3年度の入園対象児童が25名いることから、本年度も入園募集を行ったところであります。しかしながら、令和3年度の賀美石幼稚園の申込み状況は、3歳児クラスが3名、4歳児クラスが6名、5歳児クラスが4名の計13名、そのうち賀美石地区に住所のある保護者の方は10名ということで、入園対象児童の6割の方が賀美石幼稚園以外の幼稚園、保育所を希望している状況となりました。

これまで賀美石幼稚園では園児数が少ないながらも個々の特性に応じた教育・保育を行い、運動会やお遊戯会などの園行事も工夫しながら運営を行ってきました。しかし、今年度よりさらに園児数が少ない状況では異年齢交流を行ったとしても、運動や遊び、行事などの集団生活の中で育まれるべき教育・保育の機会の減少、それから人間関係の固定化が懸念される場所であります。これらのことから、幼児期の適切な教育・保育環境の保持と公立幼稚園の適正化を図るべく早急に対応しなければならない状況となりました。

そこで、子育て支援室と協議を行い、保護者懇談会を開催することといたしました。12月7日に開催した保護者懇談会におきまして、賀美石幼稚園の現状をお話ししました。そうしましたところ、子どもたちのことを考えるとたくさんの友達の中で教育・保育を受けさせたいという保護者の意見があり、また賀美石幼稚園以外の入園希望を再度取ってほしいという要望もありましたので、入園希望調査を実施しております。

入園希望調査におきまして、中新田幼稚園、なかよしこども園を希望された方につきましては、入園が厳しい状況であったことから、ほかの園を紹介させていただき、その他の園を希望された方については入園できることとなりました。来年度、賀美石幼稚園への入園を希望しておりました全園児が待機児童となることなく、入園調整ができましたことから、1月21日に開催しました2回目の保護者懇談会において、令和3年度の賀美石幼稚園は休園するということで保護者のご理解をいただいております。

今回の休園措置につきましては、保護者や子どもたちにとっては突然のことであり、困惑し、不安に駆られたものと思います。そのことにつきましては大変申し訳ないと思っております。また、議員ご指摘のように、もう少し早い時期から調査に着手すべきということに関しても教育委員会として反省しなければならないと思っております。

これらのことを踏まえまして、委員会としましては、今後、幼稚園等の適正規模、適正配置に関する方針を定め、幼稚園の統合などによる教育環境の整備を進めてまいりたいと考えております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） これについては私たち教育民生常任委員会にも事前に説明があったわけですが、これまでの対応として、令和2年11月20日に教育総務課、子育て支援室、賀美石幼稚園と協議をしたということがなされております。この11月20日というのが一番最初の初動ということになるのでしょうか。非常にこの辺の日、月というのが非常に、教育委員会でも謝罪というか、遅かったとおっしゃっていますけれども、この辺は本当に難しい、後手後手の日数だったのではないかと思っておりますが、これについても一度お伺いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

確かに、対応が後手後手に回ったと言われれば、本当に申し訳ないと思っております。

申込みが11月17日まででした。その日が締切りで、申込みが13名というのが分かった段階で、今年度よりも児童数が少ない、園児が少ないと。それで果たして子どもたちの幼児教育の環境としていいのだろうかということで、子育て支援室、それから賀美石幼稚園の園長、教育総務課、三者で協議をしました。今年度は賀美石幼稚園18名で行ったわけですが、今年度は様々な工夫をしながら運営してきたわけですが、そういう現場の声も聞きながら、子どもたちにとって一番何がいいのか、募集をかけたのでこのままやるべきなのか、それともあえて保護者の方にも現状をお話しして、保護者の声も聞きながら委員会としての方針を出すべきではないかということで説明会を行うことになりました。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） 現在、幼稚園というのは自由に父兄の選択に任せることができ、どの幼稚園に入りたいということが自由であったということがあります。そういう状況下にあつて令和2年まで18名しか存在しなかった園児の状況について、少し考えられれば危惧というのはお持ちだったんだろうと思うんですね。そういうものを考えれば、11月17日までの申込

み期限というものに限って、蓋を開けてみたらあれれという話だったというふうには、これでは説明というか、対応の仕方がやはり皆さんからご指摘を受けても当然なのではないかという気がします。これは当然もう少し数字というものに対して敏感であるべきであったのではないかなという気がします。これについては今ここでどうのこうのと言っても致し方ない状況、ここまで経過しておりますので、これについては強く反省を当然求めたいと思います。

しかし、これから、宮崎地区から旭小学校が閉校になりました。令和5年には宮崎中学校を小野田に統合したいと今進んでおります。今回、賀美石から幼稚園が休園と。これ「休園」という表現はされていますけれども、皆さんの耳にはもう「廃園」と届くわけですよ。こういう状況を考えると、とても情けないような感じがいたします。

これまで加美町は合併して18年になりますけれども、その当初は、中新田地区は経済圏、商店街も大きくありましたし、経済圏。小野田地区は薬菜があつて観光圏という位置づけがある程度あつたと。そして、宮崎地区には陶芸の里、陶芸館、そして陶芸の里スポーツ公園がありということもあつて、教育あるいは文教ゾーンというある種の位置づけがあつたと思うんですね。条例にこそ、そういうものを規定されてそういうまちづくりがなされてきたわけではありませんが、こういうある種の特色のあつた3つの地域の進め方として、土台があつた地域から学校がみんななくなってしまうという、このまちづくりに対して大変な疑問と失望があります。これは私だけではないだろうと思いますね。

これまで幼稚園、保育園の考え方として、親、父兄の仕事の状況も含めて自由に選べるという状況を作ったというか、決断をしてここまで来たわけで、どちらかという、中新田に勤めているから、生まれたてのゼロ歳から3歳までも含めて中新田の保育園にお願いします、あるいは宮崎に勤めているから宮崎にお願いしますといったわけから賀美石にはほとんど残ってなかったという状況、これは選択制というものがあつたためにそうなってしまった結果もありますから致し方ないということは感じますが、もう少しこの辺は工夫があるべきではなかったかなという気もいたしております。

では、これから賀美石幼稚園を休園にしますと。今、町長が一生懸命、若者定住化の構想を持ってやっていらっしゃる。事実30代の方々が増えてきた。子どもたちもその辺生まれてきて少し増えています。これがもう少し活発に進んで子どもたちがもう少し生まれてくれば、これまで待機児童の問題というものがあつて、どちらの園に振り分けをしたらいいかという話で大分苦慮した経過もありました。施設の保育園も造っていただいて対応もして、やっとな待機児童ゼロになってきたわけですよ。こういうことを考えると、もう少し子どもたちが増えた場合、

その待機児童が出てくる可能性もある。そういった場合に、賀美石幼稚園のこれからの問題を幼保一体の認定保育園というか、そういう方向に持って行って再開が可能なかどうかということは、これからの社会動態、子どもたちの増加について考えられることがあるのではないかなと思うんですが、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

賀美石幼稚園の今後のことということになりますが、先ほどお話ししましたけれども、加美町として、幼稚園、こども園の適正規模、定員は決まっていますけれども、適正規模というのは特に定めておりません。幼児教育ということを考えた場合、それから加美町の児童生徒の推移ということを考慮しながら適正規模について考えていきたいと思っております。

それで、賀美石幼稚園休園という形を取っているわけですがけれども、休園であれば通常は条件がそろえば再開ということになると思います。ただ、その場合、再開するためにはやはりその適正規模、これから検討していきますけれども、それをクリアする、それからそれを継続して、今後5年も10年も継続して維持できるということがあって初めて再開すべきだと思います。

保護者の方と説明会、懇談会を2回行いましたけれども、その中で2回目のときに保護者からこんな話がありました。休園はやむを得ない、うちの子どもはある園に入れる、ただ来年度休園で、その次また条件がそろったからまた始めます、また少ないから休園します、それでは子どもたちがかわいそうだと、安心して幼児教育を受けることができない、それであればむしろきちんと廃園としてもらったほうがいいという声もありました。そこは今後、適正規模ということを、加美町としての適正規模をしっかりと方針を定めて、子どもたちにとっていい教育環境で継続して受けられるような方向で検討していきたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） 当然子どもたちの友達関係というか、交流の問題も含めて考えれば、来年からまた復活しますよということで、はいはいということは当然いかないし、親の都合でそうあっては子どもたちがかわいそうだということは当然言えると思います。そういう意味でも今の休園という表現をいつか廃園とやっぱり決断しなきゃいけない時期が来るだろうと思うんですね。これはこれまでの流れの中で父兄や地域の皆さんも多少我慢して理解をするしかないという状況が来る日があろうかと思います。この辺はやはり一、二年で決断がつくものでしょうか、どうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

今、加美町の各地区の子どもたちの推移を考えると余り時間を先延ばしにはできないと思っております。できれば、今ゼロ歳児からしか教えることはできませんけれども、これから生まれてくる子どもたちについてはまだ予測がつかないわけですが、早い段階で状況を地域の方に説明し、そして幼児期の教育がいかに大事であるか、そのことも理解していただきながら子どもたちのために教育環境を整えていくような方向で進めていきたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） これは余り延ばしていいものでもないような気がしますので、この決断をいつか下されるものと思っております。

最後に、町長にお伺いします。先ほど私が言ったように、宮崎地域から教育部門がほとんどなくなってしまうというこの状況について、特に宮崎地域の皆さんに町長の思いを一言いただきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 現実を見た場合、こういった学校等の統廃合というものは避けることができないだろうと思っております。町長部局としては、廃園、廃校になった後の園舎、校舎、これをどう有効活用して地域の活性化につなげていけるか、文化振興につなげていけるかということが非常に大事だと思っております。

賀美石幼稚園についても、いずれそう遠くないうちにおそらくは廃園ということにならざるを得ないと思っておりますので、あの建物を地域としてどのように活用したいかというような、そういった皆さん方のご希望もお聞きしながら判断してまいりたいと思っておりますし、旭小学校についてはいよいよ地域の組織が立ち上がりますので、この組織でもってあの場所を有効に活用していただく、町としてもそのための支援をしてまいりたいと思っております。

また、宮崎中学校、令和5年4月、現小野田中学校に統合ということになるかと思っておりますけれども、宮崎中学校、あれだけの立派な建物でございますから、ここを本当に地域の皆さん方に喜んでいただけるような、地域の活性化につながるような跡地の利活用をぜひ町としても進めてまいりたいと考えています。

三浦英典議員がおっしゃったとおり、合併したときに教育・文化ゾーンといった大きなくくりをしたわけでありますから、やはりそのことは執行部としても時を経てもこれはきちっと押さえながら取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） 今、地域の方々の中に高齢者も大分増えてきているので、こういう施設がもし空くのであれば、今後の利活用として一つのお茶飲み場というか、コミュニケーションを取れる、地域の方々、近い方々でもやれる方がいれば、そういう施設をプライベートな活動の場として提供いただけるのかどうか。今、上にあります農村改善センターは、賀美石の地域コミュニティとしての事務というか、拠点として活動しているわけですが、上に自転車で行くのもなかなか大変なんですね、お年を召してくるとね。そういう意味で、下にそういう運営をお手伝いできる方々があった場合に、ある種のプライベート的な運営でもお貸しできるのかどうか、その辺の利活用というものは今後いただけるのかどうか、最後にお伺いして終わりにしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今ご提案のあったご意見も踏まえて、大いに地域の方々から声を上げていただきたい、提案していただきたいと思っております。そういった中で、地域にとってどういった活用が一番良いのか、地域の皆さん方と一緒に決めていければと思っております。当然コミュニティの一つの拠点という位置づけをすることも可能ではないかと思っております。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） ありがとうございます。賀美石幼稚園の休園は以上で質問を終わりたいと思います。

次に、2問目の中学生不登校問題ということでお伺いをしたいと思います。

これについては、これも以前、教育民生常任委員会やいろいろなところで説明をいただいておりますが、大分中学校の生徒のほうの不登校の数が多いということがありました。令和2年度に多少改善は見られるということもあるんですけども、この中学校の生徒の数字というものが大変気になります。県下でも多いとされておりますから大変危惧しているところであります。それもあって何とか改善をしたいわけですが、なかなか学校だけでは対応ができないのが現実なんです。

少しその問題を掘り下げてみますと、原因はやはり家庭にも大きく起因するところがあると言われておりました。この辺これまでスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとかというふうに学校内でのいろいろな連携を持たれて対処されてきてはございましたけれども、なかなか家庭まで踏み込めない。当然学校の教員も含めてその辺の負担が大変大きくなってきております。

こういうことを考えると、今度の町の組織改編の中に子育て支援係というものが新たに出て



くると。これについては国からも示されて、2020年度までに全市町村に市区町村子ども家庭総合支援拠点と子育て支援世代包括支援センターを設置するように指導があるということになってきておりまして、それも含めて今度の組織改編があったものだとも思っております。この辺については、対象は18歳までの子どもとその保護者というところまで表記されていますので、ということは家庭に入って、子どもだけじゃない、家庭環境など親の経済的な問題や考え方とかいろいろな子育ての状況を改善するべく対応できると表現されていると思います。そこで、子育て支援室の今後の関わり方というもの、どの方向に行くのか、どこまでがカバーされることになるのかを質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤清悦君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

初めに、私から中学生の不登校の状況についてお答えをしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、ここ数年、中学校の不登校の割合は全国と比較して高い状況にあります。年々増加しておりまして、本町の喫緊の課題であると捉えております。また、令和2年度はコロナ禍の影響によりまして不登校の増加が懸念されました。しかし、現時点で中学校では昨年度同期と比べますと11名の減少となっております。これまでの学校の取り組み、それから令和元年度から取り組み始めておりました「子どもたちが明日もあさっても行きたくなる魅力ある学校づくり」の効果が少しずつ現れてきているものと考えております。これらの取り組みにより、子どもたちが学校生活の中で抱えていた友達関係のトラブルあるいは部活動でのトラブル、入学や進級時の不適応、それらが少しずつ解消されているものと考えております。

また、学業不振というのも不登校の要因に挙げられておりますが、その悩みを抱えている子どもたちが何らかの課題を抱えているケースも見られます。早い時期に個別に適切な支援が行われていれば学業不振という悩みも解消できたのではないかと考えております。

さらに、不登校の要因として大きな割合を占めている無気力や不安、生活リズムの乱れ、これらに対しまして学校では家庭訪問を行うなどして学校復帰や学習意欲が高まるよう声がけしたり生活リズムを整えたりするよう働きかけております。しかし、このような声がけや環境を整えるためには家庭の協力が不可欠であります。その家庭の協力が課題となっているケースも多々あります。これらの家庭につきましては、学校だけでなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そして子育て支援室などと連携しながら相談を進め、本人や本人を取り巻く環境の改善に努めております。今後さらに子育て支援室との連携の在り方を考えていかなければならないのかなと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、私から、子育て支援室が今後どのように関わっていくかといった点について答弁をいたします。

子育て支援室では、虐待のおそれがある家庭の保護者、児童生徒について、これは高校生までであります。児童相談所、学校や教育委員会等の関連機関と連携して不登校の対応などこれまでも行ってきたところがございます。

議員おっしゃったとおり、令和3年度より子育て支援室に子育て支援係を新設いたします。また、子育て世代包括支援センターというものの設置も行います。これは努力義務ではありませんが、設置をすることにしております。一体となった機能を目指した窓口、総合窓口ということで、相談窓口ということで対応してまいりたいと思っております。これまで以上に保健福祉係と連携し、母子保健事業を継続しながら、今申し上げたような相談窓口、そして支援体制などの環境整備、そして保護者や児童等に対する支援の充実、こういったことに努めてまいりたいと思っております。

今後、妊娠期、産後、育児、子どもの発達や養育環境等の相談に対応しまして、早期から切れ目なく支援をしていくことから虐待防止や不登校予防につなげ、子どもが社会的自立に至るまでの包括的、継続的な支援に努めることとしてまいりたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） 今回の子育て支援室に対しては国から3分の2が出てくるというこの理解でよろしいでしょうか。町の負担が3分の1と表現されているんですが、この辺の財源は国から手当てが出るものかどうか。

○議長（工藤清悦君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

来年度は今までやられている事業をそのまま継続するというので、今までやられている保健福祉課健康推進係の事業については一部国の補助が出るということになります。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） はっきりとどれだけのお金が、国が持って、町に出るのかという、今の説明では理解しにくいところもあるんですけども、ある程度は国から見られるという理解でいいんですね。

これについては、保健福祉士1名以上配置し、さらに利用者支援専門員1名を置く、あるいは

は子ども家庭支援員を常時2名置くという表現になっているんですけども、この辺の体制づくりとしては、資格をある程度持った方々を配置できる可能性が十分にあるのかどうかお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 現在、子育て支援室に資格を持った保健師が1名います。来年度、兼務の保健師を増員していただくと同時に、家庭児童相談員2名必要なところ現在1名しかいないんですけども、1名でやりながら過不足を補うというか、そういう形で来年度はやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） 実際町では財政の問題もあって人員削減とかいろいろ当然、今されているわけで、この辺の現1名にさらにプラス1名はなかなか難しいだろうと思いますが、今の町を取り巻くというか、全体の中で、子どもたちのこういう不登校も含めた問題、格差社会も含めて経済的にもなかなか問題の家庭が多くなってきているという状況を考えると、やはりここに1名欲しいかなと感じます。これはぜひお願いをしたいと思います。

それで、これまで生徒に関係する改善に向けていろいろ皆さん努力されているんですが、結局家庭に問題があると学校で一回改善される方向に持っていっても家庭では、はい、じゃ明日からうちの家庭は、何ていうんでしょうね、当たり前の問題のない家庭に明日からしますとはいかないわけですよ、いろいろな問題を抱えているわけですから。そうすると幾ら頑張って子どもに対してだけやってもなかなか改善されないし、家庭に多少入ってご父兄にこの辺はこうしてああしてと指導されてもなかなか難しい。また、リバウンドではないですけども、子どもがまたマイナーな不登校あるいは鬱というか、ひきこもりになりがち、戻るケースも十分に考えられると思います。これは継続的にずっと続けていかなければならない、忍耐の要る問題かなと思います。

この辺について、今後ずっと支援をしていかなければならないわけですが、今までスクールソーシャルワーカーと支援室の連携というものがもちろん取られてきてはいますけれども、より密に求められるわけですね。この辺やはり垣根が今まで多少あったと思うんですよ。この辺の問題をクリアしてやっていかなければならない。この辺、町長、先ほど総合的な窓口として対応させていただきたいとおっしゃいました。これは現実的に子育て支援室でどこまで可能なのか、お話をいただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

今までは保健福祉課の健康推進係と子育て支援室の2本立てで窓口という形で接してまいりました。これから一本化というのは、妊娠期から子育て世代全体にわたって子育て支援室が窓口になるということです。それで、妊娠期から関わることによって虐待を減らそう、それに伴って不登校をなるべく抑制しようという形で、不登校になったお子さんを支援するのは今のところは教育委員会にお世話になっているということです。ただ、子育て支援室では虐待を担当しておりまして、そこで現在不登校の子どもたち4名、プラス虐待じゃない家庭のお子さん12名、16名支援しておりますが、そのあたりについては教育委員会と密に連携して支援しているという状況です。ただ、子育て支援係が設置されることによって、教育委員会との垣根を低くしながら連携して支援していかなければならないと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦英典君。

○9番（三浦英典君） 私はこの辺の制度改革によって大変力が増すのではないかと期待をしておりますので、ぜひここは今後の家庭支援員の増員とか垣根を低くした学校との連携の中での支援をぜひお願いしたいと思っております。

以上で不登校の問題は終わりたいわけですがけれども、何せこの問題は先ほどの家庭というものを含めているわけですから、大変ロングランの中でやらなければならないので、息切れしないように、ぜひ皆さん、子育て支援室、期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

以上で終わりにします。ありがとうございました。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、9番三浦英典君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。1時35分まで休憩いたします。

午後1時25分 休憩

---

午後1時35分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告7番、7番三浦又英君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔7番 三浦又英君 登壇〕

○7番（三浦又英君） 最後の質問になろうかと思いますが、しばしお付き合いをよろしく願います。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

それでは、令和3年度の施政方針について、以下の内容についてお伺いします。

1つに、かみでん里山公社についてであります。

①としまして、電気料金の高騰による財政圧迫に関する町民への責任について。

②として、指定管理で運営している施設の電気料について。

③としまして、電力供給先の家庭、店舗、事業所への料金高騰に係る対応について。

④採算が取れない現状の対策とかみでん里山公社の将来について。

2つ目としまして、産業振興課の改編についてであります。

①なぜこの時期に改編を行うのか、また農林課と商工観光課の現状と課題について。

②として、農商工連携強化によるこれまでの6次産業化支援、商店街の活性化、世界農業遺産、グリーンツーリズム事業の実例と実績について。

③観光と農業の融合による両事業の効率的、効果的な手法と実施計画について。

以上です。お願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、令和3年第1回定例会の最後のご質問ということで、答弁させていただきます。

まず、かみでん里山公社について4点ご質問ありましたので、順を追ってお答えをさせていただきます。

まず1点目、電気料金の高騰による財政圧迫に関する責任とのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、電力市場価格の想定外の異常な高騰により電気料金が大幅に増える見込みであることが新聞に掲載され、町民の皆様や契約者の皆様には大変ご心配をおかけいたしました。また、今回、電気料金の補正をお願いすることになりましたことを大変申し訳なく思っております。

今回の市場価格の高騰は、寒波による電力需要の増加だけでなく、世界規模での液化天然ガスの需要の増加、新型コロナウイルス対策強化による船舶通行の停滞など複数の要因が重なったと言われており、かみでん里山公社のみならず、全国の地域新電力会社を含む多くの小売電気事業者が影響を受けました。

町の財政負担ですが、1月25日の議会全員協議会において、市場価格のピークが2月末まで続くと想定した場合、1月と2月の2か月間の電気料金が前年と比較して5,700万円増加する

と説明させていただきました。しかし、各課からの報告を基に精査をしたところ、今回3,900万円の増額補正をお願いすることになっております。その後、1月分の電気料金が2,274万円と確定し、さらに1月末から市場は元に戻り、2月3月は通常の市場価格になる見通しであることから、実質の補正額は2,200万円程度となる見込みでございます。

ちなみに、東北電力から切り替えたことによる電気料金の削減額につきましては、昨年4月から12月までが1,640万円削減されました。

今後、市場が前年並みで推移するとした場合、2月3月で約430万円程度の削減が見込まれておりまして、合計2,070万円が削減されると見込んでおります。しかしながら、1月分が東北電力と比べて2,070万円高騰したため、4月から12月までの削減額プラス3月4月の削減額が実は1月分の1か月分で相殺されてしまいます。よって、今年度については削減効果が見込めないということになります。

今回のことを教訓に、市場価格の異常な高騰による影響を回避するため、パシフィックパワーと連携を取りながら、冬期間、固定価格の電源割合を増やしたり、市場調整単価に上限を設定したりするなどの対策を検討してまいります。

なお、平成30年よりかみでん里山公社から電気を購入した結果、電気料金は平成30年度、令和元年度で計2,800万円の削減が図られ、450万円の寄附を町が受けております。

かみでん里山公社としては、今後、リスク管理をしながら引き続き町に貢献していくことにしております。

2点目の指定管理で運営している施設の電気料金についてのご質問にお答えいたします。

指定管理施設につきましては、指定管理者がかみでん里山公社と契約し、電気料金を払っております。本来ならば市場高騰の影響を受け、高額な電気料金を支払うこととなりますが、指定管理者の負担軽減を図るため、通常の高騰と同程度になるように市場調整額に上限を設け、その差額につきましてはかみでん里山公社が負担することとなります。

次に3点目の、電力供給先の家庭、店舗、事業所への対応についてであります。

家庭プランにつきましては、市場連動型の料金体系ではないため、電力市場価格高騰の影響は一切受けません。

家庭プラン以外の民間事業所につきましては、現在8つの事業所に電力を供給しています。こちらは市場高騰の影響を受ける契約内容ですが、事業者の負担軽減を図るため、指定管理者と同様に市場調整額に上限を設け、対応いたします。指定管理者、民間事業所合わせて390万円程度をかみでん里山公社で負担することにしております。いずれの事業所も自治体新電力事

業の取り組みにご理解いただき、かみでん里山公社に切り替えることで地域貢献にご協力いただいておりますので、今後とも事業所に迷惑をかけることのないよう努力してまいります。

4点目の採算が取れない現状の対策とかみでん里山公社の将来についてというご質問でありました。

かみでん里山公社の状況ですが、2月3月の市場価格が通常並みで推移した場合、1年を通して大きなマイナスにはならないと見込んでおります。先ほど申しあげましたように、今後需要が高まる冬場に固定価格電源割合を増やすなど市場高騰への対策を図りながら、安定的な事業運営を行っていただけるものと考えております。

なお、今回の市場価格の高騰について、先ほど申しあげましたように、寒波による電力需要の増加に加え、火力発電の原料である液化天然ガスの調達が滞ったためと説明いたしましたが、調べてみますと実は電力の供給余力が電力の逼迫の基準である3%を切る状況には至っていませんでした。実は逼迫していませんでした。にもかかわらず、1月25日と26日を境に電力市場への入札量（市場へ提供される電力量）が一斉に減少した。さらに、異常な値動きが見られたときにそれを抑制する市場支配力低減措置といった仕組みが存在していなかったこと、そして年間の取引額を超える金額、これは総額1兆5,000億円になるそうですが、1兆5,000億円が僅か3週間で小売事業者から発電事業者に移動したことが分かりました。そうしたことから、かみでん里山公社をはじめ多くの新電力会社が公正な取引が行われるよう制度改正等について国に要望してまいりました。

2月4日、河野太郎規制改革大臣のチームが再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースで会議を開きまして、卸市場の高騰問題を取り上げました。河野大臣はその中で高騰の背景として市場に不備があったと指摘した上で、タスクフォースは1つとして新電力への緊急支援、2つ目として市場制度の再設計、3つ目として市場の構造的問題への対応などから成る緊急提言を行い、産業経済省が責任を持って取り組むよう要望をしたところであります。産業経済省がこの緊急提言を重く受け止めて、新電力への財政支援、市場制度の見直しなどをしていくことによって公正な取引が行われる市場となり、かみでん里山公社も安定した経営が可能になるものと考えております。

次に、大きな2番目の産業振興課の改編について、3点お答えさせていただきます。

1点目のなぜこの時期に改編を行うのかとのご質問ですが、職員数が減少する中、効率的に課題に取り組むことができるようにするための組織改編であります。具体的に申し上げますと世界農業遺産の取り組みです。平成29年12月の認定から3年がたちますが、なかなか推

進できずにいます。要因の一つに、事業が農林と商工観光部にまたがっており、どちらがイニシアチブを取るかといった問題もあります。具体的な取り組みとしては、農産物の認証と販売促進、アグリツーリズムの推進、地元農産物を活用した商品の開発と販売などがありますが、農業と商工観光部門とが一体となって取り組むことにより、効率的、効果的に推進されるものと考えております。現在取り組んでおります小瀬菜大根の推進につきましても、やはり一体となって、食・農・官が一体となって取り組むことによって、より効果的に事業を推進していくことができるものと考えております。

2点目として、コロナ禍がもたらした社会変化に対応するといった側面がございます。コロナ感染拡大により非常事態宣言が発出され、飲食店は時短営業を余儀なくされています。かつテレワークが推奨されていることで、観光業や飲食業が相当のダメージを受けております。それに伴い、中食、外食などが減り、農産物の売上げも当然これは減少しているということでもあります。こういった状況を打開する上で、ますます6次化が重要になってまいると考えています。加えて、農業を観光資源として捉えたアグリツーリズムの取り組みも重要であると考えております。具体的な例をお話ししますと、感染リスクの低い中で長期滞在しながら農作業をするドイツ発祥のクラインガルテンの取り組みあるいは農家の方々と意見を交わしながら農業の課題解決に取り組んでもらうワーケーション、世界農業遺産にまつわる場所を巡りながら食も楽しんでいただくツーリング、酒蔵を巡る酒蔵ツーリズムなど、まさに食・農・官連携による取り組みというものが考えられます。加えて、オンラインによる農産物の販売促進などにも取り組むこととしており、農業と商工観光課の連携が取りやすい体制で事業を推進していくこととしておりますので、組織改編についてご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、農林課の現状と課題でございます。

農業は依然として厳しい状況にあります。現在、生産基盤の整備から担い手の確保・育成、農作物の生産振興、畜産振興などのほか、地産地消やブランド化推進、都市農村交流の推進、農業、農村の有する多面的機能の維持、スマート農業の推進など様々な側面から農業、農村の振興に取り組んでおります。しかしながら、近年の自然災害の頻発、激甚化への対応や拡大する鳥獣被害対策など、農林業の業務も増加している状況にあります。そのような中、地産地消やブランド化の推進、都市農村交流の推進などは商工観光部門と一緒に、むしろ商工観光部門にウエートを置いて取り組んでいくことが有効であると考えております。

商工観光課についてであります。新型コロナ感染拡大以前から交流人口が減少する中、商店街や観光施設の活性化策として観光まちづくり協会の発足や振興公社の合併、新たな商店街



でのイベント創出、地方創生推進交付金を活用したアウトドアランド形成事業などを手がけ、交流人口、関係人口の増加に努めてまいりましたが、十分な成果を上げるには至っていない状況です。しかしながら、体制も整いつつありますので、コロナ後を見据え、新しい生活様式に沿った誘客に努めてまいりたいと考えております。

次に2点目の、農商工連携による実例と実績ということについてお答えをさせていただきます。

6次産業化支援においては、加工施設などを整備して、餅やお菓子加工をはじめ直売所のほか店舗でも販売している例が出ております。また、直売所において品ぞろえの充実化を図るため、お菓子屋さんのお菓子を販売するなど、農商連携で売上げの増加を目指しております。今年度も新商品開発・販路拡大支援事業に14事業の申請があり、こうした取り組みはさらに増加するものと思われまます。また、先ほどもご説明しましたが、コロナ禍の影響により需要が減少した農林産物の一つに西洋野菜サボイがございます。よくご存じの野菜であります。これまでは市場を主体に販売してきましたが、市場に出荷できなくなったため、やくらい土産センターで販売するほか、レストランぶな林でも食材として活用し、和風ロールキャベツランチを期間限定で提供するなど、観光との連携によりコロナ禍の影響に対応する取り組みを行っているところでございます。

商店街の活性化における実例と実績につきましては、宮崎地区の商店街にありますみやざきどどんこ館が挙げられます。宮崎特産として長年にわたり産直野菜や餅などの販売を行ってききましたが、地元のスーパーが撤退し、時代の流れに伴い、どどんこ館へと姿を変え、農産物などの販売や食事の提供を行っています。今では地域になくてはならないお店になっており、町民が商店街へ足を運んでいただくきっかけを作ることができたと考えています。

また、中新田地区の商店街活性化計画については、三浦 進議員の一般質問にお答えをしたとおりでございます。

世界農業遺産につきましては、大崎地域世界農業遺産推進協議会において、高い品質と安全性、伝統的な技術の活用、都市と農村の価値観の共有を基本理念に、一定の基準を満たした農産物や加工品及び工芸品等を対象に認定する世界農業遺産ブランド認定制度を令和元年度から開始しております。その対象品目の一つにこのたび日本酒が追加される予定となっております。

グリーンツーリズム事業につきましては、加美町グリーンツーリズム推進会議が教育旅行の受入れを中心に取り組んでおりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により春の受入れは行わず、秋に数校を受け入れるだけとなってしまいました。来年度の受入れにつきまして

も、学校から問合せが来ておりますが、民泊受入れ農家、民泊として受け入れる農家から新型コロナウイルス感染症に対する不安の声があります。一方、学校からは、ぜひ農作業体験は農家をお願いしたいと、ただし宿泊は観光施設を希望する学校もあると聞いております。そういったことから、コロナ禍においてグリーンツーリズム推進協議会と加美町振興公社とが連携をさらに取っていくことでグリーンツーリズムの受入れが可能になってくると考えており、現在そういった話合いが行われているということでございます。

最後になります。3点目、観光と農業の融合による両事業の効率的、効果的な手法と実施計画についてというご質問であります。

先ほど具体の事例をお示ししましたように、既にスタートしているもの、今後着手するものがあります。新年度からは世界農業遺産の推進や振興公社とグリーンツーリズムとの連携等を進めるために、観光まちづくり協会がプラットフォームとなり、町と観光振興公社、グリーンツーリズム協議会、JA加美よつばなどとの連携を一層図ってまいることにしております。

なお、新年度において観光ビジョンを策定することにしておりますので、それぞれの実施計画との整合性を図りながら事業を実施していくこととなりますので、ぜひご理解、ご協力を賜りたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 詳細にわたりご回答いただきました。それでは順次再質問をさせていただきます。

先ほども答弁いただきましたが、1月25日の全員協議会で説明いただきましたが、市場価格の高騰は、先ほどの説明にありますとおり全国的な寒さによる電力需要の増加、液化天然ガスの不足などが要因で、12月26日から1月25日まで市場価格が令和2年度で69.77円ということの説明をいただきました。今回影響を受ける施設が66、昨年は、何か私の聞き間違いかどうか分かりませんが、73という施設を挙げておるんですね。その関係はどうなのかということをお聞かせください。

あと、このとき指定管理施設の電気料について何ら説明はなかったですね。その辺についてまずお聞かせください。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

初めに、今回の新聞報道で皆様にご心配をおかけしましたことに対しまして、大変申し訳なく思っております。

質問についてでございますが、まず施設数についてでございますが、公共施設は73施設ございます。その中で今回影響を受ける契約の内容の施設が66施設あるということでございます。1つの施設の中で複数の契約をしてございますので、重複してございます。正しくは61施設ということでございます。おわびして訂正をさせていただきます。

また、全員協議会では、指定管理施設への対応については当時検討中であったために、その説明はしておりませんでした。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 検討の結果、こういう結果が出てきたんじゃないかと思いますが、家庭は価格高騰の影響は一切受けなかったと。あと事業所関係ですね、その関係なんですが、東北電力の電気料金とかみでん里山公社の対比表ということで、こういうチラシを配っておりますよね。その関係で、今回のまさしく事業所、さらに家庭に影響がなかったものかどうか再度お伺いしますし、その単価、といたしますのは、東北電力は変わってないんですよ。見ますと東北電力は燃料費調整単価ということで、液化天然ガス、石炭、石油の為替による変動はありますが、むしろマイナスなんですよ、それは多分課長もご存じだと思うんですが。大きな事業所を調査させていただきました。それも10月から2月、ほぼ横ばいですよ。なぜこんなに東北電力とかみでん里山公社の額が大きく変わるのでしょうか。私には理解できないんですが、くどいようですけども、単価と、令和元年度と令和2年度、もし手元に資料がございましたらお示しをいただきたいんですが。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

まず指定管理施設、さらには家庭プランの供給件数、そして1キロワットアワーの単価につきまして、まず件数でございますが、指定管理施設につきましては26施設ございます。また、家庭プランにつきましては32軒と契約をしてございます。

単価につきましては、指定管理施設、今年1月分の電気料を単純に電気使用量で割りますと1キロワットアワー当たり27.02円、昨年1月が22.36円でございます。さらには家庭プランにつきましては12月分で1キロワットアワー当たり26.57円となっております。家庭プランにつきましては昨年2月から供給を開始しております。実績としては数字的にはございません。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 先ほど料金の単価を説明いただきました。料金の高騰につきまして、指

定管理者、さらには事業所、供給を受けている家庭から苦情や相談はなかったんですか。これをまず一回お聞かせください。

それで、この高騰よっての軽減措置ということで、対象事項についてはいつ頃その決定を見たのでしょうか。それで、指定管理関係については負担をするということですが、どういう捻出で負担をされるのでしょうか、まずお聞かせください。

この事業は、町のパートナーであるパシフィックパワーと今回の件について協議されたものと思いますが、公共施設の電気料高騰に伴うかみでん里山公社の負担についても、町長、かみでん里山公社の社長として協議されていますか、お話しください。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

この負担につきましては、2月に入りまして早速協議を行いまして、かみでん里山公社で負担するということが決定をされました。その後、早速関係施設に対しまして通知を発送してございます。特にこちらに質問等は来てございません。

その協議が終わりまして、かみでん里山公社の支出負担なんですが、現在、出資金と併せまして留保金がございます。額にして1,400万円ほどございます。その中からの支出ということで協議をしてございました。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今回、誰もが予想できなかった事態だと思っております。パシフィックパワーとも協議を重ねながら対応を講じてまいったということでございます。今、課長から答弁がありましたように、利用者には迷惑をかけない形で、かみでん里山公社が負担をするということで、負担する能力がございますので、これは負担をしていくということになります。

先ほど申し上げましたように、国でもこの市場に欠陥があるということを指摘しておりますので、おそらく今後こういった市場も新たな制度設計が図られると期待しておりますし、河野大臣からは損失分を補填しろということを経産省に要請しておりますから、そういった補填があればなお、かみでん里山公社はじめ新電力会社にとっては大変ありがたいことだと思っております。いずれにいたしましても、今後ともきっちりとしたリスクヘッジをしながら安定した電気の供給をしてまいりたいと思っております。

なお、東北電力との違いでありますけれども、どうしても東北電力は発電施設を自前で持っておりますので、この違いが大きいんだろうと思っております。

先ほど申しましたように、12月26日から1月25日にかけて市場に提供する電力が一斉に減っ

たわけですね。それを高い値段で買い求めたのが小売事業者です。かみでん里山公社も含めて小売事業者です。ですから、小売事業者の支出といいますか、これが3週間でぐんと増えてしまった。そのお金がどこに行ったかというと電気を供給している電力会社に行ったということです。ですので、非常にこれは異常な事態でしたし、公正な取引ができる市場ではないということで、河野大臣のチームも指摘をしたということでございますので、今後こういったことがないように市場も健全化されていくんだらうと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 負担については留保1,400万円の中からのということの捻出のようですが、いずれにしても出資金もこれに充てるということですが、それについては私も今、初めて聞きまして疑問に思いますので、また後で質問させていただきます。

施政方針で、卸電力市場における取引価格が高騰したためと、それで公共施設が影響を受けている、補正をお願いしたいと。町長、昨年、かみでん里山公社の仕組みについて、まだまだ理解を得ていないところがあるので、疑問、疑念を払拭するために説明会を開催し、他の電力との差別化を図り、事業を推進してまいりたいというお話をされておりますよね。それで、町長の意図する町の電力に対する取り組みについて、共感する町民、事業所がおつたらもっと多く契約されていたのではないのでしょうか、一方で、もし多くの事業所が契約されれば大変な負担にもなったという思いがありますが、何かちょっと複雑ですよね、と私は思っています。

町長は先ほど、今般の補正は大変申し訳なく思っているとお話しされていますよね。この言葉だけで町民は納得すると思いませんか。町民の共感の少ない事業において、穴が空いたから公金で補填する。私は到底町民には理解を得られないと思います。行政改革に逆行していませんか。それについて町長のご答弁をいただきます。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 何であれ、実質的には2,200万円程度になりますけれども、補正をお願いするということは大変申し訳ないと思っております。

ただ、事業ですので、ある程度長い目で見ていくということが必要だと思っております。これまで、先ほど申しましたように、かみでん里山公社に切り替えたことによって2,800万円の電気料金の削減が既に図られております。また、450万円の寄附もかみでん里山公社から町にさせていただいております。既に電力市場が安定しましたので、このままいけばまた令和3年度も2,000万円程度の削減効果が見込まれると思っております。今回2,200万円の補正をお願いすることは大変申し訳なく思っておりますけれども、このことは来年度しっかりと挽回できると

思っております。

この事業、やはり何もしなければ削減はできません。何もしなければお金は電力会社等々に流れていくだけです。この圏域からどんどんお金が出ていく、そのお金を、年間49億円の電気料金がこの町から出ていっていますから、その一部なりともこの地域に残し、この地域で循環させるという考えの下でのかみでん里山公社ですので、今後ともしっかりと経営をしてまいりたいと思っております。そして町に貢献していきたいと思っております。

なお、先ほど申し上げましたように、河野大臣のタスクフォースが指摘したように、市場に欠陥があるということは間違いないことですので、こういった市場をしっかりと公平な市場にしていただく、市場支配力低減措置といった方策も講じていただくことによって、より皆さん方に安心していただいて、かみでん里山公社をご利用いただけるようになるものと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 先ほどから市場が安定していると。それは確たる情報なんでしょうか。どこからの情報なのか私には分かりません。

それで、2月13日、地震ですよ。そのとき火力発電が大幅に停電しておりますよね。火力発電については全国の電力供給の8割が火力発電に頼っているようですが、電力関係者は、次の日は宮城県、福島県は気温が上昇しておりますので、気温が冷え込んだら目も当てられなかったということで胸をなで下ろしたと。ということになれば、当然ながらこういうリスクが出てくるわけですよ。ですから、安定したというのはどこをもって安定しているかについては私は分からないですね。説明をいただくとありがたいんですが。

それで、先ほど町長は国の施策ということではいろいろ結果があるということのようですが、新聞にもいろいろ出ておるようでございます。そうすると、もし電力が、国は町長が意図することについてその方向に向いたということになれば、かみでん里山公社が負担している、さらには加美町が今回補正をお願いしている額と同等の額が戻りつつあるのでしょうか、その辺もし情報がございましたらお聞かせください。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 電力が大変逼迫していると言われた12月末から1月にかけてですが、先ほど申し上げましたように、実は電力の供給余力、電力逼迫基準の3%を切る状況にはなかったと。なぜなら、それは電力会社同士で電力を融通し合った結果なんですね。努力した結果、実は逼迫している状況ではなかったにもかかわらず、卸市場に電気が売られなかったという状

況が発生したんですね。それが問題でした。電力が提供されなかったので、電力がどんどん高騰していったというのが大きな原因です。ここに歯止めをかける制度が全く存在しなかった。そのことに対して、何度も言うておりますけれども、2月4日、ここに情報ありますけれども、タスクフォースで会議を開いて、先ほど申し上げたような提言を経産省に行った。はっきり補填しなさいと、損失分を、そう言っているんです。こう言っていますね、「制度の不備で新規参入者の撤退が続けば電力自由化は後退しかねない。対応を考えていく必要がある」と述べ、経営的なダメージを被った新電力に対する支援を経産省に求めたと、これは河野大臣のタスクチームが求めているんですから。そして、しっかりと経産省が対応するよにということ要望しておりますので、私は国が責任を持つ、制度設計をした国に、この制度にミスが、欠陥があったわけですから、これは当然国が被害を被った新電力会社に対して支援をすべきものであるし、することになるだろうと思っております。

いずれにしても、全くリスクがないということはどんなことでもございません、電力にしろ、ほかの事業にしろですね。全くないということもございません。ですから、できるだけかみでん里山公社としてもリスクヘッジをしながら安定した価格の電力を供給していくという努力をパシフィックパワー共々、それからほかの10幾つの新電力会社、パシフィックパワーとタイアップしている自治体がありますから、そういうところと一緒に安定した経営に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 今回の関係につきまして、町民の方から問合せなり電話をいただいております。先ほどいろいろお話をいただいておりますが、かみでん里山公社の損失、さらには町の削減効果が見込めなかったと。これは2,070万円とか40万円とか私ちょっと忘れましたが、その額が一定こういふというような説明いただきました。現状は、確かに町長が言うように国の方針なりが結局理に合わなかったということなのかと思っておりますが、これが今回の想定外と言えることなんでしょうか。想定外も当然ながら想定しなくちゃならない、経営者というものは私はそうだと思います。

それで、資源エネルギー庁の関係の液化天然ガス、この液化天然ガスにつきましては温室効果ガスの排出が少なくなって、クリーンエネルギーとして、日本、韓国、2018年には47%を占めているようですが、2040年には中国、インド、そのほかのアジア各国が増えまして、日本は大幅に減ることが予想される、見込まれるんだそうですね。液化天然ガスにつきましては石油のように備蓄して保持していくことが難しいため、万が一のときに供給が途絶えるということ

になるようです。温暖化対策につきましてはパリ協定でも日本の目標が定められまして、様々な施策が検討されております。電源の構成、2030年には比率が27%程度ということの構成の見通しが示されております。

今般のように各国におきまして液化天然ガス輸入の奪い合いとも思える様相をテレビで拝見したとき、今後におきましても液化天然ガスの不足によります電気料の高騰が起こることも想定しなければならないと思います。かみでん里山公社は、市場高騰への対策を図りまして安定的な事業運営に努めるようではありますが、果たして地域貢献がこれでできるでしょうか。先ほど町の電気料ありましたが、この事業については職員の負担も私ほうんと大きいと思います。大変だと思っています。今後継続して事業を、電力市場価格の変動を見極めまして、電気料金を削減することが町の役割と言えますか、町長。町長の見解を伺います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今のエネルギー政策、これはかみでん里山公社の問題というよりは日本全体の問題でございます。どのように安定的に電気を供給するかということが最も、これは家庭生活はもちろんですが、産業経済の面でも最も重要なことだと思っておりますから、どのようなエネルギーミックスを作っていく、安定した電源を確保していくかということだろうと思っています。国としても、水素、それから最近メタンガスなどの研究も進んでいるようでありますから、おそらくは様々な再生可能エネルギー、電力ですね、液化天然ガスだけに頼らないエネルギーというものを確保していただろうと思っています。そういった中で当然かみでん里山公社についてもこれは安定的な経営に努めてまいりたいと思っています。

私は、自治体新電力、これは全国である程度の数の自治体に新電力がありますけれども、私は自治体だからこそこういったことに取り組むべきだと思っています。なかなか個人が取り組もうと思ってもそれは難しい問題があると思っています。自治体として責任を持って取り組んでいく、そして電気料金の削減、そして町への還元ということをしっかりやっていくということが大事だと思っています。

なお、この事務量でございますけれども、一番大事な需給バランスを取ることにについては既にご説明しておりますようにパシフィックパワーに委託をしておりますので、そのことについて町が手を煩わすということは一切ございません。それから、国に対する要望等々これもパシフィックパワーが10幾つの連携している自治体の意見をまとめて、そして国に提出をいただいています。様々な情報、先ほど私が申し上げた情報なども含めてパシフィックパワーから提供していただいているということでもありますので、信頼できるパートナーと考えております



ので、しっかりとパシフィックパワーと連携しながら、また他の10幾つの自治体とも連携しながら、安定した経営、そして地域、町への貢献、こういったことに努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 多い自治体の中で10数、2桁の自治体しかこの電力の業務をやっていないということについては。（「パシフィックパワーでやっているところだけです」の声あり）  
そうですか。そうですね。

それでは別な質問をさせていただきますが、町民への還元、町への還元ということを町長はさっき話されましたが、町長、2020年11月18日、ブログで、子どもたちに遊具をプレゼントしましたと、私が社長を務めている自治体新電力会社かみでん里山公社から町に450万円を寄附し、そのお金で遊具を設置しプレゼントしましたと。これね、町長、町長の寄附行為に当たらないでしょうねという、これはそういうことだけでとどめておきますが。

この中におきまして、1,000万円ほどの営業利益を出しました。今年度の利益も引き続き町民に還元していくことにしていますと。町長、確認させてください。このブログに間違いありませんよね。

今年度は利益が出て、町に還元できたことについては先ほどお話しいただきましたが、今回の失態といいますか、何と申し上げますか、これにつきましての関係について、会社の欠損、電気料の高騰による町施設の予算不足、事業所、会社の負担、公費補正による負担の穴埋めを書き込んで、皆さんにお知らせする予定はないでしょうか、お聞きします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ブログではなくてフェイスブックでございます。確かにフェイスブックに載せております。私が社長であることは事実でございますから、その事実を述べただけでございます。

その時点では今年度も昨年同様に推移しておりました。今回のことがなければ2,000万円あるいは少しそれを上回るぐらいの削減額、そして利益、昨年を上回る、悪くとも同程度の利益が出るのが予想されておりましたので、そういった時点で発したフェイスブックの状況でございます。

なお、河北新報にもあれだけ大きく取り上げられましたので、ご心配なさっている町民の方々がいらっしやると思います。このことは新聞にもきちっとした形で再度取り上げていただく必要があると思っておりますし、私自身もフェイスブックなりあるいは町長日記なり何らか

の形で皆さんにこの経緯等はお伝えする必要があるだろうと思っております。また、先ほど申し上げましたような国の対策、これもきちっとお伝えする必要があるだろうと思っているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 加美町まちづくり基本条例の第9条、町長の責務、第1項に「町長は町の代表として公平かつ誠実に町政運営を行います」。第2項で「町民の参画を推進するため、広く町民の意見を聞き、町政に反映させるとともに、説明責任を果たすよう努めます」とあります。先ほど町長がおっしゃったとおり、それについてはよろしくお願いをしたいと思います。

それで、市場等の想定外というのは私はないと思います。これまでいろいろと今まで質問させていただきましたが、今回の関係で会社の存続については私も疑問が残るものであります。どうでしょうか、社長として、町長。これからの会社を運営していく自信はおありでしょうか。それを聞いてこれは終わります。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず一般家庭、これは市場価格変動型ではありませんので、今回は全く影響ありませんでしたから、今後とも多少、これは利益はほとんど、かみでん里山公社としては大した利益ありませんが、これは提供していきたいと思っております。

それから、事業所等については当然これは基本は市場変動型でありますけれども、先ほど申しましたような固定のものも含めて、特に冬期間、リスクを回避するために固定価格の電気の割合も増やしながら、安定した運営をしてみたいと思っております。

私は、十分可能だと思っております。今回のことはある意味ではよかったんだろうと、つまり市場の欠陥がはっきりしたと。全く誰も想定してなかったことが起きて、市場が公正な取引の場ではなかった、市場が成熟してなかったということが明らかになりましたので、それで国も動き出したということですね。このことによって公平公正な市場が形成されていくんだろうと。そのことによって各新電力会社の経営のリスクもかなり低減されていき、経営が安定していくだろうと思っておりますので、私は国がしっかりと対応したことによって今後とも安定した経営が可能だと思っております。町への貢献、地域への貢献、町民への貢献、これが目的でございますので、まさにこれは行政が本来やるべきこと、それをかみでん里山公社が代わってやっているということだと認識しておりますので、安定した経営に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 2に行きます。

産業振興課の改編関係について、先ほど町長からのお話をいただきました。

昨日、5番三浦 進議員の質問に答えてお話しされておりますが、中新田地区商店街の拠点施設等基本計画策定、これについては商店街のにぎわいを町全体の活性化ということで考えて基本計画を策定したと。その結果において進捗をお聞きしましたところ、担い手が決まらなかったとか意見が一つにまとまらなかったとか、それぞれ担い手不足とか、それぞれいろいろお話をいただきました。これはこれで終わるのでしょうか。ということは、逆に課題が残るのではないのでしょうか。その辺についてお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 最初の提案は大きく分けて2つあったと記憶しています。1つは拠点を整備するという、もう一つは町歩きを促すということだったと思います。

町歩きを促すために、世間遺産という提案もありまして、これはぜひ進めていこうということで、観光まちづくり事業の一つとして取り組むことになっておりますが、まだこのところは着手されていないようであります。新年度はぜひ世間遺産、世界遺産ならぬ世間遺産、こういったものの認定などにも努めて、そういったところを巡って歩くような町歩きなどにも取り組んでいただくことで、最初の提言の一つの実現に向けて進んでいくことができるだろうと思っております。

また、拠点整備については、提案されている土地そのものが町有地ではありません。きのう申し上げたように、なかなか運営主体が見つからない、そして商店街にも様々な意見があるという中で、今すぐその土地を購入して新たな建物を建てるということは現時点では難しいのではないかと考えております。

その前に着手すべきことは、空き店舗が増えておりますから、何とかこの空き店舗を活用して新たな移住者等々を入れ込むことができないだろうかと考えておりますので、そういったことも視野に入れながら商店街の活性化に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 農商工連携強化によりましてさらに産業全体の活性化を目指すということで先ほどいただきました。町長、それぞれ農林課と商工観光課には私は課題があると思うんですね。それが改編によりまして、私はむしろ膨らんでくるのではないかという思いをしておりますので、振興策に影響はないのでしょうか。それを聞いて終わります。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 課題が膨らむというより、課題に着手できないものがあるということなんですよね。先ほど申し上げたように、例えば世界農業遺産などはなかなか着手できずにいます。これは農業と観光が一体となって取り組まなきゃない事業なんですね。むしろこれは、これまで着手できずにいた事業、課題に取り組むことができるということだろうと思っておりまし、農林課でブランド化とか地産地消とか都市と農村の交流とか、これも所管なんですけれども、実はこれも観光と一体とならないと、商工観光課と一体とならないとなかなかこれも進めていけない分野だと理解しておりますので、なかなか本来やらなきゃならないことであつたにもかかわらず着手できていなかった事業、課題、こういったものに取り組んでいくことができるようになると考えておりますので、今回の組織改編、産業全体を活性化したいという思いで皆さん方をお願いしておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。（「終わります」の声あり）

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、7番三浦又英君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時50分まで休憩といたします。

午後2時39分 休憩

---

午後2時50分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第3 報告第1号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（工藤清悦君） 日程第3、報告第1号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第1号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）ご説明申し上げます。

本案件は、令和2年11月9日午後5時55分頃、相手方車両が加美町字鹿原屋ヶ坂9番7付近の町道源城滝庭線を走行中、倒木を避け切れず接触し損傷を与えたことに対し、過失割合が町50%、相手方50%により賠償額が決定したものであります。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（工藤清悦君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） 専決で、よく事故が起きた場合、過去にも何回もあったわけなんですけれども、この際町は当然保険に加入していますよね。それでもって判例に基づいて過失割合というか、第三者行為によるパーセントというのが出てくると思うんですが、その際パーセントが出たことに対して町の過失が50%だったら50%というように決定されたときは、保険対応というか、そういう形にやっているものなんでしょうかね。それとも免責とかそれも当然そういう事項もあってそういう保険に加入しているものか、その内容について参考のためにお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

町の損害賠償の場合の保険の適用はということでございます。基本的には、自動車事故、交通事故等であれば車両に入っている車両の保険から対応するということになりますが、今回倒木ということで、町が加入しております総合賠償保険からの適用となるということでございます。損害の過失割合に応じて、この場合、町が相手方に5割分についてはそのまま保険から支払いがされるということになります。一般財源等の持ち出しはないということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 12番伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） その車両事故というか、何というんですか、対物、対人、搭乗者と、車両に関してはそうですし、今言ったように今回のようなケースの場合の倒木等々の損害賠償責任保険というか、ありとあらゆる事態を想定して、町は、がんじがらめと言ったらおかしいですけれども、有事の際の対応ということで保険にはほとんど対応して入っているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

損害賠償については基本的に何らかの瑕疵が町にあってその責任の割合に応じてお支払いをするということになりますので、基本的には車両、公用車については町で保険、今言った車両と対人、対物等に加入をしておりますし、その他、町の賠償責任を伴うようなものについては基本的には先ほど申しました総合賠償保険に加入をしているということで、その過失等に応じてそういった保険から対応するというのでやっております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 12番伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） その際の免責は設けていますか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

保険の免責はないということでございます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第1号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

---

#### 日程第4 議案第4号 加美町課設置条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第4、議案第4号加美町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第4号加美町課設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

現在の行政組織につきましては、「善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しい持続可能なまち」の実現に向けた組織体制を図るため、平成31年4月に改編を行ったものでありますが、今後職員数が減少していく中で、引き続き人口減少や少子高齢化に伴う社会情勢の変化に対応し、より効率的な行政運営を図る必要があることから見直しを行うものです。

主な改編内容は、第1次産業から第3次産業を一体化し、農商工の連携を強化することで産業全体の活性化を図るため、農林課と商工観光課を統合し、新たに産業振興課を新設するものです。

各種事業の対策強化として、鳥獣対策係や子育て支援係を新設し対応してまいります。また、行政改革の推進に向けて、みなみ児童館は中新田児童館に集約するため廃止とし、賀美石幼稚園については利用申込者の減少などから休園といたします。そのほか各課の事務分掌を見直し、

係ごとの業務についても整理を図ってまいります。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 先ほど三浦又英議員の一般質問でもございました。さらに、1月25日の全員協議会でもこのことについては説明がございましたけれども、どうしてもちょっと気になることがまず1点。

産業経済常任委員会でも所管調査の中でずっと継続して調査をしてきた件がございます。伝統産業である中新田打ち刃物について、商工観光課で非常に精力的に提案をしていただき、間もなく形として見えてくるというような方向がございました。そういったものについての継続ということはもちろんされるかと思うんですけども、課の改編によって、産業振興課の改編によってどのような方向になっていくのか、まずお伺いいたします。

○議長（工藤清悦君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

ただいまのご質問ですけれども、基本的にはそれまで担当していた業務については引き継ぐということであります。

○議長（工藤清悦君） 1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） そのことをお伺いしてまず納得はいたしますけれども、ぜひ課の再編によって変わるというようなことがないようにひとつお願いしたのと、それからもう1点ですけれども、この前の全員協議会で説明ありましたワーケーションについて、先ほどの一般質問でも答弁ありましたように、ワーケーションについては例えば観光であるとか農業体験であるとかそういった部分も対応に入ってくるという答弁だったと思うんですけども、そういった意味でやはりあの部分というのは産業振興課にならないのかなという思いもあるんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そのことも含めて内部で大分検討しました。当然ワーケーションは農業であつたり観光であつたり移住・定住だつたりというところと全て関係してきます。ただ、一番のポイントは、関係人口から移住人口へというところが一番大事なところでございます。

土日、ひと・しごと推進課でオンラインでの移住・定住相談会がございました。担当の職員

も驚いていたのは、リモートで仕事をする人たちがこんなに増えているのかということに非常に驚いていました。実はかなり我々が想像している以上にリモートで仕事をする人口が増えているというのが現状でありまして、こういった方々がワーケーションで加美町にいらっしゃって、それが関係人口となって移住・定住につながっていくということ、これが一番大事な点だと思っております。もちろんその前の段階から観光・交流人口があつて関係人口、移住人口ということも当然これはあると思っております、そういった流れもいきたいと思いますけれども、やはり移住という枠の中で関係人口、そして移住・定住につなげていくということに一番重点を置いて取り組んでいきたいと。また、現状もそういった時代になってきているということなんです。その辺のところもご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 1 番味上庄一郎君。

○1 番（味上庄一郎君） 課の再編によって特定の職員だけが仕事量が増えるとかあるいは仕事量がなくなるとかそういったことはないと思っておりますけれども、そういったところをしっかりと見ていただいて、それで終わりということじゃなくて、これで終わりということじゃなくて、そこからこれはこうしたほうがいいなという改善点とか出ましたら、またそういうところの中で、その課の中で、課の横断というのもありますし、そういったことも検討していただきたいと思うんですが、このことについてお伺いして終わりにします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおりだと思います。1 つにしたことでいろいろなことが見えてくると思います。ここが足りないとか、ここが人的に足りないとか、ここは余りにも余裕が出過ぎたんじゃないかとか出てきますから、当然そういったところは柔軟に、議員ご指摘のとおり対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。4 番早坂忠幸君。

○4 番（早坂忠幸君） 商工観光課の名称がなくなるわけですよ、今回、産業振興課になると。そこでお聞きしたいのは、商工観光課がなくなって今後観光行政がスムーズにいくのかどうか1 点。

あとそれから、観光まちづくり協会を薬業にやるという話が度々出ていますよね。その話ほどの辺まで進んで、どこに置く、場所まで決まっているのかどうか、まずそれを伺います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ご指摘のとおり商工観光課という名称はなくなります。しかしながら、十分な体制を整えて観光振興に取り組んでまいります。当然加美町振興公社、それから観光ま



ちづくり協会との連携を深めながら、観光が後退することなく、むしろこれまで以上に推進していきえるように取り組んでまいりたいと思っています。

また、後段のことについては、進捗状況については担当課長から説明します。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（塩田雅史君） 商工観光課長でございます。

観光まちづくり協会の移転の関係でございます。令和2年1月23日、2月13日に理事会を開催していただいて、薬菜への移転のお話をさせていただきました。その時点で薬菜にということでお話は決まったんですが、その後3月13日、予算審査特別委員会からの報告書によって観光まちづくり協会の移転のことでいろいろご指摘がございまして、町に積極的な指導をされることを望むということで報告書を頂いております。6月8日に事務所移転について観光まちづくり協会の会長、副会長から時期の変更の要望をいただいております。6月7月ではなくて、コロナの影響があるので、年度末まで待ってほしいということでお話がありました。その後、7月の全員協議会で事務所移転の予算計上の説明をさせていただきましたが、見直しをして計上を見送ったという状況でございます。9月28日に再度、理事会において移転時期の協議をしていただいて、確認をしていただいて、10月30日、町長、副町長も入りまして意見交換会を行いました。その時点で移転の確認を取らせていただいて、今回の補正予算で観光まちづくり協会の移転費用を計上させていただきます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） そうしますと薬菜に行くことは決定でも場所はまだ未定ということでしょうか。まずそれ1点ね。

あと、いとも簡単に商工観光課と農林課をなくすのびっくりしているんだけど、というのは、町長の目玉がイカノエ戦略ですよ。イは移住・定住、まずこれは関係ないです。カは観光ですよ。ノは農業ですよ。4本柱のうち2つですよ。これを1本にするんだと。という中のカ、ノというのは合体して何と言えればいいんだか、まず分かんないんだけどさ。さっきのエというのは、バイオマスはまず休止、今回のかみでん里山公社は何か訳分かんないんだけど、はっきりししゃ。要するに何か赤字なってますよと。だから、イカノエ戦略も何か失敗したのかなと、私から言わせると。その2点お願いします。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（塩田雅史君） 商工観光課長でございます。説明が抜けておりました。

移転場所につきましては、やくらい薬師の湯の玄関を入りまして左側のキッチン「木かげ」

の一部を利用させていただくということで計画しております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） イカノエ戦略は、課名を取ってつけたものではございません。町が地方創生の重点施策として取り組むことが移住・定住の促進であり、観光の振興であり、農家所得の向上であり、エネルギー自給率の向上であるということですから、課名が変わったからといってこれがなくなるわけではございません。

観光について、なかなか町が取り組んでいましたが実績として上がってこなかった一つの大きな理由は、やはりその受皿となる、あるいは環境整備を十分生かし切って収益を上げるべく加美町振興公社がなかなかその体制が取れなかったということが大きいと私は思っております。加美町振興公社も経営改革が進んでおりまして、利益を上げられる体制が整いつつありますから、これまでの環境整備が十分生かされて、利益、収益の向上につながっていくものと思っております。

また、観光まちづくり協会が薬師の湯の一角に入ることによって加美町振興公社と一体となって観光振興に取り組むことがこれまで以上に可能になってくるだろうと思っておりますから、ますますイカノエのカの部分、これは前進していくものだと思っております。

また、ノについては、先ほども答弁しましたように、6次化の制度、実は14件も新たに申請が上がってきていますから、どんどんこれは使っていただいて、農家の所得向上につなげていただきたいと思っておりますし、また薬草については、これもお話ししていますように、国の制度、補助金制度を使って新たな展開を農林課で取り組もうとしております。これは農林課職員が情報を収集して自らこれをやろうということで今、取り組もうとしているわけでありまして、このことによってムラサキの栽培も農家の皆さんの所得向上につながっていくように、そして普及していけるように、そんな新たな展開を図っていきたいと思っておりますので、イカノエについては物によっては時間がかかります。しかしながら、しっかりと今後とも取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） イカノエ戦略、ここで話しても、これでやめますけれども。

観光まちづくり協会を先ほど食堂にと言いましたよね。これは決定したんでしょうから、よくあそここのところに置くという考えが湧くもんだなと私は思っているんです。というのは、あそこは薬師の湯のメインの食堂であって、お風呂に入らなくても外から入れるような場所ですよ。あそこにこの協会なるものが入ったらスペースがかなりなくなりますよね。食堂はかな

り狭まると思いますよ。赤字になっている場所がますます、食堂部門で、お湯に入るよりああいうところで食べてもらったりいろいろ買ってもらったりしたほうがずっといいんです、1人当たりの単価から見れば。その辺を潰してやるというのはどこからの考えなんだか理解できません。あの施設、空いてるのいっぱいありますよね、まだ。例えば茶屋なんかやったところ、丸々1棟空いてますよね。あそこは少し引っ込んでいるから駄目なんですか。そういう検討はしたんですか。あと、ぶな林も空いてますよね、簡単に言えば。かなり広い食堂がスペース空いてますよね。あの薬師の湯の食堂を半分以上使って、果たしてそれでいいんですかね。これは町長だね。あとは3回ですからやめます。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは観光まちづくり協会と加美町振興公社と大分検討したようでございます。幾つかの候補地を挙げて、どこが一番適切なのかということを検討した結果と聞いています。町からここにしなさいということでは一切ございません。おそらくは一番お客さんが来る場所、一番目立つところということなんだろうと思いますけれども、面積をどの程度割くか分かりませんが、半分までは多分いかないだろうと思います。あと、食堂の面積が減る分についてはおそらく少しこちらのほうにはみ出すとか何らかの工夫をしていこうと思っておりますから、前社長時代に話し合っただけのことですので、新しい社長もこれは了解しております、現在の社長も。今後ともそれぞれ意見を調整しながら全体として、薬菜山周辺ですね、あるいはそこを起点として宮崎なり中新田も介入できるような、そういったインフォメーションセンターにしていければいいのではないかと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。6番高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 産業振興課になることによって実質人員としては2減ということになるんじゃないかな。減数になるのかなと見ているんですけども、先ほど来、様々出ているところに関連しまして、農業あるいは商工業を担当する課のところには現状コロナの関係ですとか鳥獣の関係もここに入ってくるというところなんですけども、鳥獣の被害が非常に大きくなってきて、あるいはコロナの対策をしなきゃいけないというところで、実際この減になったことによって地域経済に与える影響というのはどのように考えているのかということについてお願いします。

○議長（工藤清悦君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

議員ご指摘のとおり、現行の商工観光課の人数が、課長、補佐2人、職員4名の7名体制で

あります。今考えているのは、課長は1人ですので、補佐か、もしくは、現農林課長の負担が大分重くなるということもありますので、例えば、これは確定ではありませんけれども、例えば専門家みたいな立場の方を置くとか、そういったことでの対応をしたいと考えております。

○議長（工藤清悦君） 6番高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今2つの角度から話して、1つは副町長から答弁をいただきましたが、実際にコロナの関連で様々、先ほど1番議員の一般質問にもありましたとおり、理美容関係の方々とかいうのも、実際にコロナの対応として商工観光課の方々、課長が行ったりとか様々ヒアリングに行ったり、そのほかこういった対応について職員がいろいろ動いていると。また、今後どのような収束を迎えるか分からない、どのような影響が出るかも分からないというところで人員を少なくするとなった場合に、町民に不安を与えるのではないかとこのところが1点。

あともう一つは、鳥獣被害というところで、本当に農業者の方々、または農地を保持している方々が非常にこの鳥獣問題に悩んでいるというところで、非常に期待される場所ではあるかと思えます。ここの部分で仕事量も非常に増えてくるのかなというところがあるんですけども、どういった仕事をしているのかがなかなか見えてこない。その辺の部分についてもお知らせいただければと思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 第1点目は私から、第2点目は副町長から答弁いたします。

全体に働き方改革が必要ですね。これは、職員の数は減らしていかざるを得ません。このみならず、スリムダウンはしていかななくちゃなりません。その中で、これまでしてきたことをこれからも同じようにしていくという考え方、これは改めていかななくちゃならないと思っています。やらなくていいものもあると思っています。まずそういった働き方改革というのが必要だと思っています。

それから、観光については、これまでイベントというイベントの全てというぐらい商工観光課が担ってございましたけれども、今後はご説明しましたように特に小野田・宮崎地区で開催されるものについては観光まちづくり協会と加美町振興公社が主体となってやっていくという形になりますから、これまでイベントに関わっていた労力、時間、こういったものはかなり削減されるだろうと思っています。本来、商工観光部門としてやるべきこと、観光ビジョンづくりもそうですし、今言った様々な商工関係との連携、支援、こういったことなどはこれまでと同様にきちっとやっていただくという体制を取ってまいりたいと思っていますので、決して2人減ったからといってこれまでの商工観光課が行っていた住民サービス等々が低下するというこ

とではないということ、そこはご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（工藤清悦君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

人数的には減になりますけれども、その辺については人事の中身でしっかりとした対応、体制で当たるような組織にしたいと考えております。

○議長（工藤清悦君） 鳥獣対策。副町長。

○副町長（高橋 洋君） 大変失礼しました。鳥獣対策については、新たに係を設けるということとありますので、当然専任の職員が担当することになりますので、その辺はこれまでよりもしっかりと対応できると考えております。

○議長（工藤清悦君） 6番高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 鳥獣の関係の事業内容がどういったもので、その人数、町民の期待もその部分に対しては非常に期待することかと思うんですね。その内容がどの程度のものと考えていて、どういったことをするかによっては農林課の部分のウエートも非常に大きくなってくるのかなという思いがあって、その部分についての確認だったんですけども。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（浅野善彦君） 農林課長です。

鳥獣担当係につきましては、一応2名ほどの職員を張りつけたいと思っております。それで常時鳥獣に携わるという部分ではないので、その部分につきましてはある程度兼務で持っていていただく職員も農林課の中に数名置きたいと考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 先ほど商工観光関係を今度加美町振興公社にということで、総務の管轄で加美町振興公社に1名、社会福祉協議会に1名ということで、主事の派遣、補助金申請などをやると前回の全員協議会で説明いただきました。この辺で、この新設部分の職員の方と、そういったイベント関係を加美町振興公社となったときに、予算的に加美町振興公社の指定管理料みたいなものがその分増えるのか、どのような連携をしていくのか、その部分についてお願いします。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（塩田雅史君） 商工観光課長でございます。

イベントの関係を加美町振興公社または観光まちづくり協会にということでございますが、イベントも、町民向けのイベント、初午まつりとか秋まつりとかそちらは今までどおり商工観

光課が担わなきゃならないと思っております。加美町振興公社、観光まちづくり協会に関しましては外のお客様を呼び込むためのイベントを開催していただきたいと思っております。

観光まちづくり協会の予算につきまして、これまでもイベントのSEA TO SUMMIT等をやるための補助金等は受けていただいております。加美町振興公社に関しましても、昨年度、モンベルのツアーとかの開催は加美町振興公社にお願いした状況でございますので、予算的には今までと変わらないような状況でお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） あともう1点、社会福祉協議会に新規というのがあるんですが、これについてもお願いします。

○議長（工藤清悦君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

社会福祉協議会への派遣については、職員を派遣しますので、人件費の部分については町が持つということですので、その分、補助金に上乘せをするということではございません。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。5番三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 農林課、商工観光課というのは非常に重要な課であると思います。そして、加美町の振興のために非常に役に立っている課であると思います。どうもそれを2名減らすと。これは加美町の財政が悪いから少し減らしてやろうかというような、そういうことを考えたかどうか知りませんが、農林課あるいは商工観光課から出た意見とは私は考えられない。すなわち町長の上意下達によって決められたと思うんですが、いかがですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 何か鶴の一声とかそんなふうにお考えなのかもしれませんが、当然私は町長として全体を見渡しながら町政運営をしております。全体の課、これからの時代の流れ、大局的に俯瞰的に物事を見ながら町政運営をしております。そういった中で、時代に対応するため、あるいは課題に対応するために、組織改編というのは時代時代、そのときそのときによってこれは行っていく必要があると思っています。ですから、絶えず今の体制でいいのだろうかという問題意識は持っております。

そういった中で、説明しましたように、これまでなかなか手をつけてこなかった世界農業遺産の問題など様々な、むしろ農と連携したほうが事業が進むというものが当然あるということ、それからコロナということで、人々の生活様式、考え方も変わっているということ、様々なそういった変化を見据えた上で組織がどうあるべきかということで、担当課等々と話し

合いました。

実は私の考えが全て通ったわけではございません。むしろ産業振興課というのは現場の課長から出てきたアイデアでございます。私は大変うれしく思っております。ワーケーションについても、実は私は正直申し上げれば観光と一緒にのほうがいいだろうと思ったんですが、やはり現場で動いている方、課長等々からすれば、いやいや、そうではないということで、ひと・しごと推進課が所管することになりました。

そういった組織改編をする中で、様々な現場の課長やら会長さん、そういった方々の意見を踏まえながら、調整をしながら今回このような形を皆さん方にご提案いたしましたので、そのところは、組織というものはそういうものですね、私の一声で全てが決まるなんていう組織はないわけですよ。実際にその業務を遂行するのは職員ですから、職員が一番やりやすい姿、それが一番望ましいわけですから、当然職員の意見を聞きながらまとめた組織改編の案でございますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 5番三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 私も過去に組織の中にいた人間でして、こういう場合に町長という立場は、町の統括、代表権を握って、人事権を握っているわけです。少々の反対があっても、課長が反対して、いや駄目だと言うことはまずできない。できないんです。賛成するしかないんじゃないですか、これ。よって、私、今はっきり申し上げましたけれども、町長の上意下達というのは明確になりましたよね、今の発言で。これがいかんと言っているんです。もうちょっと人の意見をたくさん聞いてくださいと、これを言っているんです。2人減らすということについては非常に大変な話なので、実は町長の権力からすれば、よそから持ってきて臨時的にこれを充てるというようなことは幾らでもできるはずですよ。

いわゆる町の編制というのは「編だて」ですね。編成という方法があるんですよ。「へんなり」、その時々に応じてどんどん足してやると、そういう方法があるんですよ。したがって、ここでまた「編だて」で2名減らして、さらに将来具体的に重要になってきて不足なんていることがあったらこれは大変なことなんです。それについてお答えいただけますか。

○議長（工藤清悦君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

2名減のお話ですけども、これはあくまでも仮の人数ですので、いろいろ検討します。基本的に2つの課が1つになるということでもありますので、少なくとも人数的には減るというのが一般的な話でありまして、今のところ現行の課長と課長補佐が2人で3名のところを1名の

配置ということにしておりますので、そういったことでいろいろなご意見も頂戴しましたので、人数については今後さらに検討させていただきます。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私がそういった方針等を示さなければ、私は存在する意味がないと思っています。全て下からボトムアップで上がってくるのを待っているだけのリーダー、これが果たしてリーダーと言えるのだろうかと思っています。ビジョンを示す、指針を示す、こういったことこそリーダーの責任だと思っておりますから、先ほど申しましたように全体を見渡して、なかなかすばらしい職員がいっぱいいるんです、ご承知のとおり。ただ、職員は、全体を見渡して、じゃ組織改編しましょうとかこうしましょうという立場にはない、あるいは発想に至らないということは当然普通のことですね。私は全体を見渡しながらかの方向性を指し示す立場にあります。また、それが見える立場にあります。また、それをしなければならぬ立場にありますから、当然時代の変化に合った組織改編をしていきたいと思います。こういった形がいいのかということについて、先ほど申しましたように大分検討しました。当初の案から大分変わりました。当然、課長はじめ現場の職員たちの意見をすり合わせながら、一番働きやすい、事業を進めやすい組織にしようということが大前提ですから、そのように話し合っただけのことを皆さん方に提案しておりますので、ご理解を賜りたいと思っています。以上です。

○議長（工藤清悦君） 5番三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 今後、そういう統合があるかもしれない、ほかの課においても。その課が、町長の一声、一つで変わっちゃう。戦々恐々としておこなきゃいかん。それが前々から課長から我々に声が聞こえてくればいいんですが、全く聞こえない。秘密裏に行われたと。何か変ですね。私らが知らない間に行われたと。町長の大きな権力、権威は認めますけれども、そういうのが急にあるということに、例えば財政が良ければそのままいこうか。もう一度伺います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 我々執行部は議会の皆さん方に決めていただいた予算、これを執行する立場にあります。責任を持ってこれは町民のため、町のために執行する立場にあります。その執行をする上でどういった組織が効果的であるか、これは皆さん方にご相談しながらというよりは、当然これは執行部が考えることとさせていただきます。秘密裏に行っているわけではありません。それは皆さん方にご相談しながら決めることではないということもご理解いただきたいと思います。予算を執行する上で最も効率的な行政組織はどうあるべきかということに関係の課



長等々と相談しながら、これは全てそうなんです。全てそうなんです、組織だけじゃなくてですね。そういったことで、しっかりと予算を執行し、町民の幸せ、町の発展のためにつなげていくということが我々の使命でございますので、そういった方向で、そういった思いで職員一丸となって取り組んでいるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） この課が統合することによって、先ほど町長が新たな事業を展開するというお話を受けました。そうしますと、農業所得の向上、さらには商工の振興策、あとは観光振興公社の売上げ増ですか、利用の拡大とかいうことに結びつくということで、新しい課を設置するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 産業全体を活性化していくということですから、当然そのことが加美町振興公社の利益の増加とかあるいは農産物の販路拡大とかそういったことにつなげていくということにしていきたいと思います。以上です。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号加美町課設置条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号加美町課設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第5号 加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第5、議案第5号加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第5号加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況を鑑み、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還メニューの特例等について必要な措置を講じるとする改正を行うものであります。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第6号 加美町敬老祝金等支給条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） 日程第6、議案第6号加美町敬老祝金等支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第6号加美町敬老祝金等支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。

敬老祝い金等支給事業については、高齢者の長寿を祝い、敬老精神の高揚と福祉の増進を目的に実施しているところですが、高齢化の進展によって支給対象者及び支給額が年々増加していることから、町の財政状況に鑑み、また近隣自治体の状況等も加味した上で、今般、事業の見直しを行うものです。

改正内容については、敬老祝い金の支給対象者については変わりませんが、支給額を一律1

万円に統一するものです。また、特別敬老祝い金、100歳祝い金については現行の30万円から15万円に改正するものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。5番三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 私も間もなく老齢祝い金をもらえる人間になってきます、これはジョークですけれども。

これ減額ですよ、減額。これ加美町は何回目の減額になりますか。それから、総額でどのぐらいの金額の減なんですかね、減額ができるかということをお願いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

まず敬老祝い金、90歳以上の方に支給しているものですが、こちらについては合併時に旧3町のものを統一して設定して以来これまで、平成15年からだから十七、八年ですね、ずっと変わらずそのままございました。一方、100歳の特別敬老祝い金については、平成15年の合併時に3町の分を統一しまして、当時は50万円です合併時スタートしまして、平成21年に現行の30万円ということで改正が行われております。

ちなみに、今回の改正によってどのぐらい減額されるのかということでございます。敬老祝い金につきましては、現行のままでいった場合、令和3年度は470万円ほどになる見込みでございます。これが改正案に基づき計算しますと300万円ほどということで、170万円ほど下がると。あと特別敬老祝い金、100歳については、現行のままでいきますと、令和3年度、人数19人ということで570万円、これが改正案になりますと285万円ということで、半額になるということでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 5番三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 減額が町の財政難によるものかどうか。それから、このままでいくと、財政難がひどくなってくるとゼロになるというようなことが予想されるわけですね。そういう見積りについて、あるいは減額の額が30万円を15万円にというのは、30万円を20万円にということにはなぜならないのか、その金額の検討はどのようになされたかお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

この金額の改正の理由ということで、先ほど町長の提案理由の中でも2つございました。今言われた財政的な部分、それとあと近隣の市町との比較ということでございます。近隣の市町との比較ということで言いますと、例えば大崎市について見ますと100歳の祝い金というのはありません。90歳以上に出している敬老祝い金についても88歳のときに記念品を支給するのみと。涌谷町は、100歳の祝い金が10万円、敬老祝い金についてはこちらも現金支給はございません。75歳、88歳、95歳のときに記念品を贈呈するという。美里町については、100歳の祝い金が10万円、敬老祝い金は77歳で1万円、88歳で2万円、99歳で3万円ということになっています。お隣の色麻町につきましては、100歳の祝い金が20万円、90歳のときに2万円支給、あとは95歳と101歳以上で記念品だけということになっております。そういった近隣市町の状況を見た場合と、あとさらに県内30市町村ほどデータがあるんですけども、やはり一番多いのが10万円の支給というのが30市町のうち10市町ということで、3分の1は10万円ということになっているということもございまして、そういった近隣あるいは県内自治体の状況などを見て決定したということでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 5番三浦 進君。

○5番（三浦 進君） このように大した金額じゃないですよ、減らすのは。それよりむしろ加美町がどうやって収入を上げていくかということをしかりと考える必要があると思います。どうですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今年度を初年度とする行財政改革集中期間、全てのことを見直していく必要があると思っています。これまでの制度、働き方、あらゆることを見直すということだと思っています。大事なことは、持続可能な町にしていくこと、そのためには健全な財政というものが必須でございます。全体的な見直しの中で近隣の状況等も勘案しながら今回保健福祉課で検討し、そして皆様方にご提案をさせていただいているということでございます。

また、歳入については、これはなかなか町独自で歳入を上げるということには限界があります。税収については決まったものでございますから、地方交付税についても一定の算定に基づいて交付されるものでございます。町の裁量でできることというのは限りがあるということ、まずここをご理解いただきたいと思っています。

そういった中で、しからばいかに税外収入を増やしていくかということで、ふるさと納税にも職員が大変知恵を出し、様々な業者との話し合いを重ねながら、既に現時点で8,800万円、今年度中に9,000万円を超えるだろうと見込んでいますから、昨年が3,600万円ですから倍以上の

ふるさと納税が集まっているということでございます。また、企業版ふるさと納税についても様々な企業にお話をし、幾つかの企業から寄附をしていただくということにもなっております。ですから、いかに町の裁量で歳入を確保できるかという中での取り組み、こういったことは職員が大変熱心に行っておりますので、今後とも努力をしてみたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号加美町敬老祝金等支給条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号加美町敬老祝金等支給条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第7、議案第7号町の境界変更について及び日程第8、議案第8号境界変更に伴う財産処分の協議について、以上2か件はいずれも町の境界に関するものでありますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第7号及び日程第8、議案第8号を一括議題とすることに決定いたしました。

---

日程第7 議案第7号 町の境界変更について

日程第8 議案第8号 境界変更に伴う財産処分の協議について

○議長（工藤清悦君） 日程第7、議案第7号及び日程第8、議案第8号を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第7号町の境界変更について、議案第8号境界変更に伴う財産処分

の協議については、関連しておりますので一括してご説明申し上げます。

本案件は、高城地区の農地整備事業が施行されたことに伴い、県営高城地区土地改良事業区域内において、色麻町と加美町の境界を変更するものであります。

受益面積82.3ヘクタールの高城地区は、平成22年度に農地整備事業の採択を受け、全体事業費10億5,800万円の事業概要により令和4年度事業完了に向けて整備を進めております。

今回の案件は、圃場整備事業が施行され、未整備の区画から大区画の農地に整備されたことに伴い、合理的な換地処分を行うため、加美町、色麻町の境界を整備後の区画に合わせて変更するもので、境界変更による色麻町と加美町間のそれぞれの異動面積は1万8,593.32平米と同面積であります。

議案第7号では地方自治法第7条第1項の規定により色麻町との境界を変更することについて、議案第8号では同法同条第5項の規定により境界変更に伴う財産処分について色麻町と協議を行うことについて、それぞれ同条第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

なお、議案資料として土地改良事業の概要、累積面積の土地明細等々を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号町の境界変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号町の境界変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号境界変更に伴う財産処分の協議についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号境界変更に伴う財産処分の

協議については原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第9号 加美郡保健医療福祉行政事務組合規約の変更について

○議長（工藤清悦君） 日程第9、議案第9号加美郡保健医療福祉行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第9号加美郡保健医療福祉行政事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。

本案件は、加美郡保健医療福祉行政事務組合規約第3条で規定している共同処理する事務のうち第5号で規定している加美居宅介護支援事業所については、組合設立時より同事業を行う事業所が不足していたため、平成16年に設置し事業運営をしてきたところです。

しかし、近年、民間事業所の充実により利用者数が減少していること、ケアマネジャーの確保が困難となっていること、また今後の採算性が見込めないことなどから、令和元年より構成町の間で協議、検討を重ねてまいりましたが、今後もこの事業を継続していくことは困難であるとの合意に至ったものであります。

これにより令和3年3月31日をもって加美居宅介護支援事業所を廃止するため、加美郡保健医療福祉行政事務組合規約の変更を行うものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

なお、一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、それぞれの関係地方自治体の協議によりこれを定めることとされ、それらの協議については議会の議決を経ることとされていることから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 居宅介護支援事業を廃止するということでありますけれども、廃止することによって、今の利用者、これから利用する方への支障、影響がないものかどうか。

ただいまの理由の中にケアマネジャーの不足ということもありました。1人のケアマネジャーにしても絶対的な顧客数に限りがあるかと思いますが、他の事業所にスムーズに移行できるものかどうかお尋ねをいたします。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

現在、加美病院で加美居宅を受け持っている人数については約40人ほどとなっています。町内全体で、加美町の方は介護事業所にこういった計画等を頼んでいるわけですが、全体で800件ほどになると。うち一番多いのが社会福祉協議会のケアサポートセンター、続いてやくらい介護サービスセンターといったところが200件近くずつ受け持っている。加美病院については、当初平成22年頃は160人ぐらい持っていました。それがどんどん減ってきている状況でして、昨年度で60人、現在は40人ということで、大分減ってきたという状況です。

こちらの方々については、加美居宅がなくなることによって次のところということについては、今、加美居宅で責任を持って次の事業所に引き継ぐということでやっていただくということになっております。

なかなかケアマネジャーの確保が難しいということで、そちらについても当初5人体制あるいは4人体制ということで加美居宅をやっていたんですけども、平成28年から3人、令和2年度には2人ということで、なかなか補充もできないということで、今回のような結果になったということでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 最新の情報ですが、現在ケアマネジャーとして働いていらっしゃる方が独立するそうでございます。その方がかなりの今の利用者を引き継ぐことになるかと聞いております。また、そうでない方についても全て担当のケアマネジャーが決まっているということでございますので、混乱は生じないものと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 地域包括ケアシステムになくはならない在宅医療ですね、横山先生が担っているんですかね。在宅医療を中心とした医療、介護、予防、生活支援といった一連の連携に支障がないのかどうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 民間のサービス事業所が大分増えておりますから、それぞれできちんとケアプランを作っていただいて支援していくことになりまして、これまでどおり連携を取りながら行っていきますので、必ずしも組合の中に居宅サービス介護事業所がなければ連携が取れないということではありませんので、そこのところをご理解いただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。



これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美郡保健医療福祉行政事務組合規約の変更についての採決を行います。  
お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号加美郡保健医療福祉行政事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。4時10分まで休憩といたします。

午後3時59分 休憩

---

午後4時10分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第10 議案第10号 工事請負契約の締結について（令和2年度中新田公民館  
新築工事）

○議長（工藤清悦君） 日程第10、議案第10号工事請負契約の締結について（令和2年度中新田公民館新築工事）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第10号工事請負契約の締結について（令和2年度中新田公民館新築工事）についてご説明申し上げます。

本案件は、中新田公民館新築工事について、工事請負契約を締結するものであります。

中新田公民館は、施設の老朽化や利便性の向上を図るため、新たに北東隣接地に建て替え工事を行い、町民に利用しやすい中新田地区生涯学習の拠点として整備するものであります。

工事内容としましては、約3,000平方メートルの敷地に鉄骨造り平家建て、床面積1,453.43平方メートルの建物を新築するものであり、工期を令和4年3月31日までとするものです。

1月22日に条件付一般競争入札を行った結果、3社から入札があり、同事建設株式会社が5億4,500万円で落札しましたので、同社代表取締役芦野正吉と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

なお、議案資料に入札調書と平面図等を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 確認をさせていただきます。

条件付一般競争入札、条件つきという、この条件とはどういった内容でしょうか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

大きく分けて入札方法には指名競争入札と一般競争入札があります。その中で今回は条件付一般競争入札という方法で執行するということになりました。

その条件でございますが、8点ございまして、まず1点目として町の入札指名参加登録名簿に登載されている方、2点目として指名停止を受けていない期間中であること、3点目として建設業の許可を得て県内に本社または受任機関の登録を有するもの、4点目として経営審査事項というのが、業務に係る総合評定点数を表しているものですが、こちらが950点以上または850点以上で1級の技術者が7人以上、5点目として直接雇用関係のある技術者を専任で配置できること、6点目として技術者は3か月以上雇用していること、7点目として技術者は技術に関する講習を修了している者、8点目として今回の工事と類似の施工実績を有するものという8点を条件として示しております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 今の8点の条件、この3社のうち地元の小野田建設、丸か建設も条件をクリアしているというところであれば、あえて指名で町内の業者に本来は落札になるのが自然かなと私は思っているんですが、条件つきで県内に本社を有するというところでこの同事建設というのが入ってきていると思うんですけども、町長がおっしゃる循環ですね、お金が循環するという意味では、これだけの実績があれば所得税なり税金がしっかり町にも還元されると思われるんですが、この点についてどんなお考えを持っているか。入札自体は公平に行われたと思っていますよ、当然。しかしながら、やはりそのメンテナンスですね、完成してからの。地元であればすぐに対応できると私は思うんですが、この2点についてお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今回の一般競争入札でございますが、指名委員会でもいろいろ議論になったところでありま

すが、町は基本的には指名競争入札ということで町内の業者をとということでお願いしてきたということがございます。今回、入札の透明性といった部分で一般競争入札の導入ということも国から出てきているところがございますし、他の自治体もそういった形で条件つきではありませんが一般競争入札という形での適用が増えてきているところがございます。

加美町におきましては、一般競争入札に関する要綱というものも平成15年に制定しているところがございますが、これまでは試行的に道路で2路線が執行されたと聞いておりますが、それ以外はこれまでやってこなかったということがございます。

今回、事業規模、契約規模として約6億円程度の金額ということで、入札方法についていろいろ検討したところがございますが、町の業者で建築工事15社ほど登録されておりますが、町では金額に応じて応札できるランクというものも決めておりまして、今回その規模になりますと2社だけが該当するというところもございまして、2社だけになってしまうということもございまして、そういったところから、この要綱に基づいて、町の要綱では2億5,000万円以上の建築工事については一般競争入札ということになっておりますので、今回そういった適用をさせていただいたということがございます。

メンテナンス的な部分でございますが、そうした部分については当然地元で近い方といったことになるとは思いますが、そういった部分における体制ということについては十分業者と協議をしながら取っていくということで考えております。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 今、透明性ということがありましたけれども、地元の業者だけだったら透明性がないということじゃないと思いますよ。ですからこの8点の条件の中で唯一3番目の「県内に本社を有するもの」というところで同事建設が入ってきているように私は思うんですけども、やはり先ほど申し上げた「善意と資源とお金が循環するまち」を実現することであれば、もっとしっかり地元で、2社でも私は構わないと思いますけれども、町長、どうですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も結果を聞いて大変残念に思ったわけでございます。ぜひ地元の業者に取っていただきたかったというのが本音です。私も総務課長にどういうことなのかということも聞きました。

基本的には競争入札なんですね。ほかの自治体では大体1,000万円以上は競争入札ということにしているようです。加美町は2億5,000万円以上が競争入札としておりますので、それ以

下のものについてはほかに比べますと多くの競争にはさらされることなく地元の業者が取っていただけるということでやってきておるわけでありますけれども、基本はきちんとした競争に付するということが原則のようでございますので、今回はたまたま、問合せは5社あったようですけれども参加したのが3社ということになったようですので、そこでの条件付きの競争入札ということで決定したということでございます。おっしゃるとおり、地元の業者に本当は取っていただきたいかったなというのが本音でございます。以上です。（発言あり）

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ですから、おっしゃるとおりです。地元でお金が回るということが理想でございますから、そういった意味で大変残念だと私は思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 私も非常に残念ですね、やはり地元の業者にぜひとも思っていたので。それで、同事建設というのは加美町で実績があるのか。ホームページを見させていただきましたが、どういった判断されたのか、お願いします。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

同事建設、簡単な会社の概要ですけれども、創立が平成3年となっているようでございまして、資本金2,000万円、仙台市太白区に本社を置く会社でございます。実績としまして、仙台市からの受注が多いようでございまして、仙台市の宮城西市民センターの新築工事あるいは錦ヶ丘中学校の校舎等の新築工事というような、主に市民センターや学校関係の受注が多い業者のようでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 町での実績というのは。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 町での実績についてはありません。先ほど申しました条件については、同種の工事を実施しているということで、町内の工事の実績については特に条件としては出していなかったということでございます。

○議長（工藤清悦君） 17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 設計の時点でも指摘したんですが、造りが非常に複雑になっていて、気候条件によって、すが漏りというか、凍った氷が解けて雨水が侵入してくるとかそういったような建物の感じだったので、できれば地元の気象とか状況を知っている業者にきちんと収めていただいたほうが将来的にも補修とかそういったことにも経費が少なくなるんじゃないかなと思って非常に残念なんです、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

気持ちとして私もそういうところはあるわけですが、入札の透明的な部分ということも含めて、指名競争入札は5社以上でということにもなっておりますので、そういった観点からいろいろ検討させていただいた上でこういった結果になったということでございます。

ちなみに、加美町になってからこういった5億円6億円の工事というのは余りないんですが、平成17年に広原小学校が大体6億円規模でされておりますが、その際については10社を指名して、町内が2社、大崎管内が3社、仙台からも5社を指名して指名競争という形になっておりますが、現在の入札の執行についてはある程度の金額になりますと先ほども言ったように条件付一般競争入札になっておりますので、今回はそういった形でさせていただいたということです。

地域の状況という部分については、木村議員おっしゃるとおりであるかと思えます。そういった部分も含めて担当側でも十分そういった状況を、冬の状況もあるわけでございますので、十分説明をさせていただきながら施工についてはお願いをしたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 町長がこの入札の結果については大変残念だという言葉いただいたのであえて申しますけれども、透明性というのは、指名競争入札でも何でも透明性はあるんですよ。何も指名競争入札だから透明性がないということは一切ないはずですよ。それが1つと。

あと、指名競争入札をする場合、加美町に2社しかないと言いましたよね。例えば大崎管内、区域を大崎管内にする考えもできたはずですよ。大崎管内を入れると5社ぐらいになるんでないですか。ないですか、なくてもいいんです。プラスあとその下のランクとか入れていいんですよ。例えばさっき言ったSランクならSランクでもいいです。その1ランク下の会社を1つ2つ入れても問題ないはずなんです。その辺余り理解してないのかなと思って。

あと最大おかしいと思ったのは、一般競争入札というのはその辺がガンなのっしょ。誰取っかがんねわけっしょね、だから透明性あると言いたいんだべげっとも。落とし穴があって、これプラス総合評価を入れでっところがうんと多いわけっしょ。例えばこの前の大崎市の庁舎、あいづ総合評価なんだよね。一般競争して、こいつは一般競争だけだからこうなんであって、総合評価を入れると1番目じゃなくて2番目3番目の人たちが上がる場合がうんと多いわけっしょ。というのは、地元の業者が貢献していますよね、いろいろ掃除したりして、やらせていでねすか、今。建設課長、今やらせてないですがわ、建設業界に。そして評価を与えている

わけっさ。だからそいつ何でそこを抜かしたのかなとえらい疑問なんです。それをやればおのずと地元の業者が上がってくるんです。やはり県の入札でも随分ありますよね、土木建築。総合評価をこれに合わせなかったからこうなると私は思いますよ。一応その辺、分かるように説明してください。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

まず透明性というところで指名競争入札でも透明性を確保できるのではないかとということでございます。指名だからということで必ずしもそういうことにはならないだろうと思います。ただ、ほかの自治体でもいろいろ入札に関わる不祥事等も度々出てくるという状況がございまして、ある程度の金額以上については一般競争入札すべきではないかということも流れてきております。一般競争入札、先ほど町長からもありましたが、加美町だけ2億5,000万円以上で、そのほか大崎市は逆に随意契約以上の130万円以上を基本的に一般競争入札にすると定めているところもありまして、大体は1,000万円程度が主流になってきているところもございませう。

また、大崎管内でどうなのかということでございしましたが、Sランクに該当するところで大崎管内で指名願を加美町に出しているところは町内の2社も含めて4社になります。加美町以外は2社だけということになります。

また、ランク的にその下のランクも入れてはということではありますが、基本的にはその下のランクは町の取扱い上として2億円までというのが、その下のAランクについては2億円までという取扱いにしているということでございます。そうしたところから、先ほど申しました平成17年についてもおそらく10社程度、仙台市も含めて10社程度ということになったのではないかと考えております。

もう1点、総合評価落札方式というのもございます。先ほどありましたが、価格のほか、価格以外の技術的要素及び地域貢献等を評価の対象に加え、価格と技術の両面から優れた参加者から落札者とするという制度でございまして、こちらの要綱も町としては持っているわけですが、先ほどお話に出ました大崎市の庁舎もこの方式を加えてやっていますけれども、大崎市の庁舎については本体で約35億円ぐらいの金額だったと思いますが、もう少し規模の大きい工事の場合が対象かなということで、今回はこの方式については導入しなかったということでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 総合評価でやる場合には金額幾ら以上というのは何も決めてないんですか、まずそれが1点ね。

あと、大崎市の場合は企業体を作らせてやりましたよね、規模も大きいんだげっともっしゃ。加美町では久しぶりの5億円なんですよ。こんなことまたしばらくはないですよ。50億円だったら分かります。一般競争入札して、総合評価を導入して、企業体を作らせて、ほんで負けたんではしょうがないんだげっともさ。町のやり方、地元業者、育成とまでは言わねんだげっとも、そういう町長の目指している「金が循環する」からかけ離れたやり方だったなと思いますのでこういう質問をしているんです。

例えば、私、前々からうんと聞きたいなと思っていただけけれども、これに対して基本設計、それから実施設計しましたよね、分かる方なただけけれども、今度発注するから施工管理が出ますよね。トータルして幾らになりますか、3つ足して。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 最初の質問で、あと全体の事業費については生涯学習課からお願いをしたいと思います。

総合評価方式の対象工事の金額設定でございますが、加美町においては金額的な定めは定めておりません。指名委員会で必要と認めた工事という形で設定をしているということでございます。県内で総合評価方式を定めていないところもありますが、金額的には5,000万円以上とかそういった形で定めているところもあるようでございます。

J V、いわゆる共同企業体の関係でございますが、これも検討したところではございますが、それももう少し金額的に大きい部分が対象かなということに至りまして、大崎市みたいな何十億円という部分もあるのかなということ、それと先ほどの広原小学校も6億円でございますが、それも単体での入札ということもありましたので、単体ということで今回はさせていただいたということでございます。

全体事業費については生涯学習課からお願いします。

○議長（工藤清悦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） 生涯学習課長でございます。

基本設計、実施設計、あと工事管理費ということですが、トータル的に設計の部分で4,895万円でございます。そのほか工事管理費で1,580万円、トータル的に6,475万円ということでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） こいつ基本設計入れて。基本設計、実施設計、監理も入れて。

なぜ聞いたかといいますと、まず6,500万円ですよ。そうしますと、このぐらいの基本設計から実施設計、監理までいった場合に、もっと大きな工事費になると私は思っているんです、簡単に言えばこれより二、三億円多い工事費まで。だから、設計額が随分高いなと前からずっと思っていだのっしや。基本設計と実施設計、そしてこれに監理が入ると何ぼなんだべなと思っ。これから監理が入んだべがら聞いたんです。これもかなりこっちは多い。多くてもこいつはもう決まっている話だからいいんですけれども。これはいいです。

あともう1点だけ確認しておきますけれども、こいつ総務課長なんだべね、今現在は仮契約だよ。議会議決で本契約なんだべげっとも、例えばこの契約なるものが議会で否決さった場合は何か損害とか請求されんのすか、その辺ちょっと確認だけしておきます。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

議会で議決をお願いしているわけですが、否決の場合どうなるんだということでございますが、基本的に、解釈的なものを見ますと、あくまで仮契約という状態でありまして、契約には至っていないというところにおいては損害賠償の責任を負うことはないと解釈されているかと。議会の議決、今回お願いしているわけですが、否決といった場合については今回のことがなしになって、改めて入札をするということになるかと思っております。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。16番米木正二君。

○16番（米木正二君） 1番、4番、17番議員の質問と関連しますけれども、私も非常に今回の入札方法については疑問を持っています。解せないところがあると思っています。

これまで余りやってこなかった条件付一般競争入札をやった意図は、透明性の確保だということでありましてけれども、一方では町長のいつも言われている「善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまち」ということを加美町は目指すということを標榜しています、常日頃ね。そうしたことからすれば、地域に根づいた地域企業の育成ということ、これが地域経済においては非常に重要だと思っております。その辺の考慮がなぜされなかったのか、非常に私は残念であります。

この加美町の2社ですけれども、県内で有数の建設業者でありますし、技術力も高い、しかも実績も十分だと、それから町への貢献度も非常に高いという企業でありまして、その企業が今回参加したけれども取れなかったということは、私は本当に残念でなりません。

そこでお伺いいたしますけれども、その辺の考慮ということは、地元企業の育成という考慮



は全くされなかったのかどうか、その辺お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

地元企業を考慮ということでございますが、基本的にはこれまでもですし、条件付一般競争入札の条件においても2億5,000万円ということで、ほかの市町村よりは格段に金額的には通常の町内の指名競争入札ということで大半の事業を進めさせていただいておりますので、基本的に地元業者をお願いするという姿勢でいっているところでございます。ただ、今回、金額的な部分あるいは基準上、町内には2社しか対象がないということも含めて、これまで指名競争入札ということがございましたが、時代的にもこれまで15年近くたっているところでございまして、大分入札方法についても一般競争入札、条件付入札というのが主流的な形になっているということで、今回そういった方法ということになったわけでございます。

地元業者にということで条件の中でもいろいろ検討しましたが、基本的には県内の業者ということで、ほかの自治体でも多くがある程度そういった区分でやっているということもございましたので、そういった内容で今回入札をさせていただいたということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（工藤清悦君） 16番米木正二君。

○16番（米木正二君） それで、視点としては、地元企業を育てていくという視点がもう少しあってよかったのかなと。こういう入札方法を取らないで、やはり指名競争入札とかそういう方法を取れなかったのかなということで非常に残念に思っています。

それで、地域の稼ぎを回すというようなことで、地域経済付加価値というのがございます。それはどういうことかという、従業員の可処分所得、結局人件費プラス地方税プラス地域事業者の純利益ということで算出するらしいんですけども、そういったことで、やはり地元企業が取ることによって地域でお金が循環するということの法則みたいでありまして、これは経済効果ということではなくて、生産誘発額と言うそうであります。そうしたことからして、入札も含めて様々な事務用品とかいろいろなのを購入するにしても、地元企業を育てるという、地元企業から購買するとかそういった視点を十分に持つ必要があるだろうと思います。

それで、その辺、しつこいようでありますけれども、どのように考えているのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私もぜひそうあってほしいと、そうあるべきだと考えておりますので、

事務用品等についても一時町外から買っていたことも大分あったようでありまして、今ほとんどについては町内の業者を利用しておりますし、かなり地元というものを、産業を育成するという意識で職員も取り組んでくれていると思っております。

指名競争入札の限度額も2億5,000万円というのはほかはないんですね、本当に基本は一般競争入札ですから。しかしながら、加美町は地元業者にできるだけ仕事を取ってほしいということから今でも2億5,000万円という額を設定しているということからも、できるだけ地元を取ってほしいという気持ち、米木議員あるいはほかの議員と同じ思いでございます。

今回、私も結果を見て非常に驚きまして、どうにかならなかったのかということも聞きましたけれども、やはり担当はルールにのっとって透明性のある形で、こうこうこういうことでやりましたということでありましたので、私もそれで納得するしかこれはありませんでした。

様々なことを今後検討することは必要なんだろうと思っておりますけれども、基本的にやはりルールにのっとって行っていくということ、一方で当然のことながらできるだけ地元の業者を取っていただいて、落札していただいて、まさに生産誘発額というんですか、これが高まるように、これまでは2億5,000万円を下回るものでしたので、国立音楽院の改修にしても、ぶな林施設修繕等々についても、あるいはカヌーの艇庫、B&Gセンターについても全て地元業者を取っていただきましたので、まさに生産誘発額が増えたのだらうと思っておりますが、今回そういった2億5,000万円を超えるものでありましたので、担当も指名委員会でも今回のような形で入札をするということにしたその結果でありますので、本当に残念だと思っております、結果についてはですね、残念だなと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 16番米木正二君。

○16番（米木正二君） 最後にもう1点だけ伺いたいと思います。

今回の工事費でありますけれども、9月議会で債務負担行為ということで6億3,000万円で議決をしたところであります。今回、予定価格が5億6,000万円ということで大分下回っておりますけれども、確かかどうか分かりませんが、積算根拠ですね、何か非常に加美町は厳しいんだというような話も聞きますけれども、適正に積算の根拠が行われているのかどうか、その辺だけお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

厳しくしているというのは当然のことだと思います。ある程度きっちりした数字を出してということなので、ほかの町村との比較は分かりませんが、適正にやっているという結果

だと思えます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号工事請負契約の。（「休憩」の声あり）ちょっと待ってください。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時49分 休憩

---

午後5時02分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま日程第10、議案第10号について途中であります。引き続き会議を開かせていただきます。

これに関し、その他質疑ございませんか。13番伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） こういう入札のことをやっていると、町長ね、痛くない腹も探られっから、もう少し、もっと広く考えて、これから入札の方法を検討してください。以上です。

○議長（工藤清悦君） 要望でよろしいですね。（「要望です」の声あり）

その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号工事請負契約の締結について（令和2年度中新田公民館新築工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号工事請負契約の締結について（令和2年度中新田公民館新築工事）は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第11号 令和2年度加美町一般会計補正予算（第11号）

○議長（工藤清悦君） 日程第11、議案第11号令和2年度加美町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第11号令和2年度加美町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1億6,716万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ164億6,071万1,000円とする補正予算と12件の繰越明許費の設定のほか、債務負担行為の追加2件と地方債の追加及び変更を行うものであります。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として追加配分が見込まれる地方創生臨時交付金を増額計上するとともに、新規事業として成人式の延期により経営に影響を受けた町内の理美容業を営む方を対象に1事業所当たり3万円の事業継続奨励金を支給する理容・美容業応援事業を追加するほか、ハード事業として、コロナ禍におけるテレワークをはじめとする多様な働き方の拡大に対応しテレワーカー等の受入れ体制を整えるため、テレワーカー向けサービス環境整備事業を追加します。また、既定予算の拡充並びに完了した事業について予算の減額と財源の組替えを行っております。

歳入の主なものについては、町税として町民税個人現年課税分1,950万円増、固定資産税現年課税分3,100万円増、国庫支出金として施設型地域型保育給付費負担金1,640万4,000円増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,587万9,000円増、県支出金として学校支援体制整備事業費補助金1,711万5,000円減、寄附金としてふるさと応援基金寄附金2,200万円増、繰入金として財政調整基金繰入金1億2,000万円減、町債として町道整備事業債3,680万円減、学校トイレ設備整備事業債6,190万円減、減収補填債4,890万円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費ではふるさと応援基金積立金2,200万6,000円増、民生費では地域型保育給付費1,756万7,000円増、子ども医療費2,603万円減、土木費では除雪委託費2,634万8,000円増、町道新設改良舗装工事請負費3,301万6,000円減、教育費では小学校トイレ改修工事請負費5,891万2,000円減などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 24ページの地域おこし協力隊起業支援助成金が100万円ほど計上されていますが、今回の起業として除雪隊とかいろいろな話があったんですが、どんな状況で、何人ぐらいが起業をしているのか、状況について説明いただきます。

それから、ちょっと前に戻って22ページの積立金、ふるさと応援基金2,200万円ほどの金額が計上、今説明があったばかりですが、これは予想に比較してどの程度集まっている金額と見ているのか、寄附金としても計上されていますが、この件について伺います。

それから、3点目が理美容事業継続奨励金、今も説明ありました。この基準、どういった基準でこの奨励金を支給するのか伺います。

28ページの選挙費71万4,000円余り計上されていますが、これに関連して、選挙に関連してコロナ対策としてはどんなことを準備しているのか伺います。以上です。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長でございます。

最初に、24ページの地域おこし協力隊起業支援助成金100万円についてご説明いたします。

まず、昨年退任された協力隊員で、この支援制度を利用して起業されている方2名ほどいらっしゃいます。今回100万円補正をお願いしているのは、今年度、今年3月に退任される協力隊員で起業に向けて準備をされている方がいらっしゃいますので、その方の分として今回補正をさせていただきます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

ふるさと応援基金のこれは寄附金でございますが、これまで2回にわたって補正を上げるものでございます。前回は昨年の実績ということで3,500万円、それから7,000万円まで引き上げて増収を図ったわけでございます。今回12月に400万円の広告料を掲載させていただきまして、実績が上がってございます。12月の実績が4,800万円という数字で、全体では8,800万円まで現在伸びてございます。今後予想される数字を基に計上したところ、さらに9,200万円まで伸びるんじゃないかという数字が出てございます。したがって、差引き2,200万円さらに追加をさせていただきたいというものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。選挙管理委員会書記長でございます。

28ページの選挙費で時間外手当71万4,000円を補正しております。こちらについては、コロ

ナ対策ということがありました。まさしくこれもその一環でございまして、投票所と期日前投票所を通常の従事職員数で見えておりましたが、こういったコロナの状況ということで、投票に来る方の整理をして間隔を十分取ってもらうということも含めて、対応する職員を有権者数に応じて1名ないし2名増員するということが今回補正をお願いするものでございます。

また、投票所等のコロナ対策ということでございますが、来ていただく有権者の方については基本的にマスクをお願いしたいと周知をしたいと思っております。その上で、投票所等では手指の消毒を設置しまして、ソーシャルディスタンスを保つという意味で、期日前投票所については旧中新田法務局で行っていましたが、中新田公民館で期日前投票を行うことに、広い場所ということで考えております。また、第一投票所についても、同じく旧中新田法務局でございましたが、そちらも狭いということで、中新田小学校を第一投票所にするということで、こちらについても投票所等についてはお知らせ等で周知をしたいと考えておりますし、投票所の中においては、消毒してもらった後、従事職員についてはシールドをした上で手袋等をした形で事務手続を行う、選挙人の方が投票用紙に記載する場合については、使い捨ての簡単な鉛筆をそれぞれ用意をさせていただいておりますし、また自分のでない駄目だということについては自分で持ってきていただくことも構いませんと、そういったこともお知らせで流したいと思っております。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） 生涯学習課長でございます。

補助金の理美容事業継続奨励金ということでよろしいでしょうか。これにつきましては、成人式延期になりまして、それをきっかけに各理美容の事業者に対してコロナ対策でかかった消毒とかシールド等の経費相当額を給付金として交付するということになります。成人式に特化せず、これをきっかけに給付するということになっております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 地域起こし協力隊の起業について、3月に退任する人のための支援金、助成金だというお話がありましたが、何をするのかということについてはお分かりではないでしょうか、それが分かったら教えてください。

それから、今の理美容事業継続奨励金なんですが、全部の、どこも漏れなく全部にという意味で解釈してよろしいでしょうか。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長でございます。

今年3月で退任される協力隊員が、今、起業に向けて準備をしているということなのですが、事業内容につきましては、空き家を活用するための事業を考えていらっしゃるという事で、その事務所等々の整備を計画されているということで伺っております。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） 生涯学習課長でございます。

理美容の両組合長にもご相談いたしまして、組合に入っていない店舗もございますので、商工観光課とも協議しながら決めまして、理容店が30店、美容店が44店、合計74店を対象にご案内する予定でございます。

○議長（工藤清悦君） そのほか質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 今日の一般質問でもありましたかみでん里山公社の補正について伺います。一覧表にさせていただいて、光熱水費およそ3,900万円の補正ですけれども、ちなみに前年対比でどのぐらいの増加になったものか、公共施設のですね、それをまず1点教えていただきたいのと、さっき町長の答弁でもありましたけれども、国の責任において安定的な価格に設定できるように、法改正するのかなど分かりませんが、そういった方向で価格が高騰しないようにしていただくということなんですけれども、そもそもこれ相場制と一緒に、変動相場制と一緒に、こういうところの電気を購入すること自体にちょっと危険なリスクというのが多分あると思うんですね、これからも。その要因としては、自前の電力を持っていないということが一つの要因であると思っております。そういった意味では、かみでん里山公社が購入する先としてはやはり東北電力であるとかそういったところと交渉して、公共施設のこれだけの電気を使うわけですから、交渉の余地があるはずなんです。安定的に電気をきちっと供給してもらえるところから購入をすべきじゃないかなと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

前年対比でございますが、正確な数字は持ってないんですが、約3倍に膨らんでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 繰り返しますけれども、1月に関しては実質2,200万円程度、実質的な補正額が2,200万円ほどになるということです。昨年度までは2,000万円削減できていたものがこの1か月だけの間でその削減が飛んでしまったということなんです。ですから今年度につ

いては削減が見込めないということになります。

安定的な電気の供給、安定的な電気料金の設定、確保ということでもありますけれども、当然電気というものは市場での売り買いがあるわけです。当然変動いたします。ここの需給バランスを取るということが非常に重要な業務でありますので、先ほど申し上げましたように、そのノウハウを持っているパシフィックパワーに委託をしているということでもあります。

ですから市場が健全な市場になっていけば、今回のような高騰が、今回は高騰が長く続いたということが一番の原因なんですね。世界どこの市場でも高騰することがあるわけです。そこに歯止めをかけるシステムが仕組みの中に組み込まれているというのが普通なわけですが、それが組み込まれていなかったということで、高騰したまま3週間続いてしまったということが、河野大臣も言っている市場の欠陥であるということですから、当然これはそのことに基づいて経済産業省もその仕組みを作っていく、公正な電気卸市場にしていくものだと思っております。そのことによって今回のような大きなリスクというものはある程度避けられるだろうと思っております。

それから、かみでん里山公社としても、パシフィックパワーと話をしまして、リスクヘッジとして、特にそういった電気料金が高騰することが危惧される冬期間についてはスポット価格の安い電気に頼らずに固定の電気を購入する、その割合を増やしていくということで、リスクを低減していくということで行ってまいりたいと思っております。

東北電力と交渉したからといって年間2,000万円削減できるというわけではないと思っております。以上であります。

○議長（工藤清悦君） 1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 想定外という言葉が多分、今回はあったのかどうか分かりませんが、かみでん里山公社を立ち上げる時点でもそういった整備というのはなかったわけですから、こういったリスクが出てくることは予想していたはずなんですよ。

東北電力と交渉しても料金削減できないという話ですけれども、やってなくて、できないかどうかというのはないと思うんですよ。その話はできるはずなんです、これだけの公共施設の電気ですから。実際そういう話もしてみたほうが私はいいと思うんですけれども。

さっきも言いましたけれども、自前の電力を持っていないというのが一番の今回のようなことの原因ですから、そういったところで、金額が当初よりも縮まったとはいえ、町民から集めた税金の中からこういった補正をするというのは私はいかがなものかと思えます。やはりそのリスクが全然ゼロではないとは思っていますが、もう一度お願いします。



○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当初、私自身、こういったことが起こるといことは全く想定しておりませんでした。それは一時的に高騰することがあっても、これが3週間続くということは、これまでのほかの諸外国でも例がない事態が生じたということですね。ですからここを正常な市場にさせていただくための制度の変更ということは強く河野大臣が経産省に言っておりますから、それはそうなるんだろうと思っております。

電力を自前で持っていないというのは確かではありますが、持つこと自体にはさらにリスクも伴いますので、これはなかなかそうはいかないだろうと思っています。

また、東北電力と交渉すべきだというお話もありましたが、交渉してなるものであれば、この自治体も全て既に行っているわけでありまして、これはやはりなかなか現実的には厳しいということでもありますので、大事なことは、新電力会社を持っているということは大きな強みなんです、実は。強みだと私は思っています。今、いろいろなお話もございます。ほかのバイオマスで発電する電気を購入して、そこから公共施設に供給するというお話も水面下でさせていただいております。様々これから新たな展開も生まれてくるんだろうと思っております。新電力会社を持っているという強み、これを生かして安定的な経営、そして地域への貢献、こういったものに取り組んでまいりたいと思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

さらに、国が、河野大臣が強く求めている損失補填ですね、これをしていただけるということになれば、当然かみでん里山公社からこの補正額については負担をすると、町が今回負担する分についてはお返しをされるといいますか、そういった形になると思いますので、ぜひ国では経産省でしっかりとその提言を受け止めて実施をしていただきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 町長、公金の投入についての考え方。

○町長（猪股洋文君） 公金ですが、これまでもご説明しましたように、今回2,000万円強の補正、実質的に2,200万円ほどの補正をさせていただくこととなりますが、先ほど申し上げましたように、既に2,800万円の電気料金の削減が図られておりますし、450万円の寄附もさせていただいておりますし、今後も削減が見込まれます。利益も見込まれますので、私は、今回は本当に大変申し訳ありませんが、2,200万円、町に補正を負担させていただくこととなりますけれども、この分はしっかりとお返しをすることができると思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 河野大臣が強く要請したということですが、まだこれは正式に決まっていなくてですね。これも実現するかどうか私は分からないと思っています。

東北電力と交渉してみたらというのは、町としてじゃなくて、かみでん里山公社として東北電力と話ができると思うんです。ですから、一回話だけ聞いてみてください、東北電力と。それで駄目だったらしょうがないと思いますけれども、パシフィックパワーとずっと契約すればいいと思いますけれども、そこで安定した電力というものをしっかりと考えていただきたいんです。財政課長、どうですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは、東北電力から購入するという事は、決まった料金ですから、これは余りメリットないんですね。であれば、かみでん里山公社を作る必要は全くありません、これまでどおり東北電力から購入すればいい話ですから。そこはちょっと違う話だろうと思っています。

それから、もう一つご理解いただきたいのは、かみでん里山公社が存在してなくて、東北電力から購入しているとするならば、今年度の電気料金、削減は全くされてないということです。分かりますか。2,000万円これまで削減されていたんです、当初予算というのは2,000万円削減された昨年度の実績を基に当初予算を組んでいますから。当初予算を組む段階で、東北電力から買っていたと、2,000万円多い額で当初予算を組めば全く削減はないということですね。東北電力から買わない、かみでん里山公社から買うことを前提とした当初予算でしたので、今回2,000万円、東北電力から買っているときと同じ電気料金になったということなんですよ。そこをご理解いただきたいと思っています。

繰り返しますが、既に市場での電力価格は安定しましたので、2月3月は削減が図られる見込みですし、それ以降も削減されるだろうと思っていますし、中期的に見れば、国がそういったきちっとしたセーフティネットを作っていただければさらに安定した経営ができるものと理解しておりますので、ご理解賜りたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） じゃ関連で、いいですよ。実は、この設立する際、私は反対したんです、反対討論までいかなかったんですけども。というのは、東北電力なるものは税務課に言わせればかなりの税金を頂いている優良企業でありまして、それを言った経過があります。

質問に入りますけれども、先ほど1番議員の質問の中で町長は削減が認められないと、2,000万円。利益が出なかったということですよ。それは赤字であり、これに対して私は責

任あると思うんですよ、町長の。要するに利益が出る分の中から2,000万円なくなったんですから、これに対して、何か町長の話を知っているとこれからまだ利益が出るからやらせてくださいみたいなお話なんだけれども、それ気持ちは分かるんだけど、この2,000万円が、要するに利益が出なかった分は、我々にというか、みんなに言ってきた「ずっと利益が出る」のが2,000万円足りなくなるわけですよ。そこを少し責任持った答弁がいただきたいんです、私は。よろしくお願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは、予定していた2,000万円の削減額、削減できなかったこと、それに伴って補正を組むということに対しては大変申し訳ないということでおわびしたいと思っております。

削減と利益は別物でございます。あくまでも昨年度まで出ていた2,000万円の削減が今回は図れなかったということです。利益についてはまたこれは別でございます。おそらく利益も、昨年度は450万円を町に寄附させていただきましたけれども、寄附するだけの利益は今年度は見込めないだろうと思っておりますが、ただそれほどひどい状況にはならないだろうと思っております。また、内部留保金もありますから、そういったものでほかの利用者等には迷惑がかからないように手当てをすることにしております。

全くこれは予想していなかったことですので、今回のことについてはこれはおわび申し上げたいと思いますが、来年度については昨年度同様の削減効果、それから利益というものが出ると見込んでおりますので、しっかりとこれは町財政にも貢献していく、それから町民に対しての還元をしていくということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 利益が出ないというのは分かります。その分、要するに2,000万円ほどの利益が出なかったんですから、それは理解しています。（「削減です」の声あり）削減が出なかったということは、そのお金は今回のいろいろな事情で何もしなければ逆ですよ。そこを私言っているんです。我々今言っている、1番議員も私も、あと7番議員が質問したのを、一般質問を聞いていると、何かこの事業、町長1人でやって1人で答弁しているようにしか聞こえないわけさ。担当者も誰もいないんですかね。だからなおさら町長はこれに対して責任を感じていただきたいんです、私は。

それで、ちょっといろんなやつあるんですけども、河北新報に載っているんですけども、かづのパワーというところありますよね。ここはやはり同じようなことをやっています、事

業休止、解散も視野に入れていましてということが載っています。こういうことをかみでん里山公社では考えないのか。私はこの際だから考えてもらうのが一番いいと思いますよ。それから楽天電気も新規契約停止と載っていますよね、同じようなのを持っているようなんですけれども。この辺見て、やはり来年からずっとまた、次、200万円だか出るからずっとやっていく考え方で通すわけですか。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

今お話ありました秋田県のかづのパワーにつきましては、昨日の河北新聞に載っていました。何とか市で3,500万円補助するというので決定されたようです。今まで休止という形でしたが、その後の協議の中で継続という形に判断されたということでございます。その流れにつきましてはいろいろな角度からご指摘あったと聞いています。そういった意味では継続ということ判断したようでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、私がこの新聞を見て驚いたのは、12月中旬から1月下旬にかけて電力需要が逼迫して、これはいいんですが、卸市場価格が平均の10倍から20倍に急上昇し、事業休止を決めたということが書いてあるんですが、今回かみでん里山公社の場合には大体3倍、1月の電気料金が3倍に上がっています。私はパシフィックパワーが損害を最小限に食い止めてくれたんだなと思っています。そこのディーリングがうまくいかなければ、ここのように10倍20倍に跳ね上がって、とてもとてもやれなかったんだろうと思いますけれども、3倍で収まったということですね。そういった意味から、先ほど申し上げたように、信頼できるパートナーだと思っておりますので、引き続きパシフィックパワーに需給調整業務を委託して、しっかりとやっていただきたいと思っています。以上です。

○議長（工藤清悦君） 4番早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 先ほど河野大臣が国に要望という話があったんですけども、これも確たる話ではないですよ。必ずそのようになればいいんですけども、今回の削減が認められなかった分が補填される確証なんかないですよ。私はこの分に関してある程度の責任の所在はあってしかるべきだと思っています。以上です。何か感想あれば。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 責任の取り方というのは、しっかりと安定的にかみでん里山公社を運営し、そして削減効果を生み出していき、このことによって町財政の負担軽減に取り組んでいく、

さらに利益を生み出してそれをきちっと還元していく、こういった安定的な経営を通して、町、それから町民に貢献していくということが私は責任の取り方だと思っておりますし、またこのことについては、ここまで先ほど申し上げたように経産省が責任を持って取り組むようにという緊急提言を行っているわけですから、当然これはパシフィックパワーを通してあるいはほかの自治体新電力会社を通してこのことがきちっと国によって実施していただけるように、そういった働きかけもしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 電気需給約款ということで、かみでん里山公社の約款を見ますと個別条件書によって料金が決まっているようです。市場調整費というのを加えた金額ということで、ずっと読みますと損害賠償の免責というところで、天災、戦争、暴動等不可抗力によってお客様もしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客様はその損害について賠償の責めを負いません。それと、契約の変更及び終了、需給契約の変更は原則できないと、期間中は。ただし契約の変更ということで、契約期間中において経済状況等の変動または法令等の改正があったときは別途協議の上、需給契約の内容を改廃することができるものとすると。最後、附則の中に市場調整単価ということで書いてありますけれども、まずどのような話し合いをパシフィックパワーとしたのか。それと、先ほど限度を設ける、固定というお話がありました。固定した場合にどれだけのメリット・デメリットといたしますか、今までほどのもうけというか、削減はできないんだと思いますが、どのようにこの辺査定、話し合いをしたのか、お願いします。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

今いろいろお話を聞いた中で、市場調整費、この部分が大きいかなと思っております。これは料金に大きく左右されるものでございます。要するに波があるわけでございますが、どんどんどんどん価格が上がっていけば料金も高く上がっていくわけです。固定価格というものを設定するという事は、それをストップ高、いわゆる一番てっぺんに上がる前に価格を止めてしまうというような内容なんです。そうすれば被害も少なくなってくると。ただ、削減幅も下がってきます。そういったメリット・デメリットがあるというように内容が規定されています。やはり東北電力から比べますとリスクはあります。ただ、メリットもあります。そういった意味では違うかなと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 市場調整単価の計算方法の中に一番最後に書いてあります調整係数50%

を乗じるということで、変動の半分を同社が吸収し、調整費の変動幅を抑えますと。要するに半分はかみでん里山公社で持つと。非常に分かりにくいのは、かみでん里山公社の社長は町長であって、お客さんというか、加美町はお客さんだと思うんですね。かみでん里山公社に対して町はお客さんだと認識しないと、ただ単に電気料が上がったからぼんと補正ということではなくて、かみでん里山公社としての責任、どの程度持つのか。

それと、確かにリスクを抱えながら安い料金があったとしても、本来公共的な立場でやるべき仕事なのかどうか。先日の中新田保育所のことと重ね合わせますと、確かに民間のメリットもあるかもしれませんが、公的な立場で仕事をしなければならないところと民間がやるべきところの仕事とをきっちり整理して、今回はやむを得ず、電気料を払わないと違約金というのがありますので、違約金を払ったりということにするわけにいかないと思いますが、今後こういったことはやはり公的な立場でやるべきではないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 町はお客さんであると同時に出資者という立場でもございます。かみでん里山公社を健全に育成していくという立場もあると思っております。できてまだ2年半ぐらいでしょうか、3年目ですね。しっかりした事業として永続的に運営できるように育てていくということが大事だと思っております。

必ずしも全てのことが民間か行政かという線引きができないところがあると思っております。基本的には民間ができるところは民間でやるということだろうと思っておりますが、かみでん里山公社も仮に町が全く関与せずにやるという方法もあるかもしれませんが、現在そういった事業所はございませんので、加美町が主体となって進めているところでありますから、大事なことは、しっかりと経営し、町財政にも町民にも貢献していくということだろうと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 17番木村哲夫君。

○17番（木村哲夫君） 本当に血税といいますか、先ほど通してしまったというか、高齢者の方のお祝い金も削って、450万円ほど削ったんですから、そうやって削って、財政が大変な中で事業をやっていくときに、かみでん里山公社を育てるということで、この血税をぼんと、町長は2,000万円ちょっとと言いますが、補正としては3,900万円上がっているわけですから、まして夏場の電気需要も含めれば、必ずしも今回安定するからということで、このままいくかどうか分からない状態なわけですね。そこに貴重な血税を使って、そうしてまでもかみでん里山

公社を育ててというんですか、作っていく必要があるのかどうなのか、その辺もう一度原点に戻って考え直してみる必要はないかどうか、もう一度伺います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさに血税だと私も思っております。血税を有効に使うためにかみでん里山公社を設立いたしました。先ほど申しましたように、既に2,800万円の削減効果というものが出ておりますし、それから450万円、このうちの200万円は高齢者の紙おむつの支給範囲拡大のために使わせていただきましたし、250万円は子どもの遊具のためということで、これは基本的に町民の幸せのため、福祉の向上のために設立したものでございます。

私は、しっかりとした経営ができると思っておりますので、さきに申し上げましたようなリスクヘッジもしながら、国に対してもしっかりと訴えるべきことは、パシフィックパワー、ほかの新電力会社と一緒に訴えていきながら、安定した健全な市場にしてもらおうということと併せてかみでん里山公社としてもリスクヘッジをしていくということ、この両輪でもって安定した経営ができる、そのことによって町に対して、町民に対して貢献していくことができると思っておりますので、この事業については継続してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。6番高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ちょっと違う話題で、先ほど8番議員が聞いていた質問の中で、私も確認させていただきたかったので、質問させていただきます。

27ページの理美容事業継続奨励金ということなんですけれども、先ほどは生涯学習課長が答弁されたと思います。これは成人式に直接関係、先ほど何かあるような、ないような、ちょっとはつきりしなかったもので、関係するものなのかどうか。また、1件当たり3万円というのはどういった根拠で出ているのかというところについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） 生涯学習課長でございます。

先ほども言いましたけれども、成人式をきっかけにということでこの交付金を考えました。

3万円の根拠につきましては、事例が余りございませんので、消毒とかコロナ対策のシールドとかも含めて経費相当額の3万円という金額をはじかせていただいております。どうぞご理解いただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 6番高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 成人式をきっかけにこれを検討してもらったということは、直接的に成人式の関係で理美容といった場合、理容は余り成人式とは直接的に関係するとは余り思わなく

て、美容室が一番想定というか、考えやすくなると思うんです。美容室の場合は様々な着つけ等々で大変な思いというか、されている部分というのがあった場合に、ここを考えた場合に3万円というのは一体何から来ているのかなと思ったんですね。その部分に対してどのように考えるのかということと、理美容というときにその部分で違いがあるのかどうか。あくまできっかけは成人式、しかしながら対策としてはコロナ対策、一般的なお客さんをお迎えするための消毒等々、これは理美容協会からもコロナ対策ということで、おそらく商工観光課ですか、要望が上がっていたと思うんです。これが来てなかったものが今回そういったものに相当する分ということで3万円なのかなと思います。しからば、その他の美容室、今回成人式がなくなったことによって大変な思いをしている美容室、あるいは成人式関連のほかの事業者というところに関しては今後どのように検討していくのかなということが気になりましたので、そこについてお願いします。

○議長（工藤清悦君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。高橋聡輔議員のご質問にお答えをさせていただきます。

きっかけとしては、前回の成人式の関係の新成人に対する支援金の際に、関係業者に対する何かないのかというご質問がございまして、今後検討するという答弁をさせていただきました。その中で、美容室等も当然影響を受けたわけではありますが、理容もコロナによる減収分はそんなに大きくはないんですけれども、それによって支援策がほとんど取られてなかったと。要するに減収幅が5割とかそういうものにも該当しなくて、そういったこともあって今回その損失分として2万円、プラス、コロナの対策費として1万円、計3万円ということで今回支援をする、そういったことですのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 6番高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） きっかけが成人式ということで、検討した結果、理美容から要望書が上がってきたものに対して補助がないということが明らかになったということになると、ほかにも補助の対象にならないような、今ちょっと想定するとどういうところか分かんないですけども、例えば整体院だったりとかそういったところも長時間やりながらなかなかそこまでなっていないような部分というのがあったりするわけですよ。そういったところに、今回これできっかけが成人式で理美容となった場合に、まだ入っていないところが絶対出てくるわけですよ。それが今回この2つだけというのが、成人式がきっかけとなっている、その理由は分かるんですけども、そのほかの人たちというところも、まだ行き届いてない方、大変な思いをされている方というところがあるんじゃないかなと思ったのでこの質問をさせていただきましたので、



今後検討をぜひお願いします。

○議長（工藤清悦君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） おっしゃるとおりですので、その件につきましては3次補正でしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。9番三浦英典君。

○9番（三浦英典君） 先ほどからかみでん里山公社の損した得したの話をしていましたけれども、私、別な角度からちょっとお話しさせてください。

実際、電気料を安くしたいがために公社を設立してやってきたわけですが、公社として会計が独立はしていないのでしょうか。通常ですと加美町振興公社やそういうものは皆、別に会計があって、直接損した得したがぼんと跳ね上がってこないんですよね。確かに電気料金の問題のためにこの公社を立ち上げてきたんですけれども、電気というライフラインは電気料が上がった下がったと一喜一憂する世界のものであってはならないはず。当然、会計も含めて、そういう市場の問題も絡んできますから、そういうリスクもあるとすれば、別に一つストックをした金というか、会計があって、そちらでならして、幾らでも乱高下しないように、ある種の非常に少ない幅での乱高下というか、高い安いの話を利用者に出すべき、請求すべきであって、そのまま10倍になったから10倍の料金を請求するという世界ではなかろうと思うんですね。この辺の考え方がちょっと余りにも、出資者と利用者が直接だからといってこの料金の請求が直接あっていい制度ではないような気がするんですね。この辺、町長、どう思いますか。

そして、これは、何ていうんでしょうね、考え方としてもう少し、今回の穴が空いたとすれば、金融機関からお金を借りてその穴を埋めておいて、消費者に直接請求すべきではなく、改めてもう少し何回とか年度を経過する中でその辺は圧縮してフォローしてやっていく、その上で、ある程度損も出たから料金10円20円とか乗せていくというような考え方のやり方じゃないとこれはちょっと望ましくないと。私は、町長がこれからも電気料金は削減できる方向に行くはずだという自信があってやろうとするのであれば、この辺のリスクヘッジというものは別なタイプで取るべきだろうと。この辺どうですか、考え方として。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 貴重なご意見ありがとうございます。

かみでん里山公社は株式会社でございます。特定目的会社ということで設立いたしました。当然町は顧客であり、かつ出資者という立場にあるわけでございます。

今回は、顧客の中で加美町以外の顧客については答弁させていただいていますようにかみでん里山公社で負担をさせていただいているということであり、町に対しては高騰分の負担をお願いしているということでございます。確かに三浦議員がおっしゃるように、今回はこのことをお願いしたんですが、今後そういった負担の在り方、一気にその分を負担してもらおうというやり方もあれば、あるいはならして負担してもらおうということもこれは当然あるだろうと思っておりますから、そういったところは当然金融機関から借入れをして、そして負担を平準化していくということもあろうかと思えます。そういったことは今後の課題としてぜひ検討させていただきたいと思っております。

それからもう一つ、ぜひ皆さん方にお伝えしたいのは、規制改革のチーム、これは実はここまで言っているんですね。市場設計に欠陥があったから世界に例を見ない事態が起きたと、緊急支援を求めるのは、小売事業者が壊れた市場の犠牲になった、その一方で一般送配電事業者と発電事業者が過剰な利益を得るといった競争上の不公正が起きたためだと言っております。そして、今回のような異常事態が発生しないように、市場制度を抜本的に再設計する必要がある。大手電力会社が寡占していること、発販（発電・販売）一体の場合が多いことなど、電気事業を巡る構造的な問題があると。続けて、エネルギー転換実現のため、経済産業省が責任を持って取り組むことを要請するという緊急提言をしておりますので、これは大変重いんだらうと思えます。これをなかつたことにはおそらく国としてもできないだらうと思っておりますから、先ほど申しましたように、私どもも他の自治体新電力会社とも共同してこういった趣旨にのっとり市場の安定を図っていただきたいという要望を国にしまいにしたいと思っております。

貴重なご提案だと思っておりますから、ぜひそれを参考にしながら今後の経営に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 9番三浦英典君。

○9番（三浦英典君） この辺は制度的な問題で、国の責任というんでしょうかね、この辺、手落ちがあつてこういう乱高下になつたんだというのはもちろんあります。そして、町でも公の立場ですからこういう状況の中で責任を持って民間の顧客に対してフォローするわけですよ。さっき言ったように、何で、町は消費者なんですけれども、そちらに対してフォローがないのか。それもおかしな話ですよ。それは一般であろうが、公的であろうが、利用者としての性格は同じであるはずだし、その辺はフォローされるべきだと、それはちょっと、私の考え方はそうなるんですけれども。

さっき言ったように、余りにもこの会計が直接的に一般会計に響くという、この数字の状況

を見て問題だと思いませんか。これでは第11番目の特別会計ですよ。何かあったときはすぐ一般会計から金を出す、もうかったときにもらうという、これでいいんでしょうか。やはり一旦プールされるお金があって、ならされるべきだと。当然そのためにも、今回は税金を投入するのではなくて、金融機関からお金を借りていただきたいとは思うんですね。そうすることで何もダイレクトに赤字分を血税から振り込むというか、払う必要はなかろうと思うんです。この辺の考え方はどうですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然そういったお考えはあると思っています。私もそれは十分理解できます。かみでん里山公社もまだできて3年に満たない会社でございますので、内部留保資金1,000万円強あるとはいえ、まだまだ体力的にそうあるわけではございませんので、これからきちんと体力をつけながらこういった不測の事態にも対応できる会社にしてまいりたいと思っていますので、パシフィックパワーとも、もう一方の株主はパシフィックパワーですから、相談をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤清悦君） 9番三浦英典君。

○9番（三浦英典君） それは早急にそちらの会社と相談されるべきで、私の意見、金融機関からお金を借りてやる方法ができるのかどうかというのは早速やっていただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

パシフィックパワーとはいろいろな形でご相談をいただきました。今現在、出資額とこれまでの営業利益といったもので、始まったばかりの企業でございますので、1,000万円ちょっとの金額しかございません。今お話を受けたとおりの内容でございます。

基本的には会社で借入れをしてその分で穴埋めをするというのはごもっともなご意見だと思っております。それは私どもも重々承知しております。ただ、電気料がなかなか支払いが急がれる中で、そういった手続上ちょっと間に合わないということで、一般会計の中から支出をお願いしたいというものでございまして、それは今後削減幅とか寄附金とかそういったものでお返しするというような形で今後進めていきたいというものでございます。その辺ご理解をいただきたいというものでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 16番米木正二君。

○16番（米木正二君） 今回の新電力かみでん里山公社の問題でありますけれども、私も町民の

皆さんから新聞報道等で、よく町民の方々もこのことについては関心を持っておられまして、いろいろなことを聞かれるわけでありまして、町民も非常に懸念していると思っています。

まさしく今回は「好事魔多し」という言葉が私はぴったりだと思います。削減しているときは声高らかにその成果を言っていますけれども、いざこういった不足額、今回は約3,900万円ほどでありますけれども、これを補正するというので、なかなか町民の理解を得られるのかなと私は思っています。一方で敬老祝い金454万円ほど削減しているんですね。そうした中で今回不足だということでこれだけの補正をするということ、本当になかなか町民の理解を得るのは難しいのかなと思っています。

そこで、町長は市場に不備があったということをお話されています。それは確かだろうと思います。新電力への財政支援もこれからあるだろうと、経済産業省もいろいろな手だてをしてくれるだろうという期待もあるわけですが、心配しているのは、これからも削減が見込めるという町長の発言なんです。やはりリスク、こういったリスクは付き物だと私は思っているんですよ。全国で1,700ほどの市町村がありますけれども、その中でこれに取り組んでいるのが40の自治体だけです。もしそれだけの効果があるならば、なぜ取り組まないのかなと、全ての自治体がね。そういう疑念もあります。そうしたことで、結論から言えば、私はこういうリスクのある事業への参加というか、事業の取り組みというのはやめたほうがいいんじゃないかなと、休止か、やめたほうがいいのではないかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） かつのパワーも角館市が3,500万円補助して事業を継続するという事になったようでございます。市としては、自然エネルギーが豊富な角館市にとって欠かせない事業であると、あらゆる軽減策を検討して再開もしていきたいという意向のようでございます。

加美町も、今売電している電力の約3分の1、これはかみでん里山公社で作られた電力です。原八幡堂で作られた太陽光発電による電気でございます。まさに地産地消が生まれてきているということが言えます。ですから電力会社を持っているということはそういうことが可能だということなんですね。地域で作った電力を地域に供給するという事、まさに地産地消が可能であると。そして、そこでお金も回っていくということですね。私は非常に自治体が新電力会社を持つことの意味というのは大きいだろうと思っております。

残念ながらまだまだ自治体新電力会社は多くありません。いろいろな条件があるだろうと思っています。加美町の場合は、幸か不幸か、実は公共施設が非常に多うございまして、初めから供給量が確保できるということですね。これは大きいと思うんです。小さな自治体ですとな

かなかそういうわけにいきませんから、供給先の確保から始めなくちゃないので、これはなかなか採算が取れない。加美町の場合には経営見通しが立つということなんですね。お客さんが初めから見通せるということですね。様々な状況で取り組んでいるところは多くない、あるいはこのことの仕組み自体、お知りになっていないところもあるかもしれません。

いずれにしても、地域で資源が循環していく上の一つの仕組みとして、私は大変大事な仕組みだと思っております。さらに、先ほど申しましたように、現在、ほかでバイオマスで発電している電気を加美町が購入して、その電気をまたそこに売電するというお話とか、地域で循環する様々な仕組み、新しい仕組み、そういったお話なども水面下で行っておりますので、ぜひ地域でエネルギーが循環する、お金が循環する、さらにそういった仕組みにしていきたいと思っております。

今後とも町の財政に負担をかけることがないように、今回のことは先ほど企画財政課長も話しましたように電気料金の支払いということがありますから、なかなか融資ということですぐにお金が融資されてすぐに払えるという状況にはないので、今回はお願いをしておりますけれども、企画財政課長が言ったようにきちっと今後電気料金の削減あるいは利益の還元という形でお返しをしていきたいなど、そして安定した経営を図っていききたいと思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 16番米木正二君。

○16番（米木正二君） 例を挙げますと、楽天のような大手の新電力、おそらく楽天は全国で第10位だと思いますけれども、その大手の新電力すら新規受け付けを中止する事態になっていきます。資本力で大手に劣る中小の新電力のダメージ、我が町もそうですけれども、その比ではないということです。そこで、3月には再編が起こるんじゃないかということが言われています。それはやはり資金調達に苦勞するそうした新電力がおそらく増えてくるだろうということで、事業撤退も検討していて、大手の新電力会社に何とか引き受けてくれないかというような電力会社も出てきているというような情報も私も持っています。

なぜかといいますと、新電力事業というのは薄利多売の利益構造であるということが原因だそうでありまして、もう一つは卸売の関係で30分ごとに価格が変動するというようなシステムになっているそうでありまして、先物市場という意味合いも強いということのようでありまして、そういったリスクもあるということ。それからもう一つ心配なことは、インバランス料金というのがあるそうです。これはペナルティー的な意味合いがあるそうでありまして、2か月から3か月後にその料金の支払いが生じてくるということでありまして、

かみでん里山公社についてはインバランス料金の支払いというのがあるのかどうか、その辺教えていただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

今、議員おっしゃいましたインバランス料金、これは足りなかった分を追加して後で補充するという内容で、3か月後に請求が来るわけなんですけど、これについてはパシフィックパワーとの協議の中でかみでん里山公社で支払うということになってございます。3か月後に出てくる料金のことをいうんですよね、追加分。そのときは安かったんだけど実際は高くなったと、その差額分を負担することになるんですけども、これに町の負担はありません。そういうことで協議をしてございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 16番米木正二君。

○16番（米木正二君） それから、新電力を作った際の様々な目的があったと思いますけれども、エネルギーの地産地消とかそれから地域の活性化とかいろいろあったわけですけども、問題なのは雇用が果たして生まれているのかなと、そういうこともちょっと危惧していますけれども、全くそこはパシフィックパワーに全てお任せをしているのかどうか、その辺、やはり雇用を増やすということも設立の目的だろうと思います。その辺ですね。

それから、何回も言いますが、リスク、これから絶対そういったリスクがないということは言えないと思うんですね。様々な世界情勢の中で様々なことが今起きています。そうしたことで、リスクということを一番懸念しているんですけども、このまま続けていった場合、絶対ないと言い切れるのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは新電力会社であれ、既存の電力会社であれ、リスクが絶対ないということは言えません。既存の電力会社であってもリスクを伴いながら経営をしていると、経営というのは全てそうだと思っております。

先ほど大手の新電力会社の話をされましたけれども、かみでん里山公社は自治体新電力ですので、もうけを追求する電力会社ではございません。あくまでも削減をする、そして地域にお金を還元するというところでございます。

そういった中で、当然リスクを減らしていく必要があります。リスクの一番大きなところは、米木議員おっしゃったとおり需給調整なんですね。素人が需給調整をやったのではこれは大変なことになります。おそらく、かづのパワーはよく分かりませんが、10倍から20倍とい

うのを見ますと、どういった需給調整、誰がやったのかということが心配になります。加美町が人を雇用して需給調整等の業務に当たらせるということは物すごいリスクを抱えることになります。機械も設備投資もかかります。人も雇用しなくちゃなりません。そのリスクを回避するために、経験のある、ノウハウのあるパシフィックパワーにその需給調整の業務を委託することによってリスクを低減しているということでございますので、そこはご理解いただきたいと思っています。当初からこの事業によって雇用を生み出すというところは実は考えていないわけでありまして。そこはご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） そのほか質疑ございませんか。3番早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 皆さんの意見を聞いていろいろ思うところがありましたので、1人で勝手にまとめて提言するような形なんですけど、町長に要望を飲んでもらえるかどうかも含めて確認をしたいと思えます。

まず1つ、先ほど来出ていますように、公社ですので、すんなり一般会計から補填、補正をするということじゃなくて、今後分離独立をきちっとすべきかなというのが1つです。

それから、2つ目に、今後、冬という話もありましたけれども、夏場も今度消費電力が上がればこれも上がるかもしれませんので、その辺をやはり固定をどの期間どうするかというのも検討すべきかなというのが2つ目です。

それから、3つ目として、緊急にということで制度改正して、削減の分、全部年度内にとかって補償がされればこれに越したことはないわけですが、これも何ら保証がないわけですので、その辺もちょっと不確定な部分がありますので、結論から言うと、今回は私は一般会計から補正でやむを得ないのかなと、公共施設でもありますので、そう考えます。

ただ、令和3年度1年間の中で、当然固定の検討でありますとか分離独立とか、削減分の補償が全部埋まればいいですけども、どの程度、いつの時期に補填なるか分かりませんが、その辺も含めて令和3年度の1年間の中で見直しをして、あともう一つ最後に、駄目なんだろうけれども、東北電力という大企業があるわけですので、交渉して、駄目かもしれませんが、一応交渉はすると。

今5つほど申し上げましたけれども、そういう交渉とかいろいろ取りまとめをして、それでもやはり改善が見られないという場合には一旦令和3年度で休止なり何なりということも検討すべきかなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然、令和3年度、この業績というものが一つの鍵になると思っていま

す。今回と同じような事態が生じれば、これはやはり根本的に考えなくちゃいけないだろうと思っておりますから、そういった事態が生じないように、パシフィックパワーと調整を図りながら安定的な削減効果を出していきたいと思っております。また、国に対して働きかけも行ってまいりたいと思っております。

それから、東北電力と直接ということなんですが、東北電力から電気を買うということは元に戻すということなんですね。かみでん里山公社が東北電力から買うということにはならないですね。あくまでもかみでん里山公社は基本的に市場から、新電力会社は市場から電気を調達するというのでございますから、東北電力と交渉してとなりますと、これはかみでん里山公社からでなくて東北電力から電気を購入しますから少しでも安くしてくださいという交渉になるということですので、そここのところをご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、おっしゃるとおり令和3年度の業績というものが大きな鍵を握ると思っておりますので、しっかりと経営をしていきたい、パシフィックパワーにもそのことはきちっとお伝えしたいと思っておりますので、ぜひ今年度に関してはお認めいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 3番早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 今任期の中で2年間、前半、議長をやらせていただいたときに、電力の上の方からこういうことを、「かみでん里山公社を始めるのであれば、東北電力としても防犯灯なりで加美町にも貢献しているんだから一言やっぱり話ししてほしかったね」と私は言われたことがありました。東北電力が貢献している部分もありますので、町がいろいろ交渉しづらいというのであれば、パシフィックパワーからも無理だということであれば、それで断念せざるを得ないと思うんですけれども、いろいろなライフラインで大口の場合に単価設定を変えているところもあるんですよ、実際は。それで、駄目元と言うと大変失礼かもしれませんが、一旦まず交渉する余地はあるのかなということ为先ほど加えましたけれども、まだ一つ一つ答弁をもらっているわけではないんですけれども、先ほどの例えば分離独立であるとか固定の検討とか、その辺も含めて理解してもらえるということではよろしいでしょうか、確認ですけれども。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そのとおりでございます。電力会社にはお伝えしています。何かのときのバックアップは電力会社にしていただくことになっていきますから、これがどこまでどう通じているか分かりませんが、電力には話をしています。万が一何かの場合にはバックアップをす



るという確約も取っているところでございます。

それから、当然独立してやっていくということが大前提だと思っております。そのための様々な方策、固定の電気の割合も増やしていくと。これも最終的にはパシフィックパワーにお願いすることになりますけれども、夏期、冬期、そういったことも含めてしっかりとした調整をしていただくということについては再度パシフィックパワーにもお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） そのほか質疑ございませんか。12番伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） いろいろな同僚議員から言い尽くされたと思うんですが、かみでん里山公社に関しては、町長も再三我々にいろいろな説明をしていただいていますけれども、本来は地域に利益を還元することで町を元気にしていく、そういったことから始まった事業が、今コロナ禍でもって不安が増大している中で、今度はマスコミが発表してくれたことで、公共施設の電気代が大幅増だと、100対3,000何がし、5,000何がしだということを発表したもので、町民の皆さんは非常に不安に思っています。今日ここでやり取りしていることは議員の我々は理解しましたけれども、町民の皆さんの不安は払拭できていないと思います。近い将来、あしたにでも町長の鉛筆なり何なりで、こういうことなんだよと、心配ないよということを発表というか、町民の皆さんに広く言っていただきたいと。それでなくとも今コロナ禍でみんな不安なんですね。さらに追い打ちをかける不安、元気になるどころじゃないですよ、あおって不安らせています。そういう実態なので、質問というよりも、直接関係ないんですが、要望というか、ぜひお願いをして、私の意見とさせてください。お願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ありがとうございます。利用者には早速かみでん里山公社から通知を出しておりまして、皆さん安心していただいております。その分をかみでん里山公社が負担しますということで、安心をしていただいております。また、一般町民の方々に対してはまだまだ、お知らせをする機会がありませんので、これはぜひお知らせをしたいと思っております。

また、3,900万円の補正予算をお願いしておりますけれども、1月の電気料金が2,200万円ほどと確定いたしましたので、実際の負担額はそういった額と。当然これは不用額が出てきますから、3,900万円を町が負担するという事じゃなく、2,200万円程度の負担になるということ、このところも皆さんからもお伝えいただければと思っております。しっかりと町民の不安も払拭しながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号令和2年度加美町一般会計補正予算（第11号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号令和2年度加美町一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第12号 令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第4号）

○議長（工藤清悦君） 日程第12、議案第12号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第12号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ5,445万円を追加し、歳入歳出それぞれ26億8,321万円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、国民健康保険税として医療給付費分現年課税分1,820万円増、県支出金として一般被保険者療養給付費交付金6,500万円増、繰入金として財政調整基金繰入金4,000万円減などであります。

歳出の主なものについては、保険給付費では一般被保険者療養給付費6,600万円増、保健事業費では特定健康診査等委託料860万円減などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の採決

を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第13号 令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

- 議長（工藤清悦君） 日程第13、議案第13号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第13号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ605万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億6,411万2,000円とする補正予算と債務負担行為の追加1件を行うものであります。

歳入の主なものについては、後期高齢者医療保険料として普通徴収保険料現年度分758万4,000円減などであります。

歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合納付金535万3,000円減などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号令和2年度加美町後期高齢

者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第14号 令和2年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（工藤清悦君） 日程第14、議案第14号令和2年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第14号令和2年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ4,864万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ32億3,401万1,000円とする補正予算と債務負担行為の追加1件を行うものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として介護給付費負担金1,144万1,000円増、普通調整交付金4,177万2,000円減、支払基金交付金として介護給付費交付金2,393万5,000円減などがあります。

歳出の主なものについては、保険給付費では居宅介護サービス等給付費5,246万円減、基金積立金では介護給付費準備基金908万3,000円増などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号令和2年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号令和2年度加美町介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第15号 令和2年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（工藤清悦君） 日程第15、議案第15号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第15号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出それぞれ1,238万6,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、サービス収入として介護予防ケアマネジメント費収入30万円減などであります。

歳出の主なものについては、サービス事業費で介護予防ケアマネジメント業務委託料30万円減などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第16号 令和2年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（工藤清悦君） 日程第16、議案第16号令和2年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第16号令和2年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）に

ついてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ40万円を減額し、歳入歳出それぞれ10億772万7,000円とする補正予算と繰越明許費の設定2件のほか、地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、町債として公営企業会計適用債30万円減などであります。

歳出の主なものについては、総務費では小野田浄化センター修繕工事60万円増、下水道建設費では下水道整備工事請負費400万円減などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号令和2年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号令和2年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第17号 令和2年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（工藤清悦君） 日程第17、議案第17号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第17号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ2,257万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億195万8,000円とする補正予算と地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、町債として浄化槽整備推進事業債2,060万円減などあります。

歳出の主なものについては、建設費で浄化槽設置工事請負費2,144万3,000円減などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第18号 令和2年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（工藤清悦君） 日程第18、議案第18号令和2年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第18号令和2年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、収益的収入及び支出において、既定予算に収入支出それぞれ200万円を追加し5億3,500万円とする補正予算であります。

収入の主なものについては、営業収入として加入金で170万円増などであります。

支出の主なものについては、原水及び浄水費で大崎広域水道受水料金580万円増などのほか、予備費を減額するものであります。

また、資本的収入及び支出については、資本的支出で既定予算から1,500万円を減額し、支出総額を1億2,135万2,000円とする補正予算であります。

主な内容は、配水管布設等工事請負費で1,400万円減などであります。

なお、今回の補正により過年度分損益勘定留保資金による不足財源補填額を1,500万円減額

し9,854万1,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号令和2年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号令和2年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第19、議案第19号令和3年度加美町一般会計予算、日程第20、議案第20号令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第21、議案第21号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第22、議案第22号令和3年度加美町介護保険特別会計予算、日程第23、議案第23号令和3年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第24、議案第24号令和3年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第25、議案第25号令和3年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第26、議案第26号令和3年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第27、議案第27号令和3年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第28、議案第28号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第29、議案第29号令和3年度加美町水道事業会計予算、以上11件は、いずれも令和3年度予算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、日程第19、議案第19号令和3年度加美町一般会計予算から日程第29、議案第29号令和3年度加美町水道事業会計予算までを一括議題とすることに決定いたしました。

---

日程第19 議案第19号 令和3年度加美町一般会計予算

日程第20 議案第20号 令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計予算



- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 令和 3 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 令和 3 年度加美町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 3 年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 3 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 3 年度加美町霊園事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 3 年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 3 年度加美町下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 3 年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 令和 3 年度加美町水道事業会計予算

○議長（工藤清悦君） 日程第19、議案第19号から日程第29、議案第29号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 令和 3 年加美町議会第 1 回定例会、各種会計予算の提案理由をご説明いたします。

議案第19号令和 3 年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ128億円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第20号令和 3 年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ25億円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第21号令和 3 年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ 2 億7, 400 万円と定めるものであります。

議案第22号令和 3 年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ32億1, 800万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第23号令和 3 年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1, 120万円と定めるものであります。

議案第24号令和 3 年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ600万円と定めるものであります。

議案第25号令和 3 年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ340万円と定めるものであります。

議案第26号令和 3 年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ260万円と定めるものであります。

議案第27号令和3年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ11億500万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第28号令和3年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1億2,200万円とし、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

議案第29号令和3年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については収入支出それぞれ5億3,100万円とし、資本的収入及び支出については収入286万1,000円、支出1億4,190万円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,903万9,000円は過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填するものであります。

なお、各会計の詳細についてはそれぞれ担当課長より説明申し上げますので、よろしくご願ひ申し上げ、提案理由とさせていただきます。よろしくご願ひします。

○議長（工藤清悦君） 続いて担当課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

それでは予算書1ページをお開き願ひします。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第19号

#### 令和3年度加美町一般会計予算

令和3年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128億円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（報酬に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月16日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

それでは予算書の195ページをお開きください。朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第20号

令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月16日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、予算書221ページをお開きください。朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第21号

令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,400万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、予算書231ページをお開きください。朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第22号

#### 令和3年度加美町介護保険特別会計予算

令和3年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億1,800万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月16日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長(工藤清悦君) 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長(千葉桂子君) 地域包括支援センター所長です。

予算書の257ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第23号

### 令和3年度加美町介護サービス事業特別会計予算

令和3年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,120万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

予算書の273ページをお開きください。朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第24号

### 令和3年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

令和3年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ600万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 町民課長。

○町民課長（荒木澄子君） 町民課長です。

予算書279ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第25号

### 令和3年度加美町霊園事業特別会計予算

令和3年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ340万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（塩田雅史君） 商工観光課長です。

予算書285ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第26号

#### 令和3年度加美町営駐車場事業特別会計予算

令和3年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ260万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大場利之君） 上下水道課長です。

291ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第27号

#### 令和3年度加美町下水道事業特別会計予算

令和3年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億500万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期

間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

令和3年2月16日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、321ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第28号

#### 令和3年度加美町浄化槽事業特別会計予算

令和3年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,200万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和3年2月16日提出

加美町長 猪 股 洋 文

続きまして、347ページをお開き願います。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第29号

#### 令和3年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| (1) 給水戸数    | 8,600戸          |
| (2) 給水量     | 213万4,000立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 5,847立方メートル     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入

- |            |           |
|------------|-----------|
| 第1款 水道事業収益 | 5億3,100万円 |
|------------|-----------|

支出

- |            |           |
|------------|-----------|
| 第1款 水道事業費用 | 5億3,100万円 |
|------------|-----------|

348ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,903万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,903万9,000円、減債積立金1,000万円及び建設改良積立金1,000万円で補填するものとする。)

収入

- |           |            |
|-----------|------------|
| 第1款 資本的収入 | 286万1,000円 |
|-----------|------------|

支出

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 第1款 資本的支出 | 1億4,190万円 |
|-----------|-----------|

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- |                |         |
|----------------|---------|
| 1 同一款内での各項間の流用 | 1,000万円 |
|----------------|---------|

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |            |
|---------|------------|
| 1 職員給与費 | 472万7,000円 |
| 2 交際費   | 5万円        |

(債務負担行為)

第7条 債務負担行為をすることができる事項、期限及び限度額は、債務負担行為による。



令和3年2月16日提出

加美町長 猪 股 洋 文

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第29号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する令和3年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する令和3年度予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は令和3年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、本会議は令和3年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、議員各位に申し上げます。

加美町議会委員会条例第9条の規定によりまして、令和3年度予算審査特別委員会を明日午前10時に本議場に招集いたします。ご参集のほどよろしくお願いいたします。

今日は以上でございます。ありがとうございました。

午後7時08分 散会

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月17日

加美町議会議長 工藤清悦

署名議員 沼田雄哉

署名議員 一條寛